水戸市地域防災計画

原子力災害対策計画編

令和３年８月

水戸市防災会議

地域防災計画（原子力災害対策計画編）目次

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的 …… 1

第 2 節 計画の性格 …… 1

第１　水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

第２　水戸市における他の災害対策との関係

第３　計画の修正

第 3 節 計画の周知徹底 …… 3

第 4 節 計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針 …… 3

第 5 節 原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態及び原子力災害の特殊性 …… 3

第１　各施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

第２　原子力災害の特殊性

第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 …… 5

第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に応じた防護措置の実施 …… 6

第１　原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施

第２　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 …… 7

第１　水戸市

第２　水戸市教育委員会

第３　茨城県

第４　茨城県教育委員会

第５　茨城県警察本部

第６　指定地方行政機関

第７　自衛隊

第８　指定公共機関

第９　指定地方公共機関

第10　公共的及びその他防災上重要な施設の管理者

第11　防災協定締結団体

第 2 章 原子力災害事前対策

第 1 節 基本方針 …… 17
第 2 節 原子力事業者の防災業務計画及び防災要員の現況等の届出の受理 …… 17
第１ 原子力事業者の防災業務計画
第２ 防災要員の現況等の届出の受理
第 3 節 原子力事故・故障等の報告の徴収等 …… 17
第１ 原子力事業所の年間主要事業計画
第２ 事故・故障等の通報
第３ 報告の徴収及び立入調査
第 4 節 原子力防災専門官・県・他市町村等との連携 …… 18
第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 18
第１ 企業等との協定締結
第２ 民間事業者との連携
第３ 国有財産の有効活用
第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備 …… 19
第１ 情報の収集・連絡体制の整備
第２ 情報の分析整理
第３ 通信手段・経路の多様化
第 7 節 総合防災拠点の整備 …… 22
第 8 節 緊急事態応急体制の整備 …… 23
第１ 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備
第２ 原子力災害対策本部体制等の整備
第３ オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制
第４ 長期化に備えた動員体制の整備
第５ 防災関係機関相互の連携体制
第６ 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊
第７ 自衛隊との連携体制
第８ 広域的な応援協力体制の拡充・強化
第９ モニタリング体制等
第10 専門家の派遣要請手続き
第11 複合災害に備えた体制の整備
第12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携
第 9 節 避難収容活動体制の整備 …… 26
第１ 避難計画の作成
第２ 避難所等の整備
第３ 学校等施設における避難計画の作成

第４　不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成
第５　市民等の避難状況の確認体制の整備
第６　居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備
第７　警戒区域を設定する場合の計画の策定
第８　避難所・避難方法等の周知
第　10　節　要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備　29
第１　要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備
第２　避難行動要支援者支援体制の確保
第３　要配慮者利用施設の避難計画等の整備
第　11　節　緊急輸送活動体制の整備　33
第１　専門家の移送体制の整備
第２　緊急輸送道路等の確保体制等の整備
第　12　節　救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備　33
第１　救助・救急活動用資機材の整備
第２　救助・救急機能の強化
第３　緊急被ばく医療活動体制等の整備
第４　消火活動用資機材等の整備
第５　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
第６　物資の調達，供給活動
第７　大規模・特殊災害における救助隊の整備
第　13　節　市民等への的確な情報伝達体制の整備　35
第１　警戒事態等の情報伝達
第２　複合災害等の情報伝達
第３　市民相談窓口の設置等
第４　要配慮者等の情報伝達
第５　情報伝達手段の整備
第　14　節　業務継続計画の策定　36
第　15　節　原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発等　36
第１　原子力防災に関する知識の普及・啓発
第２　教育機関における防災教育
第３　要配慮者等における防災知識の普及・啓発
第４　避難先の連絡
第５　大規模災害の情報収集・整理
第　16　節　防災業務関係者の人材育成　37
第　17　節　防災訓練等の実施　38
第１　訓練計画の策定
第２　訓練の実施
第３　実践的な訓練の実施と事後評価

第４　自主防災組織等の育成
第 18 節　核燃料物質等の搬送中の事故に対する対応 …… 40
第１　消防機関の対応
第２　警察機関の対応
第３　自治体の対応

第 3 章　緊急事態応急対策

第 1 節　基本方針 …… 41
第 2 節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 …… 41
第１　警戒事態等発生の情報等の連絡
第２　応急対策活動情報の連絡
第３　一般回線が使用できない場合の対処
第４　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動
第 3 節　活動体制の確立 …… 43
第１　動員体制
第２　段階的な原子力事故対応
第３　事故対策のための警戒態勢
第４　原子力災害対策本部の設置等
第５　原子力災害合同対策協議会への出席等
第６　専門家の派遣要請
第７　応援要請及び職員の派遣要請等
第８　自衛隊の派遣要請等
第９　原子力災害被災者生活支援チームとの連携
第10　防災業務関係者の安全確保
第 4 節　屋内退避，広域避難等の防護活動 …… 52
第１　屋内退避，広域避難等の防護活動の実施
第２　避難所
第３　広域一時滞在
第４　安定ヨウ素剤の予防服用
第５　要配慮者等への対策
第６　学校等施設における避難措置
第７　不特定多数の者が利用する施設における避難措置
第８　警戒区域の設定，避難指示の実効性を上げるための措置
第９　飲食物，生活必需品等の供給
第 5 節　治安の確保及び火災の予防 …… 58

第　6　節　飲食物の出荷制限，摂取制限等 …… 59
第　7　節　緊急輸送活動 …… 60
第１　緊急輸送活動
第２　緊急輸送のための交通確保
第　8　節　救助・救急，消火及び医療活動 …… 61
第１　救助・救急及び消火活動
第２　医療活動
第　9　節　市民等への的確な情報伝達活動 …… 62
第１　市民等への情報伝達活動
第２　市民等からの問い合わせに対する対応
第　10　節　業務継続に係る措置 …… 64

第 4 章　原子力災害中長期対策

第　1　節　基本方針 …… 65
第　2　節　緊急事態解除宣言後の対応 …… 65
第　3　節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 …… 65
第　4　節　放射性物質による環境汚染への対処等 …… 65
第　5　節　各種制限措置の解除 …… 66
第　6　節　災害地域市民に係る記録等の作成 …… 66
第１　災害地域市民の記録
第２　災害対策措置状況の記録
第　7　節　被災者等の生活再建等の支援 …… 66
第１　生活再建の取組み
第２　総合的な相談窓口等の設置
第３　災害復興基金の設立等
第　8　節　風評被害等の影響の軽減 …… 67
第　9　節　被災中小企業等に対する支援 …… 67
第　10　節　心身の健康相談体制の整備 …… 67

第１章　総　則

第１節　計画の目的

第２節　計画の性格

第３節　計画の周知徹底

第４節　計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

第５節　原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態及び原子力災害の特殊性

第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に応じた防護措置の実施

第８節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号，以下「原災法」という。）に基づき，原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な災害対策について，県，市，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め，総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により，市民の生命，身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

第１　水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画
第２　水戸市における他の災害対策との関係
第３　計画の修正

第１　水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は，水戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び茨城県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように作成するものである。

水戸市や関係機関などは，想定される全ての事態に対し対応できるよう対策を講ずることとし，たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得る柔軟な体制を整備する。

第２　水戸市における他の災害対策との関係

この計画は，「水戸市地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり，この計画に定めていない事項については「水戸市地域防災計画（風水害対策計画編，地震対策計画編，津波災害対策計画編）」に拠る。

第３　計画の修正

この計画は，災害対策基本法第 42 条の規定に基づき，毎年検討を加え，防災基本計画及び本市の体制，組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

なお，本編は，国の原子力災害対策指針を踏まえた計画であり，「今後，原子力規制委員会で検討を行うべき課題」の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ，修正する。

【今後，原子力規制委員会で検討を行うべき課題】

・ＯＩＬの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくＯＩＬの設定の在り方
・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方，中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
・透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため，市民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第３節　計画の周知徹底

この計画は，関係行政機関，関係公共機関，その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに，市民にも周知を図る。

また，各関係機関においては，この計画を熟知し，必要に応じて細部の活動計画等を作成し，万全を期す。

第４節　計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

地域防災計画「原子力災害対策計画編」の作成又は修正に際しては，原災法第６条の２第１項の規定により，原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第５節　原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態及び原子力災害の特殊性

第１　各施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

第２　原子力災害の特殊性

第１　各施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

１　原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）においては，多重の物理的防護壁が設けられているが，これらの防護壁が機能しない場合は，放射性物質が周辺環境に放出される。その際，大気へ放出の可能性がある放射性物質としては，気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス，揮発性のヨウ素，気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは，気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり，移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの，風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また，特に降雨雪がある場合には，地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに，土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり，それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際，平成 23 年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては，格納容器の一部の封じ込め機能の喪失，溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果，放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また，炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって，事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく，複合的であることを十分考慮する必要がある。

2　核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

(1) 火災，爆発等による放射性物質の放出

核燃料施設においては，火災，爆発，漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態と同様にプルームとなって放出，拡散される。フィルタを通して放出された場合には，気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。

ただし，爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には，粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

(2) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合，核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え，中性子線やガンマ線等の各種放射線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが，効果が十分でない場合は，中性子線やガンマ線等に対する防護が必要である。なお，防護措置の実施に当たっては，中性子線やガンマ線等の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

第２　原子力災害の特殊性

1　原子力災害が発生した場合には，被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから，原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。

2　放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが，その影響をすぐに五感で感じることができないこと。

3　平時から，放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。

4　原子力に関する専門的知識を有する機関の役割，当該機関による指示，助言等が極めて重要であること。

5　放射線被ばくの影響は，被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので，市民等に対して，事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

本計画の対象となる原子力事業所は，原災法第２条第４号に規定する原子力事業所とし，原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は，「原子力災害対策指針」に示されている「実用発電用原子炉の予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ[注1)]）及び緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ[注2)]）」並びに「実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域」を基準とする。

本市では，国の「原子力災害対策指針」及び「茨城県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき，下表のとおり，原子力発電所については，水戸市全域を，試験研究用等原子炉施設については，各対象施設の半径５キロメートルに一部でも該当する地域（町丁目単位）の全域を，「原子力災害対策重点区域」の「ＵＰＺ」と位置付け，居住する市民に対し，重点的に各種安全対策を講じることとする。また，原子力発電所及び試験研究用等原子炉施設のそれぞれに個別の避難計画を定めることとする。

【原子力発電所】緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）

対象事業所及び施設名	区域の範囲	対象地域
日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	発電所から 約 30ｋｍ	水戸市全域

【試験研究用等原子炉施設】緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）

対象事業所	対象研究炉施設	区域の範囲	対象地域
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所	高速実験炉 （常陽）	施設から半径５ｋｍ圏に 一部でも該当する地域 （町丁目単位）の全域	秋成町 下入野町
	高温工学試験研究炉 （ＨＴＴＲ）		秋成町 下入野町
	材料試験炉 （ＪＭＴＲ）		秋成町 下入野町 島田町

注１）予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

実用発電用原子炉施設から約５ｋｍと位置づけ，放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため，緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ[注3)]）に応じて，即時避難を実施するなど，放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

注２）緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）

実用発電用原子炉施設から概ね 30ｋｍ，試験研究用等原子炉施設については，それぞれの原子炉の規模に応じて，各施設から概ね 500ｍまたは５ｋｍの範囲において，放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため，ＥＡＬ，運用上の介入レベル（ＯＩＬ[注4)]）に基づき，緊急防護措置を準備する区域。

注３）緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準を示す。

注４）運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational Intervention Level）

原子力事故等による環境への放射性物質放出後の影響を低減するための防護判断基準を示す。

第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に応じた防護措置の実施

第１　原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施
第２　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

第１　原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施

市は，原子力施設において異常事態が発生した場合には，原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し，該当する区分に応じて予防的な防護措置を実施する。

１　警戒事態

原子力施設において，公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが，異常事態の発生，又はそのおそれがあるため，情報収集や緊急時モニタリング等の準備を開始する必要がある段階。

２　施設敷地緊急事態

原子力施設において，公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため，緊急時モニタリングの実施等により，事態の進展を把握する為の情報収集の強化を行う段階。

３　全面緊急事態

原子力施設において，公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため，その影響を回避，低減する観点から，迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

第２　放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

市は，放射性物質が環境へ放出された場合には，緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を，防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ）と照らし合わせ，必要な防護措置を実施する。

第８節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

第１　水戸市
第２　水戸市教育委員会
第３　茨城県
第４　茨城県教育委員会
第５　茨城県警察本部
第６　指定地方行政機関
第７　自衛隊
第８　指定公共機関
第９　指定地方公共機関
第 10　公共的及びその他防災上重要な施設の管理者
第 11　防災協定締結団体

第１　水戸市

1　水戸市防災会議に関する事務
2　災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
3　消防対策
4　水戸市原子力災害対策本部の設置・解散
5　市民に対する広報及び情報伝達
6　市民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限
7　緊急被ばく医療措置への協力
8　被ばく者，一般傷病者の救急搬送
9　飲食物の摂取制限等
10　緊急輸送及び必要物資の調達・供給
11　環境中の放射性物質の除去等
12　各種制限措置の解除
13　被害状況の調査及び被災者の生活の支援
14　県の行う原子力防災対策に対する協力
15　ボランティアの受け入れ

第２　水戸市教育委員会

1　幼児，児童及び生徒への防災教育
2　幼児，児童及び生徒の避難・屋内退避等の実施
3　避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

第３　茨城県

1　茨城県防災会議に関する事務
2　環境放射線の監視
3　災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
4　茨城県災害対策本部等の設置・解散
5　自衛隊・国の専門家等の派遣要請，受け入れ
6　所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示，指導，助言及び協力
7　隣接県，市町村等への防災対策に関する情報伝達，応援協力要請等
8　ボランティアの受け入れ
9　緊急時モニタリングの実施
10　県民に対する広報及び情報伝達
11　市民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
12　緊急被ばく医療措置の実施
13　飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
14　緊急輸送及び必要物資の調達
15　環境中の放射性物質の除去等
16　各種制限措置の解除
17　被害状況の調査及び被災者の生活の支援

第４　茨城県教育委員会

1　幼児，児童及び生徒への防災知識の普及
2　幼児，児童及び生徒の避難・屋内退避等の実施
3　避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

第５　茨城県警察本部

1　防護対策区域に係る立入制限，交通規制，市民の避難誘導等の警備

第６　指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1　管内各警察署の災害警備活動及び相互援助の調整 2　警察通信の確保と統制 3　管区各警察署及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報
関東財務局	1　地方公共団体に対する災害融資 2　原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 3　国有財産の無償貸与
関東信越厚生局	1　関係職員の現地派遣 2　関係機関との連絡調整

関東経済産業局	1　原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力 2　生活必需品，普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保 3　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保 4　被災中小企業の振興
茨城労働局	1　労働者の被ばく管理の監督指導 2　労働災害調査及び労働者の労災補償 3　原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示
関東農政局 （水戸地域センター）	1　主要食糧の需給調整 2　被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 3　災害時における生鮮食料品等の供給 4　被災農林漁業者等への災害金融措置の要請 5　風評被害等の防止対策
関東地方整備局 （常陸河川国道事務所）	1　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え 2　原子力防災に関する研究等の推進 3　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 4　活動体制の確立 5　関係者への的確な情報伝達活動 6　災害復旧に関すること
関東森林管理局 （茨城森林管理署）	1　国有林野等の被害状況に関する情報の収集・提供 2　国有林野内の放射性物質の汚染対策
関東運輸局 （茨城運輸支局）	1　自動車運送業者に対する運送協力要請 2　自動車及び被災者，災害必需物資等の輸送調整 3　応急海上輸送の輸送力の確保
東京航空局 （百里空港事務所）	1　原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底 2　飛行場使用の相互調整
第三管区海上保安本部 （茨城海上保安部）	1　船艇，航空機等による原子力災害情報の伝達 2　避難に関する情報の伝達・避難誘導等 3　海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援 4　通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 5　海上における救助・救急活動 6　緊急輸送に関すること 7　海上における治安の確保
東京管区気象台 （水戸地方気象台）	1　気象状況の把握 2　気象に関する資料・情報の提供 3　緊急時環境放射線モニタリングへの支援
関東総合通信局	1　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 2　防災及び災害対策用無線局の開設，整備についての指導 3　災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置） 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

第７　自衛隊

1　緊急時環境放射線モニタリングの支援
2　被害状況の把握
3　避難の援助
4　行方不明者等の捜索援助
5　消防活動
6　応急医療，救援
7　人員及び物資の緊急輸送
8　危険物の保安及び除去
9　その他災害応急対策の支援

第８　指定公共機関

機　関　名	事務又は業務の大綱
東日本電信電話株式会社 （茨城支店）	1　公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ （茨城支店）	1　防災関係機関や避難所等の通信の確保
ＫＤＤＩ株式会社 （水戸支店）	
日本銀行 （水戸事務所）	1　通貨の円滑な供給の確保 2　金融機関の間の資金決済の円滑の確保 3　金融機関の業務運営の確保 4　金融機関による金融上の措置の実施 5　上記各業務に係る広報
日本赤十字社 （茨城県支部）	1　医療救護活動の実施 2　災害救助への協力 3　救援物資の配分
日本放送協会（ＮＨＫ） （水戸放送局）	1　広報 2　原子力災害情報及び各種指示等の伝達
東日本高速道路株式会社 （関東支社）	1　高速自動車国道等の交通の確保
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じて次のような原子力防災対策への支援・協力 1　国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等） 2　原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等） 3　原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社	1　国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等） 2　原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等） 3　原子力防災に必要な教育・訓練
東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）	1　災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）	
日本通運株式会社（東京東支店）	1　災害対策用物資の輸送への協力
東京電力株式会社	1　災害時における電力供給
日本郵便株式会社（関東支社）	1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2　被災者が差し出す郵便物の料金免除 3　被災地あて救助用郵便物の料金免除 4　災害時における郵便局窓口業務の維持

第９　指定地方公共機関

機　関　名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社団法人茨城県医師会	1　緊急被ばく医療等の医療救護活動への協力 2　健康影響調査（健康診断等）への協力
茨城交通株式会社	1　避難者及び災害対策用物資の輸送協力
関東鉄道株式会社（水戸営業所）	
鹿島臨海鉄道株式会社	
一般社団法人茨城県トラック協会（水戸支部）	
ジェイアールバス関東株式会社（水戸支店）	
一般社団法人茨城県バス協会	
株式会社茨城新聞社 株式会社茨城放送	1　広報 2　原子力災害情報及び各種指示等の伝達

第 10　公共的及びその他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事務又は業務の大綱
水戸農業協同組合	1　汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導 2　食糧供給支援
那珂川漁業協同組合，那珂川第一漁業協同組合，大涸沼漁業協同組合	1　漁船等への広報協力 2　汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
水戸商工会議所，水戸市常澄商工会，水戸市内原商工会	1　救助用物資，復旧資材の確保，協力，斡旋
学校法人	1　幼児，児童及び生徒への防災教育 2　幼児，児童及び生徒の避難・屋内退避等の実施 3　避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
公益社団法人茨城原子力協議会	1　広報 2　県・市町村が実施する災害応急対策への協力
原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）	1　原子力事業者防災業務計画の作成及び協力 2　原子力施設の危険時の措置を含む防災管理 3　防災上必要な社内教育及び訓練 4　自衛防災組織の充実・強化 5　環境放射線監視の実施及び協力 6　通報連絡 7　事故拡大防止及び汚染拡大防止措置 8　災害状況の把握及び報告 9　緊急時環境放射線モニタリングの実施及び協力 10　緊急被ばく医療活動の実施及び協力 11　その他，県，関係周辺市町村が実施する原子力災害対策への積極的な協力
その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）	1　緊急時環境放射線モニタリングへの協力 2　その他，県，関係市町村が実施する原子力災害対策への積極的な協力
報道関係（ＮＨＫ水戸放送局，株式会社茨城新聞社，株式会社茨城放送を除く）	1　広報 2　原子力災害情報及び各種指示等の伝達
社団法人茨城県放射線技師会	1　緊急被ばく医療活動への協力 2　健康影響調査（健康診断等）への協力
公益社団法人茨城県看護協会	
公益社団法人茨城県薬剤師会	
社団法人茨城県臨床検査技師会	
社団法人水戸市医師会	
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会	1　被災者に対する炊き出し，救援物資の配布，避難所の運営業務等の協力 2　ボランティアに関すること 3　その他災害応急対策についての協力

第 11　防災協定締結団体

1　一般社団法人茨城県水戸市医師会，一般社団法人水戸市歯科医師会，一般社団法人水戸薬剤師会，株式会社メディセオ

(1) 災害時における応急医療救護活動及び医薬品の確保等に関すること。

(2) 医療機関との連絡調整に関すること。

2　水戸市建設業協同組合，水戸市造園建設協力会，水戸市測量設計業協会，水戸市電設協会

災害時の応急措置及び応急復旧活動の協力に関すること。

3　いばらきコープ生活協同組合，　イオンモール株式会社イオンモール水戸内原，イオンリテール株式会社イオン水戸内原店，イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市，生活協同組合パルシステム茨城，ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター，株式会社セブン－イレブン・ジャパン，株式会社ヨークベニマル，株式会社カインズ

災害時の食糧品及び日用品類の調達に関すること。

4　株式会社茨城放送，水戸コミュニティ放送株式会社

災害時における放送に関すること。

5　水戸市管工事業協同組合

災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の協力に関すること。

6　株式会社アクアクララ水戸，株式会社伊藤園水戸東部支店，コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

災害時における飲料水の確保に関すること。

7　市民センター等の自販機設置業者

災害時における自動販売機内の在庫商品の無償提供に関すること。

8　社団法人茨城県トラック協会水戸支部

災害時における車両による物資の輸送・配送に関すること。

9　西尾レントオール株式会社

災害時におけるレンタル資機材の提供，運搬，設置及び撤去に関すること。

10　一般財団法人茨城県環境保全事業団，水戸市環境整備事業協同組合

災害時等における一般廃棄物の処理に関すること。

11　一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部

災害時におけるガス燃料の確保に関すること。

12　東日本電信電話株式会社

災害時における特設公衆電話の設置・利用に関すること。

13　一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター

災害時における公衆衛生の維持又は環境の保全に係る検査に関すること。

14　水戸市獣医師会

災害時における動物救護活動に関すること。

15　茨城日産自動車株式会社

災害時における電気自動車による電力の供給等に関すること。

16　株式会社ファースト・トラスト

災害時における一時退避場所及び資機材等の仮置場の提供に関すること。

17　茨城県農業共済組合連合会

(1) 災害時における応急措置，農産物等の調達及び家畜の診療等に関すること。

(2) 災害時における施設利用及び避難者等の受け入れに関すること。

18　市内社会福祉法人 21 団体 31 施設

災害時における福祉避難所の提供に関すること。

19　株式会社フロンティア水戸，水戸都市開発株式会社

災害備蓄品配備に伴う保管場所の施設利用に関すること。

20　公益社団法人水戸青年会議所

災害時における応急措置及び応急復旧等の活動に関すること。

21　株式会社常陽銀行

(1) 電気自動車による防災活動拠点への電力の供給に関すること。

(2) 災害時における緊急避難所の提供等に関すること。

22　茨城県行政書士会

災害時における行政書士業務に関すること。

23　株式会社第一常陽タクシー，東栄観光開発株式会社ソフト Q２車，株式会社 Vita・葵民急，有限会社あんしんネット

災害時における患者等搬送等の協力に関すること。

24　一般社団法人茨城県助産師会

災害時における妊産婦・乳幼児等への支援活動に関すること。

25　ＪＡグループ茨城教育センター

洪水時における緊急避難所の提供に関すること。

26　有限会社 CSK グリーンタクシー

災害時における緊急避難所の提供に関すること。

27　茨城県弁護士会

災害時における法律相談業務に関すること。

28　「５日で 5000 枚の約束。プロジェクト」実行委員会

災害時における畳の供給に関すること。

29　三和シャッター株式会社，文化シャッター株式会社

災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理に関すること。

30　株式会社ゼンリン

災害時における地図製品の供給及び利用等に関すること。

31　一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会

災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関すること。

32　水戸市解体業協同組合

災害時における倒壊建物の除去等応急活動の協力に関すること。

33　東日本旅客鉄道株式会社水戸支店
　災害時における避難誘導・案内等の協力に関すること。
34　鹿島臨海鉄道株式会社
　津波災害等における常澄駅の利用に関すること。
35　学校法人岩田学園水戸駿優予備学校
　災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関すること。
36　一般社団法人日本福祉用具供給協会
　災害時における福祉用具等の供給に関すること。
37　寳幢院，吉田神社
　洪水時における緊急避難所に関すること。
38　学校法人常磐大学
　災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関すること。
39　水戸地区中小建設業協同組合
　災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関すること。
40　水戸市住みよいまちづくり推進協議会，水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各地区会
　洪水時における地域間の連携協力に関すること。
41　茨城県石油業協同組合
　災害時における燃料供給の支援協力に関すること。
42　一般財団法人茨城県トラック協会
　災害時における施設利用及び救護物資の保管に関すること。
43　一般財団法人スカイガード
　災害時におけるドローンを使用した災害現場等の映像支援に関すること。
44　株式会社セブン-イレブン・ジャパン，株式会社ヨークベニマル
　災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関すること。
45　株式会社ＯＬＳ
　災害時におけるトレーラーハウス提供に関すること。
46　茨城県建築士会
　災害時における建築物等の調査等の災害対策業務に対する応援協力に関すること。
47　ヤフー株式会社
　災害時における情報発信等に関すること。
48　株式会社カインズ
　災害時における生活物資などの供給協力に関すること。
49　一般社団法人茨城県ペストコントロール協会
　災害時における感染症等が発生した場合の消毒業務等の協力に関すること。
50　茨城県ホテル・旅館生活衛生同業組合水戸支部
　災害時における宿泊施設の提供に関すること。

51　東京電力パワーグリット株式会社茨城総支社
　災害時における停電復旧の連携等に関すること。
52　茨城県塗装工業組合，水戸塗装昭和会
　災害時における洗浄等の支援協力に関すること。
53　一般社団法人日本ムービングハウス協会
　災害時における移動式木造住宅の建設に関すること。
54　社会福祉法人水戸市社会福祉協議会，公益社団法人水戸青年会議所，水戸商工会議所青年部，水戸市常澄商工会青年部，水戸市内原商工会青年部，水戸ロータリークラブ，水戸東ロータリークラブ，水戸西ロータリークラブ，水戸南ロータリークラブ，水戸さくらロータリークラブ，水戸好文ロータリークラブ，水戸ライオンズクラブ，水戸葵ライオンズクラブ，水戸西ライオンズクラブ，水戸東ライオンズクラブ，水戸南ライオンズクラブ，水戸北ライオンズクラブ，水戸チアフルライオンズクラブ
　災害時における被災者支援及び災害ボランティア活動の支援に関すること。
55　一般社団法人茨城県環境保全協会
　災害時における災害し尿等の収集運搬に関すること。
56　水戸少年鑑別所，水戸刑務所
　災害時における施設利用及び心理職の派遣に関すること。
57　株式会社近畿日本ツーリスト関東
　災害時における宿泊施設の確保等に関すること。
58　合同会社Ｅ４
　災害時におけるドローンを使用した映像・画像等の情報収集及び提供に関すること。
59　茨城トヨタ自動車株式会社
　災害時における応急活動及び施設使用に関すること。
60　公益社団法人茨城県看護協会
　災害時における医療救護活動に関すること。
61　一般社団法人日本下水道施設業協会
　災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事に関すること。
62　一般社団法人日本下水道施設管理業協会
　災害時における下水道施設の復旧支援協力に関すること。
63　公益社団法人日本下水道管路管理業協会
　災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関すること。
64　公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部
　災害時における下水道施設に関する技術支援協力に関すること。

第２章　原子力災害事前対策

第１節　基本方針

第２節　原子力事業者の防災業務計画及び防災要員の現況等の届出の受理

第３節　原子力事故・故障等の報告の徴収等

第４節　原子力防災専門官・県・他市町村等との連携

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第６節　情報の収集・連絡体制等の整備

第７節　総合防災拠点の整備

第８節　緊急事態応急体制の整備

第９節　避難収容活動体制の整備

第 10 節　要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

第 11 節　緊急輸送活動体制の整備

第 12 節　救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備

第 13 節　市民等への的確な情報伝達体制の整備

第 14 節　業務継続計画の策定

第 15 節　原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発等

第 16 節　防災業務関係者の人材育成

第 17 節　防災訓練等の実施

第 18 節　核燃料物質等の搬送中の事故に対する対応

第２章　原子力災害事前対策

第１節　基本方針

本章は，原災法及び災害対策基本法に基づき，実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第２節　原子力事業者の防災業務計画及び防災要員の現況等の届出の受理

原子力事業者は，本市に対し，原災法に基づく各種対応を行う。

第１　原子力事業者の防災業務計画
第２　防災要員の現況等の届出の受理

第１　原子力事業者の防災業務計画

市は，原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について，県から意見聴取を受けた時は，自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から，速やかに意見を文書で回答する。

第２　防災要員の現況等の届出の受理

市は，原子力事業者が届け出た，原子力防災組織の原子力防災要員の現況，原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選解任，放射線測定設備及び原子力資機材の現況について，当該届出に係る書類の写しを県より受領する。

第３節　原子力事故・故障等の報告の徴収等

市は，原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）の観点から，原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書等に基づく対応を求める。

第１　原子力事業所の年間主要事業計画
第２　事故・故障等の通報
第３　報告の徴収及び立入調査

第１　原子力事業所の年間主要事業計画

市は，原子力事業者から年間主要事業計画の報告を受け，施設の概況等の把握に努める。

第２　事故・故障等の通報

市は，原子力施設における事故・トラブル等の通報を受けた場合，その影響等を把握する。

第３　報告の徴収及び立入調査

市は，必要に応じ，原子力事業者からの事故・トラブル等の報告を徴収するとともに，県と連携し，適時適切な立入調査を実施する。

第４節　原子力防災専門官・県・他市町村等との連携

市は，緊急時の対応（広域連携を含む）等については，（「茨城県原子力防災連絡協議会」等の場を通じ）原子力防災専門官・県・他市町村等と密接な連携を図り，実施する。

１　地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
２　原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
３　地域ごとの防災訓練の実施
４　市民に対する原子力防災に関する情報伝達
５　事故時の連絡体制，防護対策（避難計画の策定を含む。）
６　広域避難計画の策定

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

第１　企業等との協定締結
第２　民間事業者との連携
第３　国有財産の有効活用

第１　企業等との協定締結

市は，平常時から関係機関，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより，災害発生時に，各主体が，迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

第２　民間事業者との連携

市は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材，地域の備蓄量，供給事業者の保有量を把握し，不足が懸念される場合には関係機関や民間事業者との連携に努める。

また，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウ等を活用する。

第３　国有財産の有効活用

市は，関係機関と連携し，避難所，避難施設，備蓄等，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地，国有財産の有効活用を図る。

第６節　情報の収集・連絡体制等の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備
第２　情報の分析整理
第３　通信手段・経路の多様化

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　市と関係機関相互の連携体制の確保

市は，原子力災害に対し万全を期すため，国，県，原子力事業者，その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として，次の事項を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し，事業者，関係機関等に周知するとともに，これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

(1) 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応，通信障害時なども考慮した，代替となる手段や連絡先を含む。）

(2) 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先

(3) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容，通信手段，通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

(4) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応，通信障害時なども考慮した，代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

２　機動的な情報収集体制

市は，機動的な情報収集活動を行うため，車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

３　情報収集・連絡にあたる要員の指定

市は，迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み，発災現場の状況等について情報の収集･連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

４　非常通信協議会との連携

市は，関東地方非常通信協議会等と連携し，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

５　移動通信系の活用体制

市は，関係機関と連携し，移動系防災無線，携帯電話，漁業無線等の業務用移動通信及び海上保安庁無線，警察無線，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

６　関係機関等からの意見聴取等ができる仕組みの構築

市は，原子力災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のために，関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

第２　情報の分析整理

1　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は，収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに，必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

2　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は，平常時より，原子力防災関連情報の収集・蓄積を行う。

また，それらの情報が利用しやすいよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化の推進に努める。

3　防災対策上必要とされる資料

市は，国，県及び原子力事業者と連携し，応急対策の的確な実施に資するため，以下のような原子力施設（事業所）に関する資料，社会環境に関する資料，放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料，防護資機材等に関する資料を適切に整備し，定期的に更新するとともに，これらを確実に管理する。

また，市は，社会環境に関する資料等を原子力災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

(1) 原子力施設（事業所）に関する資料

ア　原子力事業者防災業務計画

イ　原子力事業所の施設の配置図

(2) 社会環境に関する資料

ア　種々の縮尺の周辺地図

イ　周辺地域の人口，世帯数（原子力事業所との距離別，方位別，要配慮者の概要，統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ　周辺一般道路，高速道路，林道，農道，鉄道，ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員，路面状況，交通状況，各種時刻表，滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ　避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置，収容能力，移動手段等の情報を含む。）

オ　周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園，学校，市民センター，公民館，診療所，病院，老人福祉施設，身体障害者援護施設，刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離，方位等についての情報を含む。）

カ　緊急時被ばく医療施設に関する資料（原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センターそれぞれに関する，位置，収容能力，対応能力，搬送ルート及び手段等）

キ　オフサイトセンター周辺地域の飲料水，食糧及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響に関する資料

ア　周辺地域の気象資料（過去の周辺測定における風向，風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ　線量推定計算に関する資料

ウ　平常時環境放射線モニタリング資料

エ　周辺地域の水源地，飲料水供給施設状況等に関する資料

オ　農林水産物の生産及び出荷状況

(4) 防護資機材等に関する資料

ア　防護資機材の備蓄・配備状況

イ　避難用車両の緊急時における運用体制

ウ　安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

(5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア　原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員，配置，指揮命令系統，関係者名リストを含む。）

イ　原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準，連絡様式，連絡先，連絡手段など）

ウ　状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

(6) 避難に関する資料

ア　地区ごとの避難計画（移動手段，集合場所，避難先，その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ　避難所運用体制（広域避難を前提とした市町村間の避難所，連絡先，運用組織等）

ウ　退避所運用体制

第３　通信手段・経路の多様化

市は，国及び県と連携し，原子力防災対策を円滑に実施するため，原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう，次の事項を整備するほか，あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに，その操作方法等について習熟しておく。

また，通信事業者に対し，移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について，事前調整する。

１　災害情報システムの整備

市は，原子力災害における迅速な情報伝達に必要となる災害情報システムの構築を図る。

２　災害に強い伝送路の構築

市は，災害に強い伝送路を構築するため，有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

３　機動性のある緊急通信手段の確保

市は，衛星携帯電話，地域衛星通信ネットワークの衛星車載局，可搬型衛星基地局などの通信衛星を活用した通信手段を確保する。

４　災害時優先電話等の活用

市は，既設の電話を「災害時優先電話」としてＮＴＴ東日本茨城支店長に申請し，承認を受け登録しておく。

５　通信集中の防止

市は，移動通信系の運用においては，通信集中時の混信等の対策に十分留意しておく。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに，関係機関の間で運用方

法について十分な調整を図るとともに，周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには，国（総務省）と事前の調整を実施する。

6　非常用電源等の確保

市は，庁舎等が停電した場合に備え，非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し，専門的な知見・技術をもとに，耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

7　保守点検の実施

市は，通信設備及び非常用電源設備等について，保守点検を実施し，適切な管理を行う。

第７節　総合防災拠点の整備

市役所本庁舎は，災害発生直後から災害対策活動，行政機能を維持するサービスの拠点として，大規模な地震や風水害等の災害時でも，庁舎としての機能・役割を継続させる必要がある。さらには，災害時における正確で迅速な災害情報の収集及び周知，迅速な初期活動や応急対策はもとより，平常時における市民への防災教育，啓発等を図ることも必要である。

そのため，市は，以下のような各種防災機能を有し防災教育を実施する，総合的な防災拠点施設を備えた市役所本庁舎の整備を推進する。

(1) 施設の耐震性確保

(2) 防災センターの整備

（災害対策本部会議室，災害対策本部事務局室，通信室，記者会見室，備蓄倉庫，仮眠室，啓発スペース等）

(3) 支援物資の受入れや配布，来庁者を中心とした臨時一時避難所となるスペースの確保

(4) 飲料水用耐震性貯水槽，雨水槽，井戸の設置

(5) 汚水貯留槽の設置

(6) 通信回線の二重化・多重化による途絶時の通信機能の確保

(7) 電力の２ルート化及び非常用自家発電機等による停電時の電源の確保

(8) ヘリポートの設置

(9) 浸水対策

(10) 災害時のアクセス性の確保

第８節　緊急事態応急体制の整備

市は，原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため，以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに，あらかじめ必要な体制を整備する。

また，検討結果等については，第３章「緊急事態応急対策」に反映する。

※本節の緊急時モニタリングの実施方法や体制について，今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ，追記する。

第１　警戒態勢をとるために必要な体制等の整備
第２　原子力災害対策本部体制等の整備
第３　オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制
第４　長期化に備えた動員体制の整備
第５　防災関係機関相互の連携体制
第６　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊
第７　自衛隊との連携体制
第８　広域的な応援協力体制の拡充・強化
第９　モニタリング体制等
第 10　専門家の派遣要請手続き
第 11　複合災害に備えた体制の整備
第 12　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

第１　警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

１　警戒態勢をとるために必要な体制

市は，警戒事態発生の通報を受けた場合，速やかに職員の非常参集，情報の収集・連絡が行えるよう，あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を作成し，参集基準や連絡経路を明確にしておくなど，職員の参集体制の整備を図る。

また，事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

２　現地事故対策連絡会議等への職員の派遣体制

市は，国が現地事故対策連絡会議等をオフサイトセンターにおいて開催する際，これに市の職員を迅速に派遣するため，あらかじめ派遣職員を指定するとともに，オフサイトセンターへの派遣手段等を定める。

第２　原子力災害対策本部体制等の整備

市は，内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合，又は，全面緊急事態に該当する事故が発生した場合，市長を本部長とする原子力災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため，原子力災害対策本部の設置場所，職務権限，本部の組織・所掌事務，職員の参集配備体制，本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定める。

また，迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え，防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定める。この際の意思決定については，判断の遅滞がないよう，下表のとおり意思決定者不在時の代決者をあらかじめ定める。

意思決定者

	意思決定者	代　決　者	
		1	2
連　絡　配　備	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐	原子力安全対策係長
原子力災害情報連絡会議	市民協働部長	防災・危機管理課長	防災･危機管理課長補佐
原子力災害警戒本部	主管副市長	副　市　長	市民協働部長
原子力災害対策本部	市　　長	主管副市長	副　市　長

※　各体制設置決定時において，決定者が不在かつ連絡不能なときは，代決者が各体制設置決定の職務について代行し，事後速やかに決定者に報告する。

第３　オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は,原子力緊急事態宣言が発出され,オフサイトセンターにおいて国の現地災害対策本部,県，市町村のそれぞれの原子力災害対策本部の代表者，指定公共機関及び原子力事業者の代表者から権限を委任されたものにより構成される原子力合同対策協議会が組織されることとなった場合は，職員を派遣し，緊急事態応急対策の実施方法，原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

また，オフサイトセンターにおいて，原子力災害合同対策協議会のもとに，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け，国，県，ＵＰＺ内の市町村及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており，市は，それぞれの機能班に配置する職員及びその役割，権限等について，あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定める。

なお，オフサイトセンターは，自然災害や避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には，移転先を「つくば国際会議場」又は「県教育研修センター」とする。

第４　長期化に備えた動員体制の整備

市は，事態が長期化した場合に備え，職員の動員体制やローテーション等をあらかじめ整備する。

第５　防災関係機関相互の連携体制

市は，平常時から，原子力防災専門官をはじめとする国，県，自衛隊，警察，消防，海上保安庁，医療機関，指定公共機関，指定地方公共機関，原子力事業者，その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報を交換し，各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め，相互の連携体制の強化に努める。

第６　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は，消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進，消防相互応援体制の整備，緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに，緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順，受け入れ体制，連絡調整窓口，連絡の方法を整備する。

第７　自衛隊との連携体制

市は，知事に対する自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておく。

また，適切な役割分担を図るとともに，いかなる状況において，どのような分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）で，自衛隊の災害派遣が必要なのか，平常時よりその想定を行っておく。

第８　広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は，国及び県の対策を踏まえ，緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難や避難退域時検査（「居住者，車両，携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）に関する広域的な応援要請並びに，必要に応じて，被災時の周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて，市町村間の応援協定締結の促進を図り，応援先，受援に関する連絡・要請の手順，原子力災害対策本部との役割分担・連絡調整体制，応援機関の活動拠点，応援要員の集合・配備体制，資機材等の集積・輸送体制，後方支援等について必要な準備を整える。

また，市は，原子力事業者との緊急時における協力の内容等について，あらかじめ調整を行うほか，県への応援要請が迅速に行えるよう，要請の手順，情報連絡窓口，連絡の方法を取り決めておくなど，必要な準備を整える。

第９　モニタリング体制等

市は，緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

第 10　専門家の派遣要請手続き

市は，原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，必要に応じ，国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するため，あらかじめ手続き等について定める。

第 11　複合災害に備えた体制の整備

市は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し，防災計画を見直すなど，備えておく。

また，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることを留意し，外部からの早期支援要請や要員・資機材の投入判断が行えるような対応計画をあらかじめ定める。

第 12　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は，地震，津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により，防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し，人材及び防災資機材の確保等において，国，指定公共機関，県及び原子力事業者と相互に連携を図る。

第９節　避難収容活動体制の整備

※本節の避難計画の詳細等について，今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ，追記する。

第１　避難計画の作成
第２　避難所等の整備
第３　学校等施設における避難計画の作成
第４　不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成
第５　市民等の避難状況の確認体制の整備
第６　居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備
第７　警戒区域を設定する場合の計画の策定
第８　避難所・避難方法等の周知

第１　避難計画の作成

１　広域避難計画の策定

市は，国，県及び原子力事業所の協力のもと，屋内退避及び広域避難のための計画を策定する。

本市広域避難計画の策定に当たっては，原子力災害対策指針及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画を反映するとともに，避難先自治体や県警機関等との協議や本市の各種対策の検討，検証等を踏まえ，随時，修正・見直しを行う。

また，本市域が該当する緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）においては，予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）の住民避難が先行して行われるため，原子力災害対策指針に基づき，段階的な避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施するまでの間は，屋内退避を行うことを原則とし，広域避難計画を策定する。

2　避難先

避難先からの更なる避難を避けるため，避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外にするとともに，地域コミュニティの維持に着目し，同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

あわせて，同じタイミングで広域避難することが想定される複数の小学校区を，一体的なエリアとして捉え，原則，同じ方面への広域避難を実施することとし，エリアの設定に当たっては，緊急時モニタリングにおいて空間放射線量率の測定を行う，各地のモニタリングポストの位置を踏まえて設定する。

なお，市の境界を越えた広域の避難計画の策定においては，国及び県が中心となって市の間の調整を図る。

(1) 本市の広域避難先

県内　古河市，結城市，下妻市，常総市，つくば市，坂東市，八千代町，五霞町，境町

県外　栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県

3　避難ルートの設定

避難ルートは，高速道路及び国道等の幹線道路を基本とし，広域避難先への移動しやすさを考慮するとともに，避難車両による渋滞や混乱を軽減するため，可能な限り一つのルートに車両が集中しないよう配慮する。

第２　避難所等の整備

1　避難所の整備

市は，避難先自治体と協定等を締結するとともに，避難施設の管理者と調整を図り，広域避難における避難所をあらかじめ指定する。

なお，避難所や避難退域時検査等の場所として指定された建物については，必要に応じ，衛生管理等に配慮した避難生活の環境整備に努める。

2　避難所誘導施設の設定

広域避難は，遠方への避難となることから，避難先に不慣れな避難者に配慮し，円滑に避難所への移動が可能となるよう，避難先自治体にある施設のうち，アクセス性，駐車可能数等を考慮した分かりやすい施設を避難所誘導施設として設定し，当該施設にて，避難所への案内を行う。

3　避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等の整備

市は，市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

また，県と協力し，広域避難を想定した避難誘導用資機材，移送用資機材・車両等を確保する。

4　広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は，県の調整を踏まえ，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難及び他の地方公共団体からの避難者の受入方法を含めた手順等を定める。

5　被災者支援の仕組みの整備

市は，平常時から，被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し，被災者支援の仕組みの整備等に努める。

6　要配慮者等にも配慮した施設・設備の整備

市は，避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど傷病者，入院患者，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者等にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者が災害情報を入手するためのテレビ，ラジオ等の機器の整備を図る。

7　物資の備蓄に係る整備

市は，指定された避難所又はその近傍で地域完成型の備蓄施設を確保し，食糧，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに，避難所に指定した学校等において，備蓄のためのスペース，通信設備の整備等を進める。

第３　学校等施設における避難計画の作成

学校等施設の管理者は，県及び市と連携し，原子力災害時における幼児，児童，生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため，あらかじめ，避難所，避難経路，誘導責任者，誘導方法等についての避難計画を作成する。

また，市は，小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため，災害時における幼稚園・保育所等の施設と市間，施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに，災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

第４　不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が使用する施設等の管理者は，県及び所在市町村及び関係周辺市町村と連携し，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画の策定及び訓練の実施に努める。

第５　市民等の避難状況の確認体制の整備

市は，避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において，市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

なお，市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意し，避難状況の確実な把握に努める。

第６　居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は，県支援のもと，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを円滑かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備する。

第７　警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は，国と連携して，警戒区域を設定する場合，警戒区域設定に伴う広報，立入規制及び一時立入等，必要な資機材や人員等を確保する。

第８　避難所・避難方法等の周知

市は，避難所や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用，緊急避難に伴う交通誘導等を含む。），屋内退避の方法等について，日頃から，市民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには，具体的な避難計画を県，防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となることから，市は，国，県及び原子力事業者からの情報に基づき，警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて，市民に提供すべき情報について整理するとともに，市民等に対し，具体的な避難指示の伝達方法やこれらの計画の周知を行う。

第 10 節　要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

第１　要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備
第２　避難行動要支援者支援体制の確保
第３　要配慮者利用施設の避難計画等の整備

第１　要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

１　要配慮者・避難行動要支援者等の対応

市は，傷病者，入院患者，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦など要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者への対応を強化するため，放射線の影響を受けやすい乳幼児について十分配慮するなど，原子力防災の特殊性に留意し，次の項目に取り組む。

(1) 要配慮者･避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導し,安否確認を行うため，周辺住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，要配慮者・避難行動要支援者に関する情報を把握し，関係者との共有に努める。

(2) 要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう，情報伝達体制を整備する。

(3) 避難誘導体制の整備，避難訓練の実施に一層努める。

２　要配慮者・避難行動要支援者等の避難誘導

市は，要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者の避難誘導を行う。

また，平常時より，安否確認を行うため，周辺住民，自主防災組織，ボランティア団体等の協力を得ながら,避難行動要支援者等に関する情報の共有を図るとともに,必要に応じて，避難誘導や搬送・福祉避難所などの受入れ体制の整備を図る。

また，放射線の影響を受けやすい乳幼児等については，十分配慮する。

第２　避難行動要支援者支援体制の確保

市は，災害対策基本法に基づき，避難行動要支援者名簿を作成し，関係団体，地域住民等の協力を得て，避難行動要支援者の救援体制の確保を図るとともに，自助・共助・公助を促進し，連携することで地域防災力を強化する。

１　避難行動要支援者名簿の作成

市は，要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者の支援対策を進めるために，災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき，避難行動要支援者名簿を作成し，避難支援等関係者との情報共有化を図り，災害時における安否確認，避難誘導等の支援活動が迅速かつ的確に実施できる体制の確保に努める。

(1) 避難行動要支援者基礎名簿

市は，以下に掲げる要件に該当する要配慮者を避難行動要支援者とし，避難行動要支援者に該当する者の名簿（以下，「基礎名簿」という。）を作成する。

なお，基礎名簿の作成に必要となる個人情報は，災害対策基本法第 49 条の 10 第３項の規定に基づき，県及び市が保有する要配慮者の情報を目的外使用し，対象とする要配慮者に関する情報を把握する。

要　件
・介護保険の要介護２以上の方 ・身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている方 ・療育手帳（Ⓐ・A）の交付を受けている方 ・精神保健福祉手帳（１・２級）の交付を受けている方 ・75 歳以上のひとり暮らしの方 ・市の支援を受けている難病患者の方 ・その他市長が必要と認めた方

(2) 基礎名簿登録事項

基礎名簿には，避難行動要支援者に関する以下に掲げる事項を登録する。

名簿登録事項
・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 施設等に入居する要配慮者

登録要件に該当する要配慮者のうち，社会福祉施設入居者や長期入院患者については，入居施設等による支援を受けるものとし，基礎名簿登録を行わないものとする。

２　避難行動要支援者同意名簿の作成

市は，基礎名簿に登録した者のうち，名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意した者の名簿（以下「同意名簿」という。）を作成する。

(1) 同意名簿登録に係る意向調査

市は，基礎名簿の登録者に対して，「避難行動要支援者登録申請書（兼個人情報の提供に関する同意書）（以下「申請書」という。）」により，個人情報の提供に係る意向を調査し，申請書により登録を申し出た者を，同意名簿に登録する。

なお，同意名簿に登録する事項は，上に掲げる基礎名簿の登録事項と同様のものとする。

(2) 意向調査の対象となる要配慮者以外の者

市は，基礎名簿の登録者以外の者から，災害時における支援活動を求められた場合は，同意名簿に登録する。

3　名簿の提供

(1) 基礎名簿の提供

市は，災害が発生し，又は発生する恐れがある場合で，市長が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときに，避難行動要支援者名簿を以下に掲げる避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者
・市職員 ・自主防災組織 ・消防局 ・消防団 ・民生委員 ・警察署 ・地域支援センター ・社会福祉協議会

(2) 同意名簿の提供

市は，同意名簿に登録されている情報について，平常時から避難支援等関係者に提供する。

(3) 名簿の適正管理

市は，基礎及び同意名簿の提供にあたり名簿の適正管理について以下の措置を講じ，適正な管理を徹底する。

ア　避難支援以外には使用しないことの周知

イ　名簿の閲覧制限

ウ　紙による名簿提供及び複写，データ化の原則禁止

エ　個人情報の取扱いに関する研修の実施

4　名簿の更新

市は，基礎及び同意名簿情報について定期的な更新を行い，最新のものとするよう努める。

5　地域ぐるみの支援体制

(1) 避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者は，災害発生時に，地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため，同意名簿を適切に活用し，個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し，平常時から見守り活動を行う。

(2) 個別計画作成

市は，避難支援等関係者と連携し，同意名簿の登録者ごとに個別計画を作成する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は,二次災害等により被災することがないよう自らの安全確保に努め,可能な範囲で支援を行うものとする。

6　災害時の情報提供，緊急通報システムの整備

県及び市は，災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため，情報入手困難な聴覚障害者に対して，ＦＡＸなど通信装置の貸与や情報伝達体制の確立に努める。

市は，要配慮者が迅速に避難できるよう，防災担当と福祉担当との連携のもと，防災関係機関及び福祉関係者と協力して,避難に関する情報の伝達マニュアル等を策定するとともに,避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する防災ラジオの無償貸与等情報伝達体制の整備に努める。

また，県及び市は，災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため，緊急通報システムの整備に努める。

7　防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施

市は，避難支援等関係者及びボランティア組織などの協力により，要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また，市で策定した要配慮者安心安全行動マニュアルなどにより，要配慮者に十分配慮したきめ細やかな防災に関する知識等の普及・啓発を図る。

第３　要配慮者利用施設の避難計画等の整備

1　病院等医療機関における避難計画の整備

病院等医療機関の管理者は，県及び市と連携し，原子力災害時における避難経路，避難責任者，避難方法，患者の搬送に必要な資機材の確保，避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

2　社会福祉施設における避難計画の整備

社会福祉施設の管理者は，県及び市と連携し，原子力災害時における避難所，避難経路，誘導責任者，誘導方法，入所者等の移送に必要な資機材の確保，関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に,入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

第 11 節　緊急輸送活動体制の整備

第１　専門家の移送体制の整備
第２　緊急輸送道路等の確保体制等の整備

第１　専門家の移送体制の整備

市は，放射線医学総合研究所，指定公共機関等からのモニタリング，医療等に関する専門家の現地への移送（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き，空港等から現地までの先導体制等）について協力する。

第２　緊急輸送道路等の確保体制等の整備

市は，市の管理する情報板等の道路交通関連設備について，緊急時を念頭に置いた整備に努め，災害時に利用可能な交通経路を把握する。

第 12 節　救助・救急，医療，消火及び防護資機材等の整備

※本節の被ばく医療体制について，今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ，追記する。

第１　救助・救急活動用資機材の整備
第２　救助・救急機能の強化
第３　緊急被ばく医療活動体制等の整備
第４　消火活動用資機材等の整備
第５　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
第６　物資の調達，供給活動
第７　大規模・特殊災害における救助隊の整備

第１　救助・救急活動用資機材の整備

市は，応急措置の実施に必要な救急救助用資機材，救助工作車，救急自動車等の整備に努める。

第２　救助・救急機能の強化

市は，職員の安全確保を図り，効率的な救助・救急活動を行うため，県との連携を強化するとともに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図る。

第３　緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は，県が行う緊急時における市民等の健康管理，汚染検査，除染等緊急被ばく医療について協力するものとし，体制の整備を図る。

第４　消火活動用資機材等の整備

市は，平常時から，県，原子力事業者等と連携を図り，原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消火活動用資機材及び活動体制を整備する。

第５　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は，国及び県と協力し，応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

また，応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため，平常時より，国，県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第６　物資の調達，供給活動

１　備蓄計画

市は，大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し，地域の地理的条件等を踏まえて，必要とされる食糧その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それらの供給のための計画を定める。

また，備蓄を行うに当たって，大規模な地震が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制を整備する。

２　物資の調達体制の整備

市は，国及び県と連携のうえ，備蓄の輸送拠点を指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう，輸送拠点の指定について，あらかじめ体制を整備する。

第７　大規模・特殊災害における救助隊の整備

市は，県及び国と連携し，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する緊急消防援助隊を含む救助隊の整備を図る。

第 13 節　市民等への的確な情報伝達体制の整備

第１　警戒事態等の情報伝達
第２　複合災害等の情報伝達
第３　市民相談窓口の設置等
第４　要配慮者等の情報伝達
第５　情報伝達手段の整備

第１　警戒事態等の情報伝達

市は，国及び県の対応を踏まえて，警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について，災害対応のフェーズ（段階）や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理する。

また，市民に対して必要な情報が確実に伝達され，かつ共有されるように，情報伝達の際の役割等を明確にする。

第２　複合災害等の情報伝達

市は，地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに，被災者等に的確な情報を常に伝達できるよう，災害情報システム，広報車両等の施設，装備，体制の整備を図る。

第３　市民相談窓口の設置等

市は，市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について，あらかじめその方法，体制等を定める。

第４　要配慮者等の情報伝達

市は，原子力災害の特殊性に鑑み，傷病者，入院患者，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦などの要配慮者・避難行動要支援者及び一時滞在者に対し，災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺市民，自主防災組織，市国際交流協会等と連携を図りながら平常時から，情報伝達体制の整備に努める。

第５　情報伝達手段の整備

市は，放送業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力のもと，コミュニティ放送局，ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報，広報用電光掲示板，携帯端末の緊急速報メール機能，ワンセグ放送の活用等の様々なメディアの活用体制の整備に努める。

第 14 節　業務継続計画の策定

市は，災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続のため，災害時に，必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応の強化を図るため，庁舎の所在地が避難のための立ち退き勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図る。

また，実効性のある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。

第 15 節　原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発等

第１　原子力防災に関する知識の普及・啓発
第２　教育機関における防災教育
第３　要配慮者等における防災知識の普及・啓発
第４　避難先の連絡
第５　大規模災害の情報収集・整理

第１　原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は，国，県及び原子力事業者と協力して，市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
(2) 原子力施設の概要に関すること
(3) 原子力災害とその特性に関すること
(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
(5) 緊急時に，市，国及び県等が講じる対策の内容に関すること
(6) コンクリート屋内退避所，避難所に関すること
(7) 要配慮者への支援に関すること
(8) 緊急時にとるべき行動に関すること
(9) 避難所での運営管理，行動等に関すること

第２　教育機関における防災教育

市は，教育機関，民間団体等との密接な連携のもと，防災教育を実施し，教育機関においては，防災に関する教育の充実に努める。

第３　要配慮者等における防災知識の普及・啓発

市は，防災知識の普及と啓発を行うに際しては，傷病者，入院患者，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等に十分配慮することにより，地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等，男女双方の視点を十分に配慮する。

第４　避難先の連絡

市は，避難状況の確実な把握に向けて，市が指定した避難所以外に市民が避難をした場合には，市の原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう市民へ周知する。

第５　大規模災害の情報収集・整理

市は，国及び県と連携し，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第 16 節　防災業務関係者の人材育成

市は，応急対策全般への対応力を高め，原子力防災対策の円滑な実施を図るため，国，指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等，人材育成に努める。

また，国及び防災関係機関と連携して，以下に掲げる事項等に関する研修ついて，原子力防災業務関係者を対象として実施するとともに，研修成果を訓練等において具体的に確認し，緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，研修内容の充実を図る。

1　原子力防災体制及び組織に関すること
2　原子力施設の概要に関すること
3　原子力災害とその特性に関すること
4　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5　モニタリング実施方法及び機器に関すること
6　原子力防災対策上の諸設備に関すること
7　緊急時に市，県及び国等が講じる対策の内容
8　緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
9　放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
10　その他緊急時対応に関すること

第 17 節　防災訓練等の実施

第１　訓練計画の策定
第２　訓練の実施
第３　実践的な訓練の実施と事後評価
第４　自主防災組織等の育成

第１　訓練計画の策定

1　要素別訓練等の企画立案

市は，国，県，原子力事業者等関係機関の支援のもと，以下に掲げる事項について防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた実施計画の企画立案を県と共同又は独自で行う。

(1) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
(2) 対策拠点施設への参集，立ち上げ，運営訓練
(3) 緊急時通信連絡訓練
(4) 緊急時モニタリング訓練
(5) 緊急時被ばく医療訓練
(6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
(7) 周辺住民避難訓練
(8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

2　総合的な防災訓練の企画立案

市は,原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練について，市が行うべき防災対策，複合災害や重大事故等を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど，訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第２　訓練の実施

1　要素別訓練等の実施

市は，計画に基づき，国，県，原子力事業者等関係機関と連携し，防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を実施する。

2　総合的な防災訓練の実施

市は，市民の協力を得て，国，県，原子力事業者等と共同して原災法第 13 条に基づく総合的な防災訓練を実施する。

第３　実践的な訓練の実施と事後評価

1　実践的な訓練

市は，訓練を実施するに当たり，原子力規制委員会，事業者の協力を受けて作成した，大規模な自然災害等との複合災害や重大事故，全面緊急事態等を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき，参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど，現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

2　事後評価

市は，訓練を実施するに当たり，当該訓練の目的，チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行う。

また，訓練終了後，専門家による訓練評価において，改善点を明らかにし，必要に応じ，訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うとともに，緊急時のマニュアルの作成，改定を行い原子力防災体制の改善に取り組む。

第４　自主防災組織等の育成

1　講習会の開催

市は，自主防災組織のリーダーやボランティアなどが，避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう，講習会などを通じ育成するよう努める。

2　パンフレットの配布

市は，学校，病院，社会福祉施設，企業，観光客等多くの人が集まる施設の管理者に対し，パンフレット等を配布し，留意すべき事項等も含め，原子力防災対策の基礎知識を周知徹底する。

3　原子力防災訓練に係る自主防災組織等の協力

市は，市民参加の原子力防災訓練を行う場合は，次の点について，自主防災組織，ボランティア等の協力を得る。

(1) 自主防災組織のリーダー，ボランティア等に対する避難方法の習熟，周知徹底

(2) 要配慮者の避難方法の習熟，支援者の育成

4　地区防災計画の作成

自主防災組織をはじめとする地域住民等は，地域の実情にあわせた災害対策を行うため，地区防災計画を作成する。

地区防災計画については平常時より評価･見直しを行い,継続して活用できるよう努める。

5　自主防災組織の活動内容

【平常時】

ア　要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

イ　日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

ウ　情報収集・伝達，避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

エ　災害発生時における，行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

オ　地区防災計画の作成・見直し

【発災時】

ア　情報の収集・伝達

イ　救出・救護の実施及び協力

ウ　集団避難の実施

エ　要配慮者の安全確保等

第 18 節　核燃料物質等の搬送中の事故に対する対応

核燃料物質等の搬送の事故については，輸送がおこなわれる都度に経路が特定され，原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されてないこと等の輸送の特殊性に鑑み，原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことで実効性があるとされている。こうした輸送の特殊性を踏まえ，防災関係機関において次により対応する。

第１　消防機関の対応
第２　警察機関の対応
第３　自治体の対応

第１　消防機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は，直ちにその旨を県原子力安全対策課に報告するとともに，事故の状況に応じ，消防職員の安全確保を図り，原子力事業者に協力して，消火，人命救助，救急等必要な措置を実施する。

第２　警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，警察職員の安全確保を図り，原子力事業者に協力して，人命救助，避難誘導，交通規制等必要な措置を実施する。

第３　自治体の対応

県及び市は，事故の状況の把握に努めるとともに，国の指示に基づき又は独自の判断により，事故周辺の住民避難等，一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施する。

第３章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針

第２節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

第３節　活動体制の確立

第４節　屋内退避，広域避難等の防護活動

第５節　治安の確保及び火災の予防

第６節　飲食物の出荷制限，摂取制限等

第７節　緊急輸送活動

第８節　救助・救急，消火及び医療活動

第９節　市民等への的確な情報伝達活動

第 10 節　業務継続に係る措置

第３章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針

本章は，警戒事態，施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応及び原災法第 15 条に基づき，原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが，これら以外の場合であっても，原子力防災上必要と認められるときは，本章に示した対策に準じて対応する。

第２節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

第１　警戒事態等発生の情報等の連絡
第２　応急対策活動情報の連絡
第３　一般回線が使用できない場合の対処
第４　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

第１　警戒事態等発生の情報等の連絡

１　原子力事業者からの警戒事態発生の通報があった場合

(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は，原災法第 10 条に基づく通報事象には至っていないものの，その可能性がある場合又はそのおそれがある場合は，事故発生事業所の原子力防災管理者は，直ちに，原災法第 10 条第１項の規定に基づく通報に準じ，次に掲げる事項について県（知事）をはじめ，所在・関係周辺市町村長，県警察本部長，消防機関，支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

ア　原子力事業所の名称及び場所
イ　事故の発生箇所
ウ　事故の発生時刻
エ　事故の種類
オ　検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
カ　その他事故の把握に参考となる情報

(2) 原子力規制委員会は，警戒事態の発生及びその後の状況について，原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行う。

特に，傷病者，入院患者，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦などの要配慮者については，避難に時間を要することなどから，ＰＡＺを含む市町村に対し，援護体制を迅速に行えるよう連絡する。

(3) 市は，原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について，関係する指定地方公共機関に連絡する。

2　原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生の通報があった場合

(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は，施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに市町村をはじめ官邸（内閣官房），原子力規制委員会，県，関係周辺都県，県警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，自衛隊，原子力防災専門官等に同時に文章をＦＡＸで送付する。さらに，主要な機関等に対してはその着信を確認する。

(2) 原子力規制委員会は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市町村をはじめ官邸（内閣官房），県及び県警察本部に連絡する。また，必要に応じＰＡＺを含む市町村に対し，市民の避難準備を行うよう連絡する。

(3) 市は，原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について，関係する指定地方公共機関に連絡する。

(4) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は，施設敷地緊急事態発生後，直ちに現場の状況等を確認し，その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡する。

　また，原子力防災専門官は，収集した情報を整理し，ＵＰＺ内の市町村をはじめ国，県に連絡する。

放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

　県は，施設敷地緊急事態発生事業所から事故の通報がない場合において，空間線量率を測定する固定観測局において５μＳｖ/時以上の空間線量率の数値を発見した時は，直ちに原子力防災専門官，上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに，関係する原子力事業所に対し事実関係，事故状況等を確認する。

　また，その結果については，当該事業所の所在・関係市町村長に連絡するとともに，ＵＰＺ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し，必要に応じて連絡する。

第２　応急対策活動情報の連絡

1　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害状況等の連絡

(1) 原子力事業者は，市町村をはじめ官邸（内閣官房），原子力規制委員会，県，県警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に施設の状況，原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に文書により連絡することとし，さらに，関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する。

(2) 市は，原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに，原子力事業者等から連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動状況等を随時，連絡するなど，相互の連絡を密にする。

(3) 市は，指定地方公共機関との間において，原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時，連絡するなど，連絡を密にする。

(4) 市及び県は，各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

(5) 市は，国の現地事故連絡会議との連携を密にする。

2　原子力緊急事態宣言における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）

(1) 原子力規制委員会は，全面緊急事態が発生したと判断した場合は，直ちに指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

市は，国の現地対策本部，指定公共機関，県，指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに，オフサイトセンターにおいて，施設の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，広域避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより，常時，継続的に必要な情報を共有するとともに，各々が行う緊急事態応急対策について，必要な調整を行う。

(2) 市は，オフサイトセンターの各機能班等に対し，市が行う緊急事態応急対策活動の状況，被害の状況等に関する情報を随時，連絡する。

(3) 原子力防災専門官は，オフサイトセンターにおいて，必要な情報の収集・整理を行うとともに，緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者，関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行う。

第３　一般回線が使用できない場合の対処

市は，地震や津波等の影響に伴い，一般回線が使用できない場合は，衛星通信回線及び災害情報システムを活用し，近隣市町村との情報収集・連絡を密に行う。

第４　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は，国，県，原子力事業者及び関係指定公共機関等が連携して実施する緊急時モニタリングに関し，職員を派遣するなど協力する。

また，オフサイトセンターに派遣した職員を通じて，屋内退避，広域避難，飲食物の摂取制限等の各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第３節　活動体制の確立

第１　動員体制
第２　段階的な原子力事故対応
第３　事故対策のための警戒態勢
第４　原子力災害対策本部の設置等
第５　原子力災害合同対策協議会への出席等
第６　専門家の派遣要請
第７　応援要請及び職員の派遣要請等
第８　自衛隊の派遣要請等
第９　原子力災害被災者生活支援チームとの連携
第10　防災業務関係者の安全確保

第１　動員体制

職員の動員配備の基準は，下表によるものとする。

配　備　基　準		配　備　体 制	動　員[注)]
フェーズ1	・環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	連絡配備	防災・危機管理課職員
フェーズ2	・環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が 0.5μSv/h 未満の事故・トラブル	原子力 災害情報連絡会議	原子力 災害情報連絡会議の構成員
フェーズ3	・環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が 0.5μSv/h 以上，５μSv/h 未満の事故・トラブル ・副市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	原子力 災害警戒本部	原子力 災害警戒本部の構成員 事務局機能班の構成員
フェーズ4	・環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が５μSv/h 以上（１地点） ・原災法第 10 条に基づく通報があった事故 ・市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	原子力 災害対策本部	原子力 災害対策本部の構成員 事務局機能班の構成員 各部職員の 50～80％ 避難所指定動員 (職員 150 名規模)
フェーズ5	・環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が 500μSv/h 以上の事故 ・原災法第 15 条に該当する事故		原子力 災害対策本部の構成員 全職員

注）職員の動員については，災害状況の推移に応じて，適宜配備数を増減し，効率的・効果的な対策を講ずることとする。各部・課では，指定された職員数を送り出せるよう，準備しておくこと。

第２　段階的な原子力事故対応

市は，原子力災害対策に当たり，原災法の対象となる事故だけでなく，それ以外の事故・トラブル等（以下,「特定事象に該当しない事故」という。）が発生した場合においても，状況を迅速に把握し，市民に対して的確な情報提供，注意喚起を行うなど，きめ細かな対応を図る。

このため，発生した事故・トラブル等に対し，その状況に応じて段階毎に分類し，それぞれに応じた対応を図る。

対応に当たっては，放射線量だけでなく，その時々の市民不安の状況等も考慮して，県及び関係市町村と情報を共有しつつ，柔軟に対応策を決定し，市民の不安・動揺を少しでも緩和するとともに，必要な対応や体制に円滑に移行できるように備える。

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（抜粋）
（事故・故障等の連絡等）
第 17 条　丁（「原子力事業者」）は，自己の原子力施設等において，次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは，甲（「茨城県」），乙（「所在市町村」）及び丙（「隣接市町村」）に対し，その旨を直ちに連絡するとともに，その状況，原因，それに対する措置，環境への影響等について速やかに報告するものとする。
(1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
(2) 放射線業務従事者等について，別に定める線量を超え，又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
(3) 原子力施設に重大な故障があったとき。
(4) 事業所敷地内において火災があったとき。
(5) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
(6) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
(7) 前各号のほか，原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し，又は発生するおそれがあるとき。

１　フェーズ１

環境への有意な放射性物質の放出がない事故・トラブル

この場合には，市は，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，環境への影響等の情報収集を行う。市民への広報に関しては，基本的には行わない。

ただし，報道の反響，市民からの問合せ状況等を勘案し，広報を行う必要がある場合には，県等にデータ提供等の協力を依頼する。

【本市の主な対応】

(1) 環境放射線の固定観測施設における観測データ等の確認
(2) 県原子力安全対策課及び事故事業所と連絡

2　フェーズ２

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が 0.5μSv/h 未満の事故・トラブル又は原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第 17 条第１項第１号，第４号，第５号に該当する事故・トラブル及び状況から放射性物質の環境への有意な放出は考えにくいが，発災場所等から環境へ放出された放射線量の状況把握がすぐに出来ないもの（環境への放射性物質の放出状況や市長・副市長の判断に応じて，フェーズ３，４，５の対応へ移行する）。

この場合には，市民協働部長が「原子力災害情報連絡会議」構成員を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，環境への影響等の情報や今後の市の対応などを共有するとともに，市民広報を実施する。

「原子力災害情報連絡会議」は，市民協働部長が招集し，構成員は，資料 13 のとおりとする。

【本市の主な対応】

(1) 環境放射線の固定観測施設における観測データ等の確認・監視強化
(2) 県原子力安全対策課及び事故事業所と連絡
(3) 気象情報等の確認
(4) 市ホームページ，メール配信，水戸コミュニティ放送等を活用し，広く市民に広報
≪広報内容≫
①事故を起こした施設及びその場所
②事故概要
③放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響
(5) 報道機関の対応

3　フェーズ３

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が 0.5μSv/h 以上，５μSv/h 未満の事故・トラブル又は原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第 17 条第１項第１号，第４号，第５号に該当する事故・トラブル及び状況から放射性物質の環境への有意な放出が考えられるが，発災場所等から環境へ放出された放射線量の状況把握がすぐに出来ないもの（環境への放射性物質の放出状況や市長の判断に応じて，フェーズ４，５の対応へ移行する）。

この場合には，主管副市長が「原子力災害警戒本部」を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，環境への影響等について，報告するとともに，今後の市の対策を検討し，実施する。

「原子力災害警戒本部」は，主管副市長が招集し，構成員は，資料 14 のとおりとする。

また，市民への注意喚起のための広報を実施するとともに，市民総合相談窓口を設置する。

【本市の主な対応】

(1) 環境放射線の固定観測施設における観測データ等の確認・監視強化
(2) 県原子力安全対策課及び事故事業所と連絡
(3) 気象情報等の確認
(4) 市ホームページ，メール配信，防災行政無線，水戸コミュニティ放送，広報車等を活用し，広く市民に広報

≪広報内容≫

①事故を起こした施設及びその場所
②事故概要
③放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響
④注意喚起
⑤市民総合相談窓口の連絡先

(5) 要配慮者の配慮
(6) 市民相談窓口の設置
(7) 原子力資機材等の総点検

4　フェーズ４

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が５μSv/h 以上（１地点）又は原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報があった事故。

この場合には，市長は「原子力災害対策本部」を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，水戸市の環境への影響等について，報告するとともに，今後の市の対策を検討し，実施する。

「原子力災害対策本部」は，市長が招集し，構成員は，資料 12 のとおりとする。

また，市民への注意喚起のための広報を実施するとともに，市民総合相談窓口を設置する。

国は，県と協力して「緊急時モニタリングセンター」を設置し，緊急時モニタリングを実施するとともに，県は「緊急医療センター」を設置する。

【本市の主な対応】

(1) 環境放射線等の情報収集
・固定観測施設における観測データ
・環境放射線モニタリング調査結果
(2) 県原子力安全対策課，事故事業所，周辺市町村等との連絡
(3) 気象情報等の確認
(4) オフサイトセンターの国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣
(5) 原子力資機材等の総点検，準備及び配備
(6) 安定ヨウ素剤の配布に伴う職員動員
(7) 各避難所責任者への連絡及び開設に伴う職員動員

(8) 市ホームページ，メール配信，防災行政無線，水戸コミュニティ放送，広報車等を活用し，広く市民に広報

≪広報内容≫

①事故を起こした施設及びその場所

②事故概要

③放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響

④注意喚起

⑤市民総合相談窓口の連絡先

(9) 要配慮者の配慮

(10) 市民総合相談窓口の設置

(11) 報道機関の対応

5　フェーズ５

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が 500μSv/h 以上の事故又は原災法第 15 条に基づく全面緊急事態に該当する事故。

この場合には，市長は，迅速な市民への広報を心掛けるとともに，「原子力災害対策本部」を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，水戸市の環境への影響等について，報告するとともに，避難指示，安定ヨウ素剤の服用，広域避難など今後の市の対策を検討し，実施する。

「原子力災害対策本部」は，市長が招集し，構成員は，資料 12 のとおりとする。

また，市民総合相談窓口を設置する。

市民への広報は，特に市民に対して注意喚起する重要性が高いことから，情報提供を迅速かつ確実に行うため，報道機関に対しても，できる限り同じ内容を報道するよう依頼する。

【本市の主な対応】

(1) 環境放射線等の情報収集

・固定観測施設における観測データ

・環境放射線モニタリング調査結果

(2) 県原子力安全対策課，事故事業所，周辺市町村等との連絡

(3) 気象情報等の確認

(4) オフサイトセンターの原子力災害対策合同協議会への職員の派遣

(5) 避難指示，市外避難対応

(6) 原子力資機材等の配備

(7) 安定ヨウ素剤の配布

(8) 各避難所の開設

(9) 市ホームページ，メール配信，防災行政無線，水戸コミュニティ放送，広報車等を活用し，広く市民に広報

≪広報内容≫

①事故を起こした施設及びその場所

②事故概要

③放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響

④注意喚起

⑤市民総合相談窓口の連絡先

(10) 要配慮者の対応

(11) 市民総合相談窓口の設置

(12) 報道機関の対応

(13) 放射性物質の放出後，数時間内を目途に区域を特定し，広域避難等を実施

第３　事故対策のための警戒態勢

1　警戒態勢

市は，警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに職員の非常参集，情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに，国，県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図り，警戒態勢をとる。

2　情報の収集

市は，警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合，原子力防災専門官，原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図り，事故の状況の把握に努める。

3　現地事故対策連絡会議等への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議等をオフサイトセンターにて開催し，これに市の職員の派遣要請があった場合には，あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

4　国等との情報の共有等

市は，派遣された職員に対し，市が行う応急対策の状況，緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整，情報の共有を行う。

5　警戒態勢の解除

(1) 原子力施設の事故が終結し，災害応急対策が完了した又は対策の必要が無くなったとき。

(2) 原子力災害対策本部が設置されたとき。

第４　原子力災害対策本部の設置等

1　原子力災害対策本部の設置

市は，内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は全面緊急事態に該当する事故の場合は，あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

2　原子力災害対策本部の廃止基準

(1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(2) 災害対策本部長が，原子力施設の事故が終結し，災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

3　他の災害対策本部等との連携

各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努める。

第５　原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急宣言が発出され，オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は，市は，あらかじめ定められた責任ある判断を行える者を出席させ，原子力緊急事態に関する情報を交換し，緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また，市は，あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し，初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに，施設の状況の把握，モニタリング状況の把握，医療関係情報の把握，広域避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

第６　専門家の派遣要請

市長は，施設敷地緊急事態の通報がなされた場合，必要に応じ，国に対して専門家の派遣を要請する。

第７　応援要請及び職員の派遣要請等

1　応援要請

市長は，必要に応じ，あらかじめ締結された応援協定等に基づき，他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

市は，消防機関と協議し，必要に応じ，県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

2　職員の派遣要請等

市長は，緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは，指定地方行政機関又は指定行政機関の長に対し，職員の派遣を要請するとともに，放射線による人体の障害の予防，診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

また，内閣総理大臣又は知事に対し，指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第８　自衛隊の派遣要請等

市長は，自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は，知事に対し派遣を要請する。

また，市長は，自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには，速やかに知事に対し，撤収を要請する。

第９　原子力災害被災者生活支援チームとの連携

市は，緊急避難完了後の段階において，国が設置する原子力災害被災者支援チームと連携し，避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む），子供等をはじめとする健康管理調査等の推進，環境モニタリングの総合的な推進，汚染廃棄物の処理や除染等の推進を行う。

第 10　防災業務関係者の安全確保

市は，緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保を図る。

１　防災業務関係者の安全確保方針

市は，防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には，原子力災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし，適切な被ばく管理を行うとともに，災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意する。

また，二次災害発生の防止に万全を期するため，被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。

２　防護対策

(1) 市は，必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し，防護服，防護マスク，線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(2) 市は，県やその他防災関係機関に対して，必要に応じ，防護服，防護マスク，線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

３　防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の放射線防護については，あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

(2) 市は，県と連携又は独自に，職員の被ばく管理を行うものとする。

(3) 市の放射線防護を担う班は，必要に応じ，県など関係機関に対し，除染等の医療措置を要請する。

(4) 市は，応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

(5) 市は，応急対策を行う職員等の安全確保のため，オフサイトセンターにおいて，国，県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第４節　屋内退避，広域避難等の防護活動

※本節の避難計画の詳細化等や安定ヨウ素剤の配布の具体化については，今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ，追記する。

第１　屋内退避，広域避難等の防護活動の実施
第２　避難所
第３　広域一時滞在
第４　安定ヨウ素剤の予防服用
第５　要配慮者等への対策
第６　学校等施設における避難措置
第７　不特定多数の者が利用する施設における避難措置
第８　警戒区域の設定，避難指示の実効性を上げるための措置
第９　飲食物，生活必需品等の供給

第１　屋内退避，広域避難等の防護活動の実施

市は，原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき，屋内退避，広域避難等の防護活動を実施する。

１　屋内退避・広域避難等の基準

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は，下記の基準により「屋内退避」，「避難」又は「一時移転」の防護措置を講ずる。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 注1)	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率注2)）	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
OIL2	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物注3)の摂取を制限するとともに，市民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率注2)）	１日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，１週間程度内に一時移転を実施

注１）「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり，地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

注２）本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては，空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して，判断基準の値を補正する必要がある。

注３）「地域生産物」とは，放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって，数週間以内に消費されるもの（例えば野菜，該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

２　原子力発電所の場合

(1) 市は，全面緊急事態発生時には，国，県の指示等又は独自の判断により，原則としてＵＰＺ内における緊急的防護措置（屋内退避）を行うこととし，市民等にその旨を伝達する。

また，市は，事態進展が急速であるとして，国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合，緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言，指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき，原子力災害対策指針の指標を超え，若しくは超えるおそれがあると認められる場合は，市民等に対する屋内退避，避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに，広域避難の支援が必要な場合には，県と連携し国に要請する。

なお，市長は，指示案を伝達された場合には，当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

(2) 市は，市民等の避難誘導に当たっては，県と協力し，市民等に向けて，避難先や避難退域時検査の場所，災害の概要，その他の避難に資する情報を提供する。

また，市は，これらの情報について，国及び県に対しても情報提供する。

(3) 市は，避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は，県と協力し，戸別訪問，避難所における確認等を行い，市民等の避難状況を確認する。

また，避難状況の確認結果については，国及び県に対しても情報提供する。

(4) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は，国の協力のもと，県が受入先の市町村に対し，収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合，県は，受入先の市町村と協議のうえ，要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

３　原子力発電所以外の原子力施設の場合

(1) 市は，原子力緊急事態宣言が発出された場合において，国，県の指示等又は独自の判断により，市民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡，確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに，広域避難の支援が必要な場合には，県と連携し国に要請する。

(2) 市は，市民等の避難誘導に当たっては，県と協力し，避難所の所在，災害の概要その他の避難に資する情報を提供するものとする。

(3) 市は，避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は，県と協力し，戸別訪問，避難所における確認等を行い，市民等の避難状況を確認するものとする。

(4) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は，県が受入先の市町村に対し，収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合，県は受入先の市

町村と協議のうえ，要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

4　屋内退避・広域避難等の実施方法

(1) 自宅等への屋内退避の実施方法

市は，防護対策実施区域内の市民に対し，自宅等の屋内に退避し，窓を閉めるなどの必要な指示を行う。

また，情報発信に当たっては，状況に応じた対処方法について，分かりやすく市民に広報する。

(2) 広域避難の実施方法

ア　避難所等への移動

市は，広域避難対象地域の住民に対し，「避難計画等の基本型」などであらかじめ指定した次の施設に移動するよう指示する。

また，移動に際し，携行品を最小限にとどめるよう指示する。

(ア)各地区毎の住民のための避難所

(イ)避難所に徒歩で移動することが困難な地域の住民のための集合場所

イ　留意事項

(ア)市は，広域避難の措置を講じるにあたっては，乳幼児，児童，妊婦及びその付添人を優先する。

(イ)市は，要配慮者に十分配慮し，徒歩又は自家用車による避難が困難な場合は手配した車両により搬送する。

(ウ)市は，避難者等の搬送の車両が不足する場合には，県に対し応援を要請するものとする。

(エ)市は，広域避難先の避難所等に職員を派遣するとともに，関係機関，自主防災組織等の協力を得て，市民に対する避難所等への移動の指示，誘導，避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑，迅速に行う。

(オ)市は，学校，病院等の規模の大きな施設において広域避難を実施する場合は，当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし，迅速かつ適切に行われるよう配慮する。

(カ)市は，自主防災組織等の協力を得て，避難所等における市民等の収容・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに，避難者に係る情報の早期発見に努め，県に報告する。

(キ)市は，市民に避難方法や避難先などの情報をあらゆる手段を活用し発信する。

(ク)市は，避難者の安否確認（行方不明者等）に関する照会に対して，関係機関と連携し，行方不明者等の個人情報の取扱いに配慮し，可能な限り速やかに回答する。

第２　避難所

1　避難所の開設

市は，県と連携し，開設避難所等の広報を行い，市民等に周知徹底を図る。

また，必要があれば，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。

2　避難者の報告

市は，県と連携し，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め，

国等への報告を行う。

また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否確認に努め，把握した情報について県及び市に提供する。

3　避難所の環境整備

市は，避難所における生活環境が，常に良好なものであるよう努める。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

また，避難の長期化等に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食糧の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じる。

また，市は，県及び関係機関の支援のもと，避難所の施設に近接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

4　避難所の心のケア対策等

市は，避難所における被災者が，生活環境の激変に伴い，心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に，傷病者，入院患者，高齢者，障害者，子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には，特段の配慮を行い，必要に応じ福祉避難所での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得て，計画的に実施するとともに，保健師等による巡回健康相談等を実施する。

5　避難所における要配慮者等への配慮

市は，避難所を運営するに当たり，高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ，男性，女性，性的マイノリティの方の視点を十分に配慮する。

例）専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難所における安全性の確保等

6　避難所における感染症対策

市は，避難所における感染症の発生を防止するため，国のガンドラインや県の「避難所感染症対策の手引き」等に基づき，居室の換気や定期的な消毒等を行うなど，避難所における感染症予防対策を講じる。

※　新型コロナウイルス感染症の流行が収まるまでは，国が策定した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」，「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に基づき，感染症対策を講じる。

第３　広域一時滞在

１　他の市町村，都道府県への避難

市は，災害の規模，被災者の避難，収容状況，避難の長期化等に鑑み，管轄する区域外への広域的な避難及び避難所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，県内の他の市町村への避難について当該市町村と直接協議し，他の都道府県の市町村への避難については，県に対し，当該他の都道府県との協議を求める。

２　県への要請

市は，県に対し，必要に応じて，避難先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言を要請する。

第４　安定ヨウ素剤の予防服用

市は，原子力災害対策指針を踏まえ，国が決定した方針に従い，安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には，直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用に当たっての注意を払った上で，服用するべき時期及び服用の方法の指示，医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

第５　要配慮者等への対策

１　要配慮者等への配慮

市は，県及び関係機関と連携し，要配慮者及び一時滞在者が避難中や避難所生活において健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し，避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また，要配慮者等に向けた情報についても提供に努める。

２　要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策

災害時に自力で避難が困難になる，高齢者や障害者等の要配慮者に対し，避難誘導，安否確認，救助活動，搬送，情報提供，保健・福祉巡回サービスの実施，相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い，安全確保を図るとともに，必要な救助を行う。

(1) 安否確認，支援活動

災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を活用し，避難支援等関係者及びボランティア組織等の協力を得て，居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

また，あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

ア　避難行動要支援者への安否確認

市及び避難支援等関係者は，災害が発生し，又は発生する恐れがある場合に，避難行動要支援者名簿の情報等を活用し，迅速な安否確認に努める。

なお，平常時における名簿情報の提供に同意した者以外の避難行動要支援者については，市長が特に必要と認める場合において，名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

イ　避難行動要支援者への支援活動

避難支援等関係者は，避難行動要支援者の安否確認を行った際には，地域の防災活動拠

点施設である市民センターにその情報を集約する。

また，市及び避難支援等関係者は，市民センターに集約された安否確認等の情報や避難支援個別計画を活用し，支援活動を実施する。

ウ　搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送は，避難支援等関係者等の協力を得るとともに，市有自動車，社会福祉施設所有自動車及び搬送等に係る災害協定締結団体等の所有自動車により行う。

また，これらが確保できない場合，県等が確保した輸送車両により，避難行動要支援者の搬送活動を行う。

エ　要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は，民生委員，ホームヘルパー，点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し，住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など，状況調査を実施するとともに，保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

オ　食糧，飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は，要配慮者に配慮した食糧，飲料水，生活必需品等を確保する。

なお，市は，福祉避難所の食糧品の提供に当たっては，メニューの多様化，栄養バランスの確保に留意し，食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また，配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

カ　保健・医療・福祉巡回サービス

市は，医師，民生委員，ホームヘルパー，保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し，在宅，避難所等で生活する要配慮者に対し，巡回により介護サービス，メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

キ　保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は，災害発生後，直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し，総合的な相談に応じる。

2　病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は，原子力災害が発生し，避難指示等があった場合は，あらかじめ定めた避難計画等に基づき，医師，看護師，職員の指示・引率のもと，迅速かつ安全に，入院患者，外来患者，見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

3　社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は，原子力災害が発生し，避難指示等があった場合は，あらかじめ定めた避難計画等に基づき，職員の指示のもと，迅速かつ安全に，入所者又は利用者を避難させる。

第６　学校等施設における避難措置

学校等施設において，生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は，あらかじめ定めた避難計画等に基づき，教職員引率のもと，迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また，生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき，生徒等を保護者へ引き渡した場合は，県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

第７　不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設において，原子力災害が発生し避難指示等があった場合は，あらかじめ定めた避難計画等に基づき，避難させる。

第８　警戒区域の設定，避難指示の実効性を上げるための措置

市は，警戒区域もしくは避難指示を行った区域について，居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため，外部から車両等が進入しないよう指導するなど，警戒区域の設定，避難指示の実効性を上げるために必要な措置を講じるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第９　飲食物，生活必需品等の供給

１　物資の調達

市は，県及び関係機関と協力し，被災者の生活の維持のため必要な食糧，飲料水，燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意する。

また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者のニーズや，男女のニーズの違い等に配慮する。

２　物資の供給

市は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

３　国への要請

市は，供給すべき物資が不足し，調達の必要がある場合には物資関係省庁や国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第５節　治安の確保及び火災の予防

市は，応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し，万全を期す。

特に，避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し，盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに，国及び県と協力のうえ，応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第６節　飲食物の出荷制限，摂取制限等

市は，国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け，又は独自の判断により，飲料水の検査を実施する。食品については，必要に応じ，県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また，市は，原子力災害対策指針に基づくＯＩＬの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき，速やかに次の措置を講じる。

１　飲料水に関する措置

市長は，県からの指示に基づいて，当該区域内市民等の汚水水源の使用禁止，汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講ずるよう指示する。

２　食糧等に関する措置

市長は，県からの指示に基づいて，当該区域内の市民等，農畜水産物等の集荷機関，市場等に食糧等の摂取及び採取の禁止，出荷制限等必要な措置を講ずるよう指示する。

３　飲料水及び食糧等の供給

市長は，県からの指示に基づいて，飲料水あるいは食糧等の摂取制限等の措置を指示したとき，又は団体等に対し直接指示したときは，防災関係機関の長と協力して必要な飲料水，食糧等の確保・供給に努める。

飲食物等の摂取制限に関する指標

<table>
<tr><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値 注1)</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="5">OIL6</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため，飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類，
穀類，肉，卵，
魚，その他</td><td rowspan="5">1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い，基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性
ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg 注2)</td></tr>
<tr><td>放射性
セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

注１）「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり，地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

注２）根菜，芋類を除く野菜類が対象。

第７節　緊急輸送活動

第１　緊急輸送活動
第２　緊急輸送のための交通確保

第１　緊急輸送活動

1　緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は，緊急輸送の円滑な実施を確保するため，必要があるときは，県等の防災関係機関と調整の上，次の順位を原則として，緊急輸送を行うものとする。

第１順位　人命救助，救急活動に必要な輸送，対応方針を定める少人数グループのメンバー

第２順位　避難者の輸送（ＰＡＺなど緊急性の高い区域からの優先的な避難），災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第３順位　災害応急対策を実施するための要員，資機材の輸送

第４順位　市民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第５順位　その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

(1) 救助・救急活動，医療・救護活動に必要な人員及び資機材
(2) 負傷者，避難者等
(3) 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長，市町村の対策本部長等）災害応急対策要員（原子力災害現地災害対策本部要員，原子力災害合同対策協議会構成員，国の専門家，緊急時モニタリング要員，情報通信要員等）及び必要とされる資機材
(4) コンクリート屋内退避所，避難所を維持・管理するために必要な人員，資機材
(5) 食料，飲料水等生命の維持に必要な物資
(6) その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア　市は，関係機関との連携により，輸送の優先順位，乗員及び輸送手段の確保状況，交通の混雑状況を勘案し，円滑に緊急輸送を実施する。

また，負傷者，避難者等の搬送時には，国のガイドライン等を踏まえ，感染症対策を講じる。

イ　市は，人員，車両などの調達に関して，関係機関のほか，国，自衛隊，海上保安庁に支援を要請するとともに，必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。

ウ　避難対象区域を含む市は，人員，車両等が不足するときは，原子力災害合同対策協議会などの場において，人員等の確保に関する支援を依頼する。

第２　緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は，交通規制に当たる県警察と，原子力災害合同対策協議会において，相互に接な連絡をとり，緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

また，市，県及び道路管理者は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車

両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては，道路管理者は，自ら車両の移動等を行う。

第８節　救助・救急，消火及び医療活動

※本節の被ばく医療体制について，今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ，追記する。

第１　救助・救急及び消火活動
第２　医療活動

第１　救助・救急及び消火活動

１　円滑な活動

市は，救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう，必要に応じ，県又は原子力事業者その他の民間からの協力により，救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

２　消防庁等への応援要請

市は，災害の状況等から必要と認められるときは，消防庁，県，原子力事業者等に対し，応援を要請する。この場合，必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

３　緊急消防援助隊等への要請

市は，市内の消防力では対処できないと判断した場合は，消防機関と協議し，速やかに，広域消防応援，緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお，要請時には以下の事項に留意する。

ア　救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由，応援の必要期間

イ　応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ　市町村への進入経路及び集結（待機）場所など

第２　医療活動

市は，県が行う緊急時における市民等の健康管理，汚染検査，除染等緊急被ばく医療について協力する。

第９節　市民等への的確な情報伝達活動

流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，市民等の適切な判断と行動を助け，市民等の安全を確保するためには，正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。

また，市民等から，問合せ，要望，意見などが数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。

※本節の市民との情報共有等のあり方については，今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ，追記する。

第１　市民等への情報伝達活動
第２　市民等からの問い合わせに対する対応

第１　市民等への情報伝達活動

１　的確な情報提供

市は，放射性物質及び放射線による影響は，五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し，緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ，異常事態による影響をできるかぎり低くするため，次の広報手段を効果的に活用し，市民等に対する的確な情報提供，広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

(1) 防災行政無線

重要かつ緊急な災害情報を，防災行政無線を運用して，市民や被災者に広報する。

避難指示（緊急）を発令した場合には，防災行政無線から，サイレン音を吹鳴するなど，緊急性を伝える。

(2) 広報車による呼びかけ

通行の可否などの道路状況に応じて，必要な地域への放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ，広報を実施する。

(3) ハンドマイク等による呼びかけ

(4) ビラの配布

必要に応じてチラシ等を作成し，現地において配布又は掲示する。

(5) インターネット（ツイッター，ホームページ，ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含む。）

災害に関する情報を，随時インターネットにより広報する。

(6) 立看板，掲示板設置

(7) 住民組織等による広報

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の各地区会等を通じ，災害情報を広報する。

(8) 水戸市メールマガジン登録者への災害情報の発信

(9) ＭＣＡ無線機による災害情報の発信

(10) 緊急速報メールによる災害情報の発信

(11) ラジオにおける緊急割込み放送

(12) 災害情報共有システム（Ｌアラート）

避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合，災害情報共有システム（Ｌアラート）に迅速・確実に情報を送信する。

なお，庁舎の被災等，特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は，県へ依頼する。

(13) その他

2　情報の一元化

市は，市民等への情報提供にあたっては，国及び県と連携し，情報の一元化を図るとともに，情報の発信元を明確にし，あらかじめわかりやすい例文を準備する。また，利用可能な様々な情報伝達手段を活用し，繰り返し広報するよう努める。

3　きめ細かな情報の提供

市は，役割に応じて周辺市民等のニーズを十分把握し，原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況，モニタリングの結果等），農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況，市が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や避難所など周辺市民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。

なお，その際，民心の安定を図るため，要配慮者，一時滞在者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等，避難者個々の状況に配慮した伝達を行う。

4　原子力関係機関との相互連絡

市は，原子力災害合同対策協議会の場を通じて，十分に内容を確認した上で，市民等に対する情報の公表，広報活動を行う。

その際，その内容について国，指定行政機関，公共機関，県，周辺市町村及び原子力事業者と相互に情報共有を図る。

5　報道機関との協力

市は，情報伝達に当たって，災害情報システム，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，テレビやラジオなどの放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得る。

また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時，入手したいというニーズに応えるため，インターネット等を活用し，的確な情報を提供できるよう努める。

なお，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に，避難所にいる被災者は，情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については，紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努める。

6　避難所等の連絡

市は，避難状況の確実な把握に向けて，市が指定した避難所以外に避難をした場合等には，市の原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう，市民等へ周知する。

第２　市民等からの問い合わせに対する対応

市は，国，県及び関係機関等と連携し，必要に応じ，速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制を確立する。また，市民等のニーズを見極めた上で，情報の収集・整理・発信を行う。

第 10 節　業務継続に係る措置

市は，庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合，あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに，その旨を市民等へ周知する。

なお，行政機関においては市民等の避難，学校等においては生徒等の避難を優先する。

また，市は，業務継続計画等に基づき，災害応急対策をはじめとして，退避後も継続する必要がある業務については，退避先において継続して実施する。

第４章　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針

第２節　緊急事態解除宣言後の対応

第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第４節　放射性物質による環境汚染への対処等

第５節　各種制限措置の解除

第６節　災害地域市民に係る記録等の作成

第７節　被災者等の生活再建等の支援

第８節　風評被害等の影響の軽減

第９節　被災中小企業等に対する支援

第 10 節　心身の健康相談体制の整備

第４章　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針

本章は，原災法第 15 条第４項の規定に基づき，原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが，これ以外の場合であっても，原子力防災上必要と認められるときは，本章に示した対策に準じて対応する。

第２節　緊急事態解除宣言後の対応

市は，内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても，引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して，原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は，国及び県と協議のうえ，状況に応じて避難区域を見直し，原子力災害事後対策を実施する区域を設定する。

第４節　放射性物質による環境汚染への対処等

市は，国，県，原子力事業者及びその他の関係機関とともに，放射性物質による環境汚染への対処及び食品等の検査など必要な措置を継続的に行う。

(1) 市内の小中学校，幼稚園，保育所，公園などの施設を中心に，空間放射線量を定期的に測定
(2) 市内の個人宅や事業所における空間放射線量の訪問測定
(3) 市立小中学校の学校給食食材における対策や放射性物質の検査
(4) 市内で生産されている農産物及び自家消費用野菜における対策や放射性物質の検査
(5) 市内の水田・畑の土壌における対策や放射性物質の検査
(6) 水戸市公設地方卸売市場取扱品（農水産物等）の放射性物質の検査
(7) 水戸市清掃工場等の定期的な放射線測定
(8) 水戸市浄水場における水道水の定期的な放射性物質の検査

第５節　各種制限措置の解除

市は，県と連携を図り，緊急時モニタリング等による地域の調査，国が派遣する専門家等の判断，国の指導・助言・指示に基づき，緊急事態応急対策として実施された，立入制限，交通規制，飲食物の出荷制限，摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに，解除実施状況を確認する。

第６節　災害地域市民に係る記録等の作成

第１　災害地域市民の記録
第２　災害対策措置状況の記録

第１　災害地域市民の記録

市は，広域避難及び屋内退避の措置をとった市民等が，災害時に当該地域に所在した旨を証明するとともに，避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録しておく。

第２　災害対策措置状況の記録

市は，被災地の汚染状況図，応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第７節　被災者等の生活再建等の支援

第１　生活再建の取組み
第２　総合的な相談窓口等の設置
第３　災害復興基金の設立等

第１　生活再建の取組み

市は，国及び県と連携し，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的な確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

第２　総合的な相談窓口等の設置

市は，国及び県と連携し，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な支援・サービスを提供する。

なお，被災者への支援方法については，本市地域防災計画各編に準じて行い，きめ細かな支援に努める。

第３　災害復興基金の設立等

市は，国及び県と連携し，被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的，弾力的な手法を検討する。

第８節　風評被害等の影響の軽減

市は，国及び県と連携し，科学的根拠に基づく農林水産業，地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう，広報活動を行う。

第９節　被災中小企業等に対する支援

市は，国及び県と連携し，必要に応じ災害復旧高度化資金貸付，小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により，設備復旧資金，運転資金の貸付を行う。

また，被災中小企業等に対する援助，助成措置について広く被災者に広報するとともに，相談窓口を設置する。

第 10 節　心身の健康相談体制の整備

市は，国から放射性物質による汚染状況調査や，原子力災害対策指針に基づき，国及び県とともに，居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制や健康相談に関する体制を整備する。

資　料　編

資 料 編

資　料　1　防災関係機関の連絡先 ……………………………………………… 1
資　料　2　災害時における応援協定一覧 …………………………………………… 4
資　料　3　水戸市市民センター施設状況 ……………………………………………13
資　料　4　水戸市立小・中学校・幼稚園施設状況 …………………………………15
資　料　5　水戸市老人福祉施設状況 …………………………………………………19
資　料　6　水戸市障害福祉施設状況 …………………………………………………27
資　料　7　茨城県緊急輸送道路一覧 …………………………………………………39
資　料　8　水戸市防災会議条例 ………………………………………………………43
資　料　9　水戸市防災会議運営規程 …………………………………………………45
資　料　10　水戸市災害対策本部条例 …………………………………………………46
資　料　11　水戸市ＭＣＡ無線運用マニュアル ………………………………………47
資　料　12　水戸市原子力災害対策本部組織図 ………………………………………51
資　料　13　水戸市原子力災害情報連絡会議組織 ……………………………………52
資　料　14　水戸市原子力災害警戒本部組織 …………………………………………53
資　料　15　水戸市原子力災害警戒・災害対策本部組織【機能班】 ………………54
資　料　16　水戸市原子力災害対策本部等の組織及び事務分掌 ……………………56
資　料　17　東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲 ……………67
資　料　18　モニタリングポスト設置箇所 ……………………………………………68
資　料　19　原子力安全協定・通報連絡協定の締結状況 ……………………………69
資　料　20　原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書 ……………70
資　料　21　原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定書 ……75
資　料　22　原子力事業所の概要等について …………………………………………77
用語解説 …………………………………………………………………………………90

資料１

防災関係機関の連絡先

茨 城 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
原子力安全対策課	水戸市笠原町 978-6	301-2922	
防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	301-2885	
河川課	水戸市笠原町 978-6	301-4477	
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1	225-4045	
水戸土地改良事務所	水戸市柵町 1-3-1	224-3411	
千波湖土地改良区	水戸市三の丸 3-9-28	221-2621	
中央保健所	水戸市笠原町 993-2	241-0100	

警　察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
警察本部	水戸市笠原町 978-6	301-0110（代）	
水戸警察署	水戸市三の丸 1-5-21	233-0110	

消　防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
消防本部	水戸市城南 2-6-7	221-0111（代）	
北消防署	水戸市緑町 2-1-2	221-0117	
南消防署	水戸市城南 1-7-4	231-0764	

自 衛 隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
陸上自衛隊　施設学校	ひたちなか市勝倉 3433	274-3211	

指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎	03-6238-1600	
関東財務局 （水戸財務事務所）	水戸市北見町 1-4	221-3188	
関東信越厚生局 （茨城事務所）	水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎 4 階	277-1316	
茨城労働局	水戸市宮町 1-8-31	224-6212	
関東農政局 （茨城県拠点）	水戸市北見町 1-9	221-2184	
関東森林管理局 （茨城森林管理署）	水戸市笠原町 978-7	243-7211	
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎１号館	048-600-0213	
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 合同庁舎１号館	048-600-0433	

関東地方整備局 （常陸河川国道事務所）	水戸市千波町 1962-2	240-4061（代）	
関東運輸局 （茨城運輸支局）	水戸市住吉町 353	247-5244	
東京管区気象台 （水戸地方気象台）	水戸市金町 1-4-6	224-1106	
第三管区海上保安本部 （茨城海上保安部）	ひたちなか市和田町 3-4-16	263-4118	

指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
日本郵便株式会社 （水戸中央郵便局）	水戸市三の丸 1-4-29	224-7138（代）	
日本銀行 （水戸事務所）	水戸市南町 2-5-5	224-2734	
日本赤十字社 （茨城県支部）	水戸市小吹町 2551	241-4516	
日本放送協会 （ＮＨＫ水戸放送局）	水戸市大町 3-4-4	232-9885	
東日本高速道路株式会社関東支社 （水戸管理事務所）	水戸市加倉井町 2206	252-6151	
独立行政法人水資源機構	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2	048-600-6500	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	那珂郡東海村大字舟石川 765-1	282-1122	
日本原子力発電株式会社	那珂郡東海村白方 1-1	282-1211	
東日本旅客鉄道株式会社 （水戸支社）	水戸市三の丸 1-4-47	227-5884	
東日本電信電話株式会社 （茨城支店）	水戸市北見町 8-8	232-4242	
日本通運株式会社 （水戸支店）	水戸市元石川町 276-16	248-0202	
東京電力パワーグリット株式会社 （茨城総支社）	水戸市南町 2-6-2	387-3600	
ＫＤＤＩ株式会社 （水戸支店）	水戸市大工町 1-2-3 トモスみと	228-6671	
株式会社ドコモ CS（茨城支店）	水戸市宮町 1-1-83	222-5285	
ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋 1 丁目 9-1	03-6889-6386	

指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
茨城県土地改良事業団体連合会	水戸市宮内町 3193-3	225-5651	
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	241-1133	
一般社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町 489	241-8446	
公益社団法人茨城県歯科医師会	水戸市見和 2-292-1	252-2561	
公益社団法人茨城県薬剤師会	水戸市笠原町 978-47	306-8934	
公益社団法人茨城県看護協会	水戸市緑町 3-5-35	221-6900	
茨城交通株式会社	水戸市袴塚 3-5-36	251-2331	

関東鉄道株式会社 （水戸営業所）	水戸市住吉町 348	247-5111	
鹿島臨海鉄道株式会社	東茨城郡大洗町桜道 301	267-5200	
一般社団法人茨城県トラック協会	水戸市見川町 2440-1	303-6363	
ＪＲバス関東株式会社 （水戸支店）	水戸市城東 1-15-65	221-2836	
一般社団法人茨城県バス協会	水戸市見川町 2440-1	306-8700	
東部ガス株式会社 （茨城支社）	水戸市宮町 2-8-14	231-2241	
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会 （水戸支部）	水戸市桜川 2-2-35	225-3261	
株式会社茨城新聞社	水戸市笠原町 978-25 開発公社ビル内	239-3001	
株式会社茨城放送	水戸市千波町 2084-2	244-2160	

災害時における協力機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備　考
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会	水戸市赤塚 1-1 ＭＩＯＳ２階	309-5001	福祉関係
一般社団法人水戸市医師会	水戸市笠原町 993-17	305-8811	医療関係
水戸市建築業組合	水戸市三の丸3-14-10	226-0405	応急措置関係
水戸市測量設計業協会	水戸市河和田町4471-45	257-1234	〃
水戸市電設協会	水戸市笠原町1754-4	243-5288	〃
一般財団法人関東電気保安協会 （茨城事業本部）	水戸市白梅1-4-35	226-3221	〃
水戸市環境整備事業協同組合	水戸市見川4-460-20	305-0088	〃
水戸市再資源化事業協同組合	水戸市東前3-234 東水戸ビル2階B室	269-4165	〃
水戸地方綜合食品協同組合	水戸市青柳町4566	225-6611	物資関係
水戸青果仲卸協同組合	水戸市青柳町4566	226-4060	〃
水戸市公設市場関連店舗組合	水戸市青柳町4566	228-3202	〃
水戸市中央水産協同組合	水戸市青柳町4566	225-8903	〃
水戸地方青果物商業協同組合	水戸市青柳町4566	225-6610	〃
水戸水産仲卸協同組合	水戸市青柳町4566	227-0579	〃
水戸トラック事業者協同組合	水戸市平須町234-1	241-6131	〃
茨城県石油業協同組合 （水戸支部）	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13階	224-2421	燃料関係

資料２

災害時における応援協定一覧

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時等の相互応援に関する協定	県内全市町村	H6.4.1	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	県内全市町村
	北関東・新潟地域連携軸推進協議会の災害時における相互応援	19市町	H8.10.14	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	
	災害時における相互援助に関する協定（首都圏県都）	千葉市 前橋市 宇都宮市 さいたま市 甲府市 横浜市	H8.10.23	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供） ※協定改正経緯 S58.6.1 協定締結 S58.11.16 甲府市を追加 S61.11.28 横浜市を追加 H8.10.23 協定内容の改正	千葉市中央区千葉港1-1 043-245-5113 前橋市大手町2-12-1 027-224-1111 宇都宮市旭1-1-5 028-632-2052 さいたま市浦和区常盤6-4-4 048-829-1126 甲府市丸の内1-18-1 055-237-5331 横浜市中区港町1-1 045-671-2171
	災害時における相互応援に関する協定	川口市	H8.3.27	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	川口市青木2-1-1 048-258-1110
	災害時における相互応援に関する協定	柏市	H9.2.25	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	柏市柏5丁目10-1 0471-67-1111
	災害時における相互協力に関する覚書	日本郵便株式会社	H9.7.14	災害発生時の郵政に関する相互協力	水戸市三の丸1-4-29 029-221-2988
	災害時における応急措置の協力に関する協定書	水戸市建設業協同組合	H14.5.31 H21.5.18	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市酒門町2921 029-247-9991
		水戸市造園建設業協同組合	H14.5.31		水戸市元石川町611-230 029-248-2351
	全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書	安中市 越生市 青梅市 小田原市 熱海市 知多市 奈良市 みなべ町 武雄市 人吉市 湯河原町	H18.2.23	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	群馬県安中市安中1-23-13 埼玉県入間郡越生町大字越生900-2 東京都青梅市東青梅1-11-1 神奈川県小田原市荻窪300 静岡県熱海市中央1-1 愛知県知多市緑町1 奈良県奈良市二条大路南1-1-1 和歌山県日高郡みなべ町芝742 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-1 熊本県人吉市麓町16 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1
	災害等による応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市管工事業協同組合	H18.5.19	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市大場町997 029-269-5461
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨城大学 水戸第一高等学校 水戸第三高等学校 水戸農業高等学校 水戸南高等学校	H22.3.1	洪水時における緊急避難所	水戸市文京2-1-1 029-228-8111 水戸市三の丸3-10-1 029-224-2254 水戸市三の丸2-7-27 029-224-2044 那珂市東木倉983 029-298-6266 水戸市白梅2-10-10 029-247-6173

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水　戸　市 測量設計業協会	H23.3.31	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市河和田町4471-45　029-257-1234
	災害時相互応援協定	敦　賀　市	H23.10.10	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供），職員の派遣，児童・生徒の受入れ	福井県敦賀市中央町2-1-1　0770-21-1111
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定書	水戸市電設協会	H23.12.22	災害現場における防災活動，復旧活動	水戸市笠原町1754-4　029-243-5288
	災害時応援協定	高　松　市 彦　根　市	H24.1.16	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	香川県高松市番町1-8-15　087-839-2011 滋賀県彦根市元町4-2　0749-22-1411
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	水戸高等 特別支援学校	H24.1.17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町6212　029-269-6212
	津波・洪水時における緊急避難所に関する覚書	茨城県立産業技術 短期大学校	H24.1.17	津波・洪水時における緊急避難所	水戸市下大野町6342　029-269-5500
	災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定書	一般社団法人 茨城県トラック 協会水戸支部	H24.2.16	災害時における緊急救援輸送等	水戸市城南2-4-28　029-300-0015
	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書	西尾レントオール 株式会社	H24.2.16	災害時におけるレンタル資機材の提供	（水戸営業所） 水戸市吉沢町315-5　029-247-1131
	災害時相互応援協定	日　田　市	H24.3.1	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	大分県日田市田島2-6-1　0973-23-3111
	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道 株式会社	H24.3.7	災害等における帰宅困難者に対する相互協力	（水戸駅） 水戸市宮町1-1-1　029-221-2709
	災害時等における一般廃棄物処理に関する支援協定書	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	H24.3.8	緊急時等における一般廃棄物処理	笠間市福田165-1　0296-70-2511
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話 株式会社茨城支店	H24.6.26	災害時の被災者等の通信の確保	水戸市北見町8-8　029-232-4060
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	水戸飯富特別支援学校 水戸特別支援学校 内原特別支援学校 盲学校	H24.11.6	災害時における福祉避難所	水戸市飯富町3436-20　029-229-7453 水戸市吉沢町3979　029-232-4060 水戸市鯉淵町2570　029-259-5813 水戸市袴塚1-3-1　029-221-3388
	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定書	一般財団法人 茨城県薬剤師会 検査センター	H24.11.20	災害時等の公衆衛生及び環境保全に係る検査	水戸市笠原町978-47　029-306-9086

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書	市内社会福祉法人 21団体31施設	H25.1.11	災害時における福祉避難所	
	災害時における電気自動車による電力供給に関わる協定	茨城日産自動車株式会社	H25.2.25	電気自動車による電力供給	水戸市千波町1949番地1　029-241-4123
	災害時における施設利用の協力に関する覚書	株式会社 ファースト・トラスト	H25.3.18	災害時における施設利用	水戸市桜川2-5-26　029-212-4666
	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書	水戸市環境整備 事業協同組合	H25.3.29	災害時における廃棄物処理等の協力	水戸市見川4-460-22　029-305-0088
	災害時における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城県農業共済組合 連合会	H25.5.13	災害時における応急活動及び施設使用	水戸市小吹町942　029-215-8881
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市他 61市町	H25.7.12	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	北茨城市磯原町磯原1630　0293-43-1111
	災害時における施設利用に関する覚書	学校法人 水戸女子商業学園 水戸女子高等学校	H25.7.18	災害時における施設利用	水戸市上水戸1-2-1　029-224-4124
	災害備蓄品の施設利用の協力に関する覚書	株式会社 フロンティア水戸	H25.9.1	災害時における施設利用	水戸市大工町1-3-2　029-300-2050
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	公益社団法人 水戸市青年会議所	H25.12.24	災害時における応急活動及び企業等の防災対策推進	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館11階　029-221-6384
	災害時における電気自動車による電力供給及び施設利用に関する協定書	株式会社 常陽銀行	H26.5.2	災害時における施設利用及び電気自動車による電力供給	水戸市南町2-5-5　029-231-2151
	災害時における支援協力に関する協定書	茨城県行政書士会	H26.5.20	災害時における被災者支援相談窓口の開設及び会員派遣	水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5階　029-305-3731
	北関東中核都市連携会議災害時相互支援に関する協定書	前橋市 宇都宮市 高崎市	H26.8.21	救助，復旧の相互協定（役務，物資の提供）	群馬県前橋市大手町2-12-1　027-224-1111 栃木県宇都宮市旭1-1-5　028-632-2222 群馬県高崎市高松町35-1　027-321-1111
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	茨城県 (県立あすなろの郷)	H26.11.6	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町978-6　029-301-1111
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	JAグループ 茨城教育センター	H26.12.25	洪水時における緊急避難所	水戸市梅香1-1-4　029-232-2068

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時における法律相談業務に関する協定書	茨城県弁護士会	H27.7.1	災害時における法律相談業務	水戸市大町2-2-75　029-221-3501
	災害時における畳の供給に関する協定書	「５日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会	H27.7.21	災害時における畳の供給	水戸市見和2-232-53 (関川畳商店)　029-212-5820
	災害時における応急活動に関する協定書	三和シャッター株式会社 文化シャッター株式会社	H27.7.27	災害時における公共施設等のシャッター等の緊急点検及び緊急修理	水戸市袴塚3-12-32 (水戸ﾒﾝﾃｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ)　029-225-1625 029-225-1651
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H27.8.21	災害時における地図製品の供給及び利用等	水戸市白梅2-6-3 (水戸営業所)　029-231-1566
	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用に関する協定書	学校法人岩田学園 水戸駿優予備学校	H28.2.9	災害時における帰宅困難者等への支援活動及び施設利用	水戸市三の丸1-1-42　029-227-5551
	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会	H28.3.29	災害におけるタクシー車両による緊急輸送等	水戸市住吉町292－5　029-247-6602
	災害時における倒壊建物の除去等応急活動に関する協定書	水戸市 解体業協同組合	H28.5.30	災害時における倒壊建物の除去等応急活動	水戸市東野町167-2　029-303-5977
	災害時における福祉用具等の供給に関する協定書	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H28.10.4	災害時における福祉用具等の供給	東京都港区浜松町2-7-15　03-6721-5222
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人高福会 特別養護老人ホーム かさはら	H28.10.11	災害時における福祉避難所	水戸市笠原町75－3　029-243-3715
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人愛の会 特別養護老人ホーム 双葉陽だまり館	H28.10.17	災害時における福祉避難所	水戸市開江町７　029-306-7521
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	寶幢院	H29.2.23	洪水時における緊急避難所	東茨城郡城里町那珂西1958　029-288-2567
	災害時の支援等に関する協定書	財務省関東財務局 水戸財務事務所	H29.3.24	災害時の支援等	水戸市北見町1-4　029-221-3189
	洪水時における緊急避難所に関する覚書	吉田神社	H29.3.28	洪水時における緊急避難所	水戸市宮内町3193-2　029-247-6464

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	災害時の支援等に関する協定書	水戸地方合同庁舎 水戸地方検察庁 国税庁関東信越国税局 水戸税務署 農林水産省関東農政局 茨城拠点 財務省関東財務局水戸財務事務所	H29.3.31	災害時の支援等	水戸市北見町1-11　029-277-1316 水戸市北見町1-11　029-221-2196 水戸市北見町1-17　029-231-4212 水戸市北見町1-9　029-221-2184 水戸市北見町1-4　029-221-3188
	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用に関する覚書	学校法人 常磐大学	H29.5.30	災害時における応急活動の協力及び敷地・施設の使用	水戸市見和1-430-1　029-232-2717
	災害時における応急措置及び応急復旧の協力に関する協定	水戸地区 中小建設業協同組合	H29.7.4	災害時における応急措置及び応急復旧の協力	水戸市米沢町365-７ オフィス八雲ビル２階　029-297-2530
	洪水時における地域間の連携協力について	水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する各地区会 水戸市住みよいまちづくり推進協議会	H29.8.30	洪水時における地域間の連携協力	
	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用に関する協定書	一般財団法人 茨城県トラック協会	H30.3.26	災害時における茨城県トラック総合会館（防災・研修センター）使用	水戸市見川町2440-1　029-303-6363
	災害時における支援協力に関する協定書	一般財団法人 スカイガード	H30.5.2	災害時における情報収集等の支援協力	水戸市酒門町4228-1　029-246-6955
	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定書	株式会社OLS	H30.10.1	災害時におけるトレーラーハウスの提供	水戸市大塚町1559-8　029-246-6717
	災害時における施設使用に関する協定書	茨城県水戸警察署	H31.2.21	災害時における施設使用	水戸市三の丸1-5-21　029-233-0110
	災害時における対策業務の応援協力に関する協定書	茨城県建築士会	H31.3.6	災害時における対策業務の応援協力	水戸市笠原町978-30　029-305-0329
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人樅山会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町3158　029-350-2055
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人 翠清福祉会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市大塚町1763　029-297-5220
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	社会福祉法人仁心会	R元.5.20	災害時における福祉避難所の設置運営	水戸市酒門町1177-3　029-350-6100
	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	R元.6.3	災害に係る情報発信等	東京都千代田区紀尾井町１番３号

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	R2.2.25	地理空間情報の活用促進のための協力	029-864-1111
	中核市災害相互応援協定	中核市59市	R2.4.1	災害時における相互応援協力	
	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部	R2.6.29	災害時における宿泊施設の提供	
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城県立 水戸第二高等学校	R2.7.1	洪水時における施設の使用	水戸市大町2-2-14　029-224-2543
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社総支社	R2.8.19	災害時等における防災力強化と早期電力復旧に資する活動	水戸市南町2-6-2　029-387-3223
	災害時における洗浄等の支援協力に関する協定書	茨城県塗装工業組合 水戸塗装昭和会	R2.8.20	災害時における建物の汚泥洗浄等の協力	水戸市千波町1853-1（県）　029-244-3581 水戸市笠原町1226-1（水戸）　029-241-5258
	洪水時における緊急避難所等に関する覚書	茨城大学教育学部 付属小学校	R2.8.24	洪水時における施設の使用	水戸市三の丸2-6-8　029-221-2043
	災害時等における移動式木造住宅の建設に関する協定書	一般社団法人日本 ムービングハウス協会	R2.9.25	災害時等における移動式木造住宅の建設	北海道千歳市泉沢1007-168　0123-28-8811
	災害時相互協力に関する協定書	水戸青年会議所 水戸商工会議所青年部 水戸ロータリークラブ 水戸東ロータリークラブ 水戸西ロータリークラブ 水戸南ロータリークラブ 水戸さくらロータリークラブ 水戸好文ロータリークラブ 水戸ライオンズクラブ 水戸葵ライオンズクラブ 水戸西ライオンズクラブ 水戸東ライオンズクラブ 水戸南ライオンズクラブ 水戸北ライオンズクラブ 水戸チアフルライオンズクラブ	R2.9.28	災害時における被災者支援について	
	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	一般社団法人 茨城県環境保全協会	R2.12.21	災害時における災害し尿等の収集運搬	水戸市平須町 1828-192　029-303-6007
	災害発生時等における相互協力に関する協定書	水戸少年鑑別所 水戸刑務所	R3.2.9	災害時における施設利用及び心理職の派遣	水戸市新原 1-15-15　029-251-3038 ひたちなか市市毛 847　029-272-2424
	災害時における宿泊施設等の確保に関する協定書	株式会社 近畿日本ツーリスト関東	R3.3.3	災害時における宿泊施設の確保	水戸市宮町 2-4-33 小林ビル２階（水戸支店）　029-225-1015

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
応急措置一般	自然災害による下水道施設の機械・電気設備緊急工事に関する協定書	一般社団法人 日本下水道施設業協会	R3.3.25	災害時における下水道施設の機械・電気設備の緊急工事	東京都中央区新川 2-6-16　03-3553-0991
	災害時における復旧支援協力に関する協定	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	R3.3.25	災害時における下水道施設の復旧支援協力	東京都中央区八丁堀 3-25-9　03-6228-3291
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	R3.3.25	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力	東京都千代田区岩本町 2-5-11　03-3865-3461
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	R3.3.25	災害時における下水道施設に関する技術支援協力	東京都荒川区西日暮里 5-26-8　03-6806-5751
	災害時等における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書	合同会社　E4	R3.4.23	災害時におけるドローンによる情報集	水戸市三の丸 1-1-42　029-227-5551 （水戸駿優）
	災害発生時等における福祉避難所の設置及び運営に関する覚書	社会福祉法人陽康会 特別養護老人ホーム あいおんの里水戸	R3.5.31	災害時における福祉避難所	水戸市河和田町 4422 番地 1　029-291-3610
	災害時等における応急活動及び施設使用に関する協定書	茨城トヨタ自動車 株式会社	R3.6.1	災害時における施設使用等	水戸市千波町 1887 番地　029-241-1511
放送	災害時における放送要請に関する協定書	茨城放送 株式会社	H14.6.6	災害のため，公衆電気通信，有線電気通信，無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市千波町2084-2　029-244-2160
	災害時における放送要請に関する協定書	水戸コミュニティ放送 株式会社	H14.6.6	災害のため，公衆電気通信，有線電気通信，無線設備により通信不可の場合等特別の必要があるとき	水戸市酒門町1261-6　029-248-2727
消防	消防相互応援協定 （隣接市町村）	那珂市 ひたちなか市 大洗町 茨城町 笠間市	H17.2.1 H7.3.23 H4.3.3 S44.10.1 H17.3.31	火災その他の災害における消防力の活用	那珂市菅谷651-3　029-295-2111 ひたちなか市笹野2丁目8-1　029-273-0211 大洗町磯浜町6881-191　029-266-1119 茨城町奥谷1923-4　029-292-1515 笠間市箱田2564　0296-73-0119
	茨城県高速自動車道等消防相互応援協定	協定市町村	H12.3.18	消防相互応援	
	茨城県広域消防相互応援協定	協定市町村	H7.1.1	消防相互応援	

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
水道・飲料水	水道災害相互応援に関する覚書	宇都宮市 川口市 前橋市	S56.6.5	役務提供，緊急援助物資の調達	宇都宮市旭1-1-5 028-632-2222 川口市青木2-1-1 048-258-1110 前橋市大手町2-12-1 027-224-1111
	災害時における相互応援給水に関する協定書	ひたちなか市	S59.6.18	応急給水に関する人員，器材の応援	ひたちなか市東石川2-10-1 029-273-0111
	災害時の飲料水の確保に関する協定書	株式会社 アクアクララ水戸	H19.6.13	災害時の飲料水の確保	水戸市西原1-10-6 029-222-1117
	災害時の飲料水の確保に関する協定書	市民センター 自動販売機設置業者	H19.9.3	市民センターにおける災害時の飲料水の確保	
	災害時における救援物資の提供等に関する協定書	株式会社伊藤園	H23.12.28	災害時の救援物資（主に飲料水）の確保	水戸市笠原町652-2 （水戸東部支店） 029-243-0339
	災害時における救援物資の提供等に関する協定書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン 株式会社	H25.2.18	災害時の救援物資（主に飲料水）の確保	水戸市渋井町80 029-221-7141
	災害時等における支援及び協力に関する協定書	第一環境株式会社	H25.4.23	給水活動に関する応援	東京都港区赤坂2-2-12
	耐震型循環式飲料水貯水槽の設置及び管理に関する協定書	茨城県	H25.11.21	耐震型循環式飲料水貯水槽の設置及び管理	水戸市笠原町978-6 029-301-1111
医療	災害時の医療救護活動についての協定書	一般社団法人 茨城県水戸市医師会	S59.7.17 H24.10.3	災害時の医療救護活動	水戸市笠原町 993-17 029-305-8811
	災害時の医療救護活動の実施に関する協定書	一般社団法人 水戸薬剤師会	H24.11.14	災害時の医療救護活動	水戸市金町 3-1-13 029-233-1510
	災害時の動物救援活動に関する協定書	水戸市獣医師会	H24.12.3	災害時の動物救援活動	水戸市笠原町1357-5 029-243-8818
	災害時の歯科医療救護活動等に関する協定書	一般社団法人 水戸市歯科医師会	H25.3.6	災害時の医療救護活動	
	災害時における患者等搬送等の協力に関する協定書	株式会社 第一常陽タクシー 東栄観光開発 株式会社ソフトQ2 株式会社Vita･葵民急 有限会社あんしんネット	H26.9.9	災害時の患者搬送等	水戸市渋井町620-3 029-225-6362 水戸市五軒町1-5-48 029-224-5992 水戸市千波町1661-4 029-306-9989 水戸市浜田町415-3 029-228-3333
	災害時における助産師による支援活動に関する協定書	一般社団法人 茨城県助産師会	H26.11.6	災害時の妊産婦・乳幼児等への支援	那珂市豊喰1108-4 029-219-7823
	災害時における医薬品等の調達に関する協定書	株式会社メディセオ	H27.3.5	災害時の医薬品等の調達	東京都中央区八重洲2-7-15 029-304-5010 （北関東支社）

項目 区分	協定の種類	協定機関等	協定締結年月日	協定等の内訳	連絡先（住所，電話）
医療	災害発生・感染症流行時における消毒業務等に関する協定書	一般社団法人茨城県ペストコントロール協会	R2.4.2	消毒業務等の協力	水戸市元吉田町1736-8　029-248-3011
	災害時等における医療活動に関する協定書	公益社団法人茨城県看護協会	R3.6.30	災害時の医療活動	水戸市緑町3-5-5　029-221-6900
物資	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ生活協同組合	H16.3.1	災害救助に必要な物資の調達	小美玉市西郷地1703　0299-48-3243
	災害時における救援活動に関する協定書	イオンモール株式会社 イオンモール水戸内原 イオンリテール株式会社 イオン水戸内原店 イオンリテール株式会社 イオンスタイル水戸下市	H18.8.24	災害救助に必要な物資の調達	水戸市中原町135　029-259-1021 水戸市中原町135　029-259-1400
	災害時における物資の供給に関する協定書	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部	H24.8.21	災害時のガス燃料の確保	水戸市姫子1-97　029-255-2051
	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書	生活協同組合パルシステム茨城	H25.1.18	生活必需物資の調達及び安定供給，物価等の生活情報の収集・提供活動等	水戸市梅香2-1-39　029-227-2225
	災害時における支援協力に関すること	茨城県石油業協同組合	H29.12.20	災害時の燃料の確保	水戸市桜川2-2-35　029-224-2421
	災害時における物資供給及び店舗営業の継続・早期再開に関すること	株式会社 セブンイレブン･ジャパン 株式会社 ヨークベニマル	H30.6.15	災害救助に必要な物資の調達	東京都千代田区二番町8-8　029-231-6101 福島県郡山市朝日2丁目18-2　024-924-3111
	災害時における生活物資などの供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	R2.3.30	災害救助に必要な物資の調達	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1　0495-88-7874

資料３

水戸市市民センター施設状況

令和２年10月１日現在

番号	施設名	電話番号	所在地	構　　造	対象学区
1	三 の 丸　市民センター	224-6600	三の丸1丁目6-60	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階	三の丸
2	五　　軒　市民センター	226-4156	五軒町1丁目2-12	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ６階	五　軒
3	新　　荘　市民センター	221-7851	新荘2丁目11-2	鉄骨平家	新　荘
4	城　　東　市民センター	221-9974	城東3丁目1-47	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	城　東
5	竹　　隈　市民センター	231-2045	柳町2丁目5-8	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	浜　田
6	常　　磐　市民センター	233-7005	西原1丁目3-12	鉄骨平家	常　磐
7	緑　　岡　市民センター	241-1510	見川町2563	鉄骨平家	緑　岡
8	寿　　市民センター	241-4011	平須町1636	鉄骨平家	寿
9	上 大 野　市民センター	233-3401	吉沼町1768-2	鉄骨平家	上大野
10	柳　　河　市民センター	226-8256	柳河町673-1	鉄骨平家	柳　河
11	渡　　里　市民センター	221-4511	堀町466-7	鉄骨２階一部平家	渡　里
12	吉　　田　市民センター	247-5026	元吉田町1736-5	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	吉　田
13	酒　　門　市民センター	247-1356	酒門町1374-6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平家	酒　門
14	石　　川　市民センター	252-2989	石川2丁目4243	鉄骨平家	石　川
15	飯　　富　市民センター	229-7832	飯富町4449-8	鉄骨２階一部平家	飯　富
16	国　　田　市民センター	239-7105	下国井町1212-4	鉄骨平家	国　田
17	桜　　川　市民センター	251-0359	河和田町2894-4	鉄骨平家	河和田
18	上 中 妻　市民センター	251-9402	大塚町1157-1	鉄骨平家	上中妻
19	山　　根　市民センター	252-0966	全隈町78-1	鉄骨平家	双葉台
20	見　　川　市民センター	243-6733	見川2丁目179-1	鉄骨平家	見　川
21	千　　波　市民センター	243-3174	千波町1396-4	鉄骨２階一部平家	千　波
22	見　　和　市民センター	253-1273	見和2丁目224-1	鉄骨平家	梅が丘

番号	施設名	電話番号	所在地	構　　造	対象学区
23	双 葉 台　市民センター	251-3991	双葉台2丁目1-5	鉄骨平家	双葉台
24	笠　　原　市民センター	243-3769	笠原町358-5	鉄骨平家	笠　原
25	赤　　塚　市民センター	252-4090	河和田3丁目2329-3	鉄骨平家	赤　塚
26	吉　　沢　市民センター	247-1989	吉沢町243-3	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平家	吉　沢
27	堀　　原　市民センター	252-2750	新原1丁目9-16	鉄骨平家	堀　原
28	下 大 野　市民センター	269-1288	下大野6094-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平家	下大野
29	稲荷第一　市民センター	269-2213	大串町2134	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ３階	稲荷第一
30	稲荷第二　市民センター	269-1031	栗崎町1695-4	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平家	稲荷第二
31	大　　場　市民センター	269-1006	大場町2283-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ平家	大　場
32	鯉　　淵　市民センター	259-7821	鯉淵町2989-2	鉄骨平家	鯉　淵
33	妻　　里　市民センター	259-6665	有賀町2242	鉄骨平家	妻　里
34	内　　原　市民センター	259-4044	内原町1395-6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ２階	内　原

資料４

水戸市立小・中学校・幼稚園施設状況

（小学校）　　令和３年４月１日現在

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）※クラブハウスを含む	校地面積（㎡）
1	三の丸　小	224-4533	三の丸１丁目６－51	4,228	940	18,346
2	五　軒　小	224-2900	金町３丁目２－25	6,109	※　1,145	39,391
3	新　荘　小	221-4659	新荘２丁目11－1	5,197	※　1,121	19,029
4	城　東　小	231-4297	城東２丁目７－62	6,027	945	23,557
5	浜　田　小	224-2717	浜田１丁目１－1	6,236	800	21,442
6	常　磐　小	224-2272	西原１丁目３－12	6,522	1,164	28,867
7	緑　岡　小	241-1923	見川町2563	6,162	※　1,414	24,834
8	寿　　小	241-0854	平須町1809－1	4,861	922	19,080
9	上大野　小	221-6242	東大野106－1	1,757	800	12,780
10	柳　河　小	221-5997	柳河町318－1	2,378	800	13,896
11	渡　里　小	221-6291	堀町468－1	5,924	1,049	23,380
12	吉　田　小	247-5252	元吉田町1757－1	5,680	900	26,821
13	酒　門　小	247-5952	酒門町1445－1	5,179	838	16,986
14	石　川　小	251-1519	石川４丁目4035	5,518	1,060	17,834
15	飯　富　小	229-7104	飯富町4420－1	3,184	531	12,380
16	河和田　小	251-9540	河和田町1019	4,234	※　1,117	15,583
17	上中妻　小	251-9122	大塚町1086－2	3,230	725	17,561
18	見　川　小	241-1423	見川２丁目96－3	4,465	1,213	13,418
19	千　波　小	243-1021	千波町1538－1	5,666	801	21,253
20	梅が丘　小	253-0098	姫子１丁目827－2	5,484	936	19,654
21	双葉台　小	253-1862	双葉台５丁目26	6,062	945	28,170
22	笠　原　小	243-3261	笠原町347－17	4,446	800	25,401
23	赤　塚　小	253-4301	河和田２丁目2116－1	5,165	945	26,665
24	吉　沢　小	247-8113	吉沢町169－1	4,337	945	21,159
25	堀　原　小	251-3133	新原１丁目７－1	4,602	945	23,899
26	下大野　小	269-2003	塩崎町666	2,496	495	17,723

27	稲荷第一小	269-2253	大串町 142－1	4,602	※ 1,119	22,929
28	稲荷第二小	248-8011	百合が丘町 997－204	4,102	※ 1,119	28,438
29	大　場　小	269-2103	大場町 2489	2,912	1,057	11,738
30	鯉　淵　小	259-2239	鯉淵町 3000	4,376	641	18,917
31	妻　里　小	259-2034	中原町 682	3,601	611	17,448
32	内　原　小	259-4151	内原町 1451	3,706	938	29,338
	小 学 校 計	32 校		148,448	※ 29,781	677,917

（中学校）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）※クラブハウスを含む	校地面積（㎡）
1	第　一　中	224-2424	東原 3 丁目 1－1	6,741	※ 1,422	25,988
2	第　二　中	224-4422	三の丸 2 丁目 9－22	6,149	※ 1,332	39,183
3	第　三　中	224-5508	朝日町 2882－1	7,657	※ 1,422	30,125
4	緑　岡　中	241-1069	見川町 2563－81	5,280	981	36,447
5	第　四　中	247-5554	元吉田町 1987－3	6,499	1,020	33,370
6	飯　富　中	229-7132	飯富町 4479－1	2,228	※ 1,030	19,753
7	赤　塚　中	251-9435	河和田 1 丁目 1708－4	5,673	※ 1,425	24,589
8	第　五　中	251-1414	堀町 1166－1	6,088	1,232	29,108
9	見　川　中	241-2309	見川 2 丁目 98	7,517	1,482	30,528
10	双葉台　中	253-1861	双葉台 5 丁目 27	4,411	796	27,189
11	笠　原　中	241-5363	笠原町 417－3	5,275	1,020	32,140
12	石　川　中	254-1700	堀町 2304－2	4,780	945	27,283
13	千　波　中	248-4080	元吉田町 599－2	5,303	※ 1,347	31,801
14	常　澄　中	269-2116	塩崎町 1016	5,445	※ 1,465	27,934
15	内　原　中	259-2032	内原町 1463-29	5,587	1,085	38,400
	中 学 校 計	15 校		84,633	※ 18,004	453,838

（義務教育学校）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	国田義務教育	239-7118 236-7125	下国井町 2595－1	4,536	1,419	29,193
	義務教育学校計	1校		4,536	1,419	29,193

（幼稚園）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	城　東　幼	221-9220	城東 2 丁目 7－11	528		（小学校敷地に併設）
2	浜　田　幼	221-5268	浜田 1 丁目 1－2	622		〃
3	常　磐　幼	221-6426	西原 1 丁目 3－65	551		〃
4	緑　岡　幼	241-1319	見川町 2563	885		〃
5	見　川　幼	241-1926	見川 2 丁目 96－18	361		1,789
6	寿　　幼	241-4595	平須町 1761	611		3,420
7	千　波　幼	243-1022	千波町 1443-2	706		3,643
8	国　田　幼	239-7401	下国井町 2595－1	143		（国田義務教育学校内で保育）
9	酒　門　幼	247-7980	酒門町 1245－3	530		2,492
10	飯　富　幼	229-8251	飯富町 4420－1	190		小学校内で保育
11	梅が丘　幼	253-0097	姫子 1 丁目 823－14	556		1,644
12	吉田が丘幼	247-8145	元吉田町 1736－9	412		3,213
13	笠　原　幼	243-4124	笠原町 92－1	415		3,333
14	稲荷第二幼	248-2766	百合が丘町 997－204	482		（小学校敷地に併設）
15	妻　里　幼	259-2624	有賀町 2249－2	608		2,011
	幼 稚 園 計	15 園		7,600		21,545

（認定こども園〔幼稚園型〕）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	石川認定こども園	252-2990	石川４丁目 4037－6	504		2,749
	こども園〔幼稚園型〕計	１園		504		2,749

（認定こども園〔幼保連携型〕）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	常澄認定こども園	269-4592	大串町 789－2	957		6,004
2	内原認定こども園	259-4656	内原町 720－1	1,038		4,043
	こども園〔幼保連携型〕計	２園		1,995		10,047

（保育所）

番号	学校名	電話番号	所在地	校舎保有面積（㎡）	屋体保有面積（㎡）	校地面積（㎡）
1	白　梅　保	304-2070	元吉田町 3250－１	899		3,350
2	杉　山　保	221-7219	三の丸３丁目 12－5	740		4,153
3	新　原　保	251-2262	新原２丁目 6－20	645		2,600
4	緑　岡　保	241-0707	見川町 2131－1519	589		2,649
5	城　東　保	231-5972	城東２丁目 6－39	452		1,894
6	平　須　保	241-1172	平須町 1820－7	423		1,671
7	渡　里　保	224-8908	堀町 480－7	445		2,602
8	若　宮　保	226-3923	若宮１丁目 10－30	421		1,906
9	河和田　保	253-1482	河和田３丁目 2536－2	852		4,343
10	双葉台　保	252-8749	双葉台２丁目 19	433		2,011
11	一の牧　保	243-8899	見川町 2131－1741	385		1,999
	保 育 所 計	11 所		6,284		29,177

資料５

水戸市老人福祉施設状況

（養護老人ホーム）　　令和２年 10 月 1 日現在

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
愛友園	(福)愛友園	緑町 3 丁目 9-35	221-6157	○
開江老人ホーム	(福)水戸市社会福祉協議会	双葉台 4 丁目 254-1	251-2619	○

（特別養護老人ホーム）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
ライフピア青柳	(福)恒勝会	青柳町 3796	224-5855	○
桜川陽だまり館	(福)愛の会	河和田町 58	257-7011	○
ライフピア河和田	(福)恒勝会	河和田町 4126-201	257-6411	○
もみじ館	(福)北養会	鯉淵町 2222-1	259-9295	○
森の家ひらす	(福)高福会	小吹町 702-1	240-3155	○
ヴィレッジみと	(福)公重会	小吹町 2053-36	243-6008	○
アクティブハートさかど	(福)豊心の会	酒門町 4390	248-5511	○
はぎの郷	(福)木犀会	酒門町 2946-3	291-7780	○
グリーンハウスみと	(福)尚生会	塩崎町 3503	240-5580	○
東野の家	(福)徳泉会	東野町 215-1	247-1551	○
もくせい	(福)北養会	東原 3 丁目 2-7	303-7373	○
ケアステーション藤が原	(福)親愛会	藤井町 1117-1488	222-9988	○
長生園	(福)北養会	堀町 1185	251-5345	○
渡里すずらん苑	(福)北友会	堀町 95	257-9555	○
フォレストヴィラ水戸	(福)鳳凰会	全隈町 1256-7	253-6551	○
ケアステーション梅寿園	(福)親愛会	見川町 1820-17	243-5322	○
愛友園	(福)愛友園	緑町 3 丁目 9-35	221-6157	○
ユーアイの家	(福)ユーアイ村	吉沼町 1839-1	222-1822	○
かさはら	(福)高福会	笠原町 75-3	243-3715	○
祐功の館	(福)祐徳会	飯島町 1308-1	353-7011	○
双葉陽だまり館	(福)愛の会	開江町 7	306-7521	○
欅倶楽部	(福)樅山会	酒門町 3158	350-2055	○
かたくりの郷	(福)翠清福祉会	大塚町 1763-12	297-5220	○
みと東部特別養護老人ホーム	(福)仁心会	酒門町 1177-3	350-6100	○
ヴィレッジみと桜ノ牧館	(福)公重会	小吹町 2053 番地 36	291-7150	―

（ケアハウス）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
サンピア	(福)サンピア	内原町 122-3	259-5656	○
ハートピア水戸	(福)愛の会	大塚町 1803-26	255-3211	○
あんず館	(福)北養会	河和田町 3334-1	255-0045	○
ケアハウスみと	(福)翠清福祉会	酒門町 4231-2	246-1112	○

みどりおか	(福)親愛会	見川町 1820-16	305-3300	○

（老人デイサービスセンター）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
ライフピア青柳通所介護事業所	(福)恒勝会	青柳町 3796	224-5855	―
なごみの家	ＮＰＯなごみの家	青柳町 4713	353-6753	―
老人デイサービスセンター あかつか	(福)水戸市社会福祉協議会	赤塚 1 丁目 1	309-7733	○
コープ菜の花デイサービスセンター	いばらきコープ生活協同組合	赤塚 1 丁目 2029-121	257-7870	―
デイサービスなかよしの森	(有)ファスト	赤塚 2 丁目 2028-26	255-9771	―
デイサービスセンター　祐功の館	(福)祐徳会	飯島町 1308-1	353-7011	―
ゆりかごデイサービス	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9666	―
ゆりかご　あっとホーム	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9668	―
ゆりかご☆ファイト	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9666	―
デイサービス ここいち内原	(株)いっしん	内原町 1 丁目 168	259-0761	―
サンピア　デイサービスセンター	(福)サンピア	内原 126	259-2666	―
デイサービス　てんしん	合同会社天眞	内原町 817-2	259-0102	―
デイホームゆめ	(株)Mie Corporation	内原町 845-1	259-5355	―
デイサービスはらだ	(医)三真会	内原町 846-2	259-2496	―
ケアステーションあさひ水戸内原	(株)ヴァティー	内原町 910-1	259-0180	―
デイホーム　アリア　大串	(株)アリア	大串町 876	353-7961	―
デイサービスここいち水戸	(株)いっしん	大塚町 1612-2	353-6761	―
ケアレジデンス水戸新館 デイサービスセンター	(株)ケアレジデンス	大塚町 1741	251-6602	―
レッツ倶楽部水戸	(有)マイシティー	笠原町 1191-2 第一斉藤ﾋﾞﾙ 101 号室	305-5022	―
デイサービス　オリーブ かさはら	(株)エムケア	笠原町 1200-13	246-6030	―
茶話本舗デイサービス上水戸亭	(株)ＨＲＴ	上水戸 1 丁目 2-34	222-5605	―
デイサービスセンター 悠壽上水戸	(株)蒼杜	上水戸 2 丁目 7-11	353-8988	―
ニチイケアセンター上水戸	(株)ニチイ学館	上水戸 4 丁目 6-45	257-8050	―
ＮＰＯ法人 いきいきほろの里	ＮＰＯいきいきほろの里	萱場町 1013-7	255-5671	―
通所介護事業所　桜川陽だまり館	(福)愛の会	河和田町 58	257-7011	―
介護予防デイサービスセンター 元気はつらつ館	(株)テンダーケアジャパン	河和田町 1181-1	309-5581	―
ケアサービス 24(休止中)	(株)タカ	河和田町 1109-1	257-9367	―
ケアサービス 25(休止中)	(株)タカ	河和田町 1109-1	257-9367	―
フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田	(医)博仁会	河和田町 2893	257-1755	―

医療法人社団北水会 リハビリデイサービスセンターかわわだ	(医)北水会	河和田町 3003-1	257-6617	―
ライフピア河和田通所介護事業所	(福)恒勝会	河和田町 4126-201	257-6411	―
かたくりケアセンターもくせい	(福)翠清福祉会	河和田町 4510-1	255-1818	―
オレンジケア水戸デイサービスセンター	ログ建築(株)	河和田 1 丁目 1704-12	306-8273	―
あおぞらデイサービスひまわり	(有)ファイブアローズ	河和田 1 丁目 2430-4	251-4122	―
ケアセンターきらり	(株)イディア・コーポレーション	河和田 1 丁目 2444-2	309-4165	―
総合福祉ツクイ水戸赤塚	(株)ツクイ	河和田 2 丁目 1-16	309-5131	―
つねずみ接骨院リハビリデイサービス	(有)つねずみ接骨院	栗崎町 1561-1	240-5885	―
デイサービス ケアプラスけやき台	(株)キャリアプラス	けやき台 1 丁目 53-1	247-2979	―
デイサービスセンターもみじ館	(福)北養会	鯉淵町 2222-1	259-9295	―
レッツ文化村　いきいきこいぶち	(株)レッツ文化村	鯉淵町 4888-66	239-5788	―
デイサービス笑がお	サンハート(株)	鯉淵町 6123-223	306-8699	―
ケアレンジデンス水戸デイサービスセンター五軒町	(株)ケアレジデンス	五軒町 3 丁目 4-7	300-5120	―
我がまま館	(株)栄光通商	小吹町 267-250	305-6575	―
デイサービスセンター森の家ひらす	(福)高福会	小吹町 702-1	240-3155	―
特別養護老人ホーム はぎの郷	(福)木犀会	酒門町 2946-3	291-7780	―
デイサービスセンター・リビング	(有)オオモリ・ケアサービス	酒門町 3248	304-6884	―
フロイデ総合在宅 SC 水戸けやき台小規模デイサービスつどいの家	(医)博仁会	酒門町 3282-6	291-3311	―
フロイデ総合在宅サポートセンター水戸けやき台	(医)博仁会	酒門町千束 3283-1	304-1515	―
デイサービスセンターさかど	(福)翠清福祉会	酒門町 4231-2	246-1113	―
デイサービスセンターアクティブハートさかど	(福)豊心の会	酒門町 4390	248-5511	―
デイサービスセンター　お多福	ＮＰＯ認知症ケア研究所	酒門町 4637-2	240-1556	―
通所介護センターグリーンハウスみと	(福)尚生会	塩崎町 3503	240-5580	―
デイサービスあすか	(有)アンビション	島田町 3403-1	266-3337	―
レッツ文化村	(株)レッツ文化村	下野町 311-5	257-5555	―
デイサービス　ハートライフ城東	(株)ハートライフ	城東 3 丁目 2-23	291-3303	―
助川接骨院機能訓練特化型デイサービス	合同会社武心	末広町 1 丁目 4-11	233-9275	―
茶話本舗デイサービス住吉亭	(株)フィールドスカイ	住吉町 22-14	248-0655	―

アサミ園　デイサービス	(有)アサミ	住吉町 60	247-0549	―
デイサービスセンター 千波湖倶楽部	(医)相川会	千波町 214-6	243-2822	―
ご長寿くらぶ水戸千波デイサービスセンター	(株)アーバン・アーキテック	千波町 291	291-6205	―
おさえんデイセンター	(株)ＪＨＧメディカル	千波町 369-8	246-5007	―
デイサロン千波山	(福)樅山会	千波町 508-63	305-1888	―
茶話本舗デイサービス千波亭	(株)フィールドスカイ	千波町 598-10	244-1250	―
リハビリ専門デイサービス たんぽぽ	(株)オーガスタ	千波町 1264-5	291-3225	―
ジョイリハ 千波緑岡	(株)グッド・オフ	千波町 1799-5	244-4066	―
総合福祉ツクイ水戸千波	(株)ツクイ	千波町 2049-2	305-3351	―
デイサービスセンターなご家水戸千波サービス	(株)レオ・ケアー	千波町 2274-10	291-5328	―
デイサービス桜香	(有)オルソメディカルサービス	千波町 2776-16	353-8386	―
デイサービス野ばら	(株)マネジメントセンター	千波町 2872-35	306-7742	―
ツクイ・サンフォレスト水戸	(株)ツクイ	中央 2 丁目 6-32	303-3151	―
デイサービス　東野の家	(福)徳泉会	東野町 215-1	247-1551	―
デイサービスまごころの家赤塚	コンテック(株)	中丸町 270	309-0056	―
デイサービスセンターしゃらく	(医)協栄会	中丸町 604-1	257-2565	―
デイサービス　百寿庵	(有)関東メディア	中丸町 2052-9	212-3591	―
アシストケアクラブ水戸北	(株)鳳凰ライフケア	袴塚 3 丁目 10-15	353-8915	―
ホームケア心の里デイサービスセンター	(株)ＢＨＣ	東赤塚 4353	254-6610	―
アズハイム水戸デイサービスセンター	(株)アズパートナーズ	東原 1 丁目 2-40	302-7150	―
デイサービスセンターもくせい	(福)北養会	東原 3 丁目 2-7	303-7373	―
デイデイサービスセンター アテンドハウス・ウエスト	(福)北養会	東原 3-2-12	303-2005	―
デイサービス　ふたば	合同会社　はらだ	姫子 2 丁目 33 G コート南赤塚 103 号	246-5003	―
デイサービスセンター はーとぴあ	(福)愛の会	開江町 8	257-6001	―
桔梗　デイサービス	茨城ケアサービス(株)	平須町 2-72	305-3225	―
茶話本舗デイサービス平須亭 (休止中)	(株)フィールドスカイ	平須町 1628-467	244-1369	―
デイサービスセンターひらす	茨城保健生活協同組合	平須町 1819-34	241-8054	―
デイサービス　ローズ苑みと	(株)県央福祉サービス	開江町 297-2	306-8021	―
デイホームローズガーデン	原口商事(株)	平須町 957-3	350-1088	―
デイホーム　暖	原口商事(株)	平須町 1075-2	297-9668	―

デイサービス　かりん	(株)ウェルフェア水戸	平須町 1820-122	291-8961	―
デイホーム　花音	(株)花音	平須町 1828-539	305-5265	―
デイサービスセンター Distage 悠壽	(株)蒼社	堀町 1075-11	353-7522	―
デイサービス・どすこい	(株)オオモリ・ケアサービス	藤井町 878-1	229-8885	―
デイ　藤が原	(福)親愛会	藤井町 1117-1488	222-9988	―
渡里すずらん苑 デイサービスセンター	(福)北友会	堀町 95	257-9555	―
デイサービスセンター さとのこハウス水戸堀町	ウエルシア介護サービス(株)	堀町 878-3	309-0058	―
デイサービス まごころの家水戸堀町	コンテック(株)	堀町 920-1	309-1250	―
デイサービス野ばら堀町館	(有)クレーンマーケット	堀町 1147-125	353-8951	―
デイサービスセンター 長生園	(福)北養会	堀町 1185	251-5345	―
種村デイサービス	(有)アニテック	堀町 2294-10	212-7887	―
さくらさくら	(福)親愛会	本町 1 丁目 9-2	350-5550	―
デイサービス野ばら　てまり館	マネジメントセンター	本町 2 丁目 5-18	353-7933	―
デイサービスセンターフォレスト ヴィラ水戸	(福)聖蘭会	全隈町 1256-7	253-6551	―
ケアサービス２８（休止中）	(株)タカ	松本町 1-3	257-9367	―
デイ緑岡	(福)親愛会	見川町 1820-17	243-7709	―
明日葉ケアセンター	(有)エリア・ネットワーク・ サービス	見川町丹下一ノ牧 2131-1303	305-6911	―
デイサービス水戸桑林	(株)桑林	見川町 2537-2	243-3335	―
ほっと水戸 デイサービスセンター	(有)ほっと水戸	見川 2 丁目 93-4	305-1677	―
デイサービス はな・はな	(株)227	見川 2 丁目 95-6	306-8877	―
フィットネスデイ　樹樹	(株)ケア・アミティ	見川 4 丁目 447-1	303-6234	―
木の葉リハステージ	(株)ケア・アミティ	見川 4 丁目 447-1	353-8702	―
デイサービスゆうみん 水戸見川店（休止中）	(株)オーシーエス	見川 4 丁目 504-18	241-5113	―
あおぞらデイサービス水戸	(有)ファイブアローズ	見川 5-1250-6	252-0838	―
デイサービスセンターつぐみ	(株)ケアセンターつぐみ	緑町 3 丁目 9-12	291-6058	―
水戸ケアセンターそよ風	(株)ユニマットそよ風	見和 1 丁目 298-9	309-1281	―
マイカイフィットネスクラブ見和	(株)エースプロジェクト	見和 2-191-1 緑川ビル 1F	353-8367	―
デイサービスセンター　輝	(株)愛優	見和 3 丁目 1398-67	306-7342	―
ケアレジデンス水戸 デイサービスセンター元吉田館	(株)ケアレジデンス	元吉田町 223	309-3301	―
デイサービス まごころの家水戸駅南	コンテック(株)	元吉田町 575-1	239-5820	―

ムーランリッツ水戸	(株)理研機能食品研究所	元吉田町 779-2	304-6550	―
聖愛園元吉田デイサービスセンター	(福)聖愛会	元吉田町 894-16	353-6100	―
デイサービスセンターお多福元吉田	ＮＰＯ認知症ケア研究所	元吉田町 1691-2	291-3660	―
デイサービス光ホーム	(有)光ホームヘルプ	元吉田町 1023-7	240-0656	―
コミュニティガーデン百合が丘	(株)ケアレジデンス	百合が丘町 814-524	304-5321	―
フルールみとみなみ	(有)ブリッジ	吉沢町 115-1	304-6032	―
茶話本舗デイサービスセンター水戸吉沢亭	(有)ユージン	吉沢町 569-50	303-8820	―
通所介護事業所　ユーアイの家	(福)ユーアイ村	吉沼町 1839-1	222-1822	―
デイサービス　ヘルサ	(株)サンテ	米沢町 82-3	304-6020	―
デイサービス百合が丘	(株)カインドケア水戸	六反田町 1000-2	306-8761	―
茶話本舗デイサービス笑むの里	(株)エムサン	渡里町 2412-4	239-5122	―

（地域包括支援センター）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
水戸市地域包括支援センター	直営	中央 1-4-1 水戸市役所高齢福祉課内	232-9110	―

（高齢者支援センター）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
中央高齢者支援センター（「水高スクエア」内）	(医)北水会	東原 3 丁目 2-9	306-9582	―
東部高齢者支援センター（「まるごとカフェ」内）	(福)ユーアイ村	吉沼町 1839-1	246-6216	―
南部第一高齢者支援センター（「ケアハウスみと」内）	(福)翠清福祉会	酒門町 4231-2	246-5690	―
南部第二高齢者支援センター（「葉山荘」内）	水戸市	千波町 1677	241-4821	―
北部高齢者支援センター（「はぁもにか」隣）	(医)協栄会	石川 4 丁目 4039-26	246-6003	―
西部高齢者支援センター（旧地区センター内）	(福)翠清福祉会	双葉台 2 丁目 1	246-6333	―
常澄高齢者支援センター（「グリーンハウスみと」内）	(福)尚生会	塩崎町 3503	246-6155	―
内原高齢者支援センター（「もみじ館」内）	(福)北養会	鯉淵町 2222-1	257-5466	―

（老人福祉センター）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
いきいき交流センター柳堤荘	水戸市	本町 1 丁目 3-28	221-5761	○
いきいき交流センターあかね荘	水戸市	石川 2 丁目 4094-1	252-5868	○
いきいき交流センター葉山荘	水戸市	千波町 1677	243-5508	○
いきいき交流センター長者山荘	水戸市	渡里 3201-3	228-0723	○
いきいき交流センター常澄	水戸市	大場町 472-1	240-5255	○
いきいき交流センターふれしあ	水戸市	吉沢町 850	247-6377	○
いきいき交流センターあじさい	水戸市	末広町 2 丁目 3-13	232-0012	○

（認知症高齢者グループホーム）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
アサミ園	(有)アサミ	住吉町 60	247-0549	―
いろり端水戸	(福)愛の会	開江町国置 8	257-6666	―
グループホームハイブリッジ	(有)ハイブリッジ	米沢町 98-1	304-0190	―
ケアホーム日なた家	(株)ハートピア	酒門町 1739	304-6677	―
グループホームお母さんの家	(有)敬愛	小吹町 2297-17	241-6610	―
グループホームあすなろ	(有)アンビション	島田町 3403-1	267-7301	―
グループホームむくげ	(医)正信会	笠原町 358-2	305-5666	―
グループホームぐるんぱの杜	(株)四方建築設計事務所	大串町 116-4	240-5678	―
水戸ケアセンターそよ風	(株)ユニマット　リタイアメント・コミュニティ	見和 1 丁目 298-9	309-1281	―
グループホームかたくり	(福)翠清福祉会	河和田町 4517-1	309-5622	―
グループホームゆう	(有)ドゥ・ライフ	元石川町 2523	247-3177	―
グループホーム堀安の舎	(有)共同生活舎	堀町 1319	255-6541	―
グループホームすばる	ホシサン工業(株)	東野町 96-5	246-1105	―
グループホーム暖	原口商事(株)	小吹町 267-87	244-0022	―
グループホームすみれ	(医)正信会	小吹町 3135-1	305-5010	―
グループホームなのはな	(医)正信会	鯉淵 4708-41	257-0601	―
グループホームしゃらく	(医)協栄会	中丸町 604-1	257-2565	―
グループホームハイジの丘	衛検産業(株)	住吉町 302-1	247-2448	―
グループホームあしたば	(有)エリア・ネットワーク・サービス	見川町丹下一ノ牧 2131-1303	305-6914	―
グループホームいっしん館水戸	(株)いっしん	大塚町 1612-14	253-6547	―
グループホームひかり	(株)伊藤建設	小吹町 267-43	240-3511	―
グループホームいっしん館内原	(株)いっしん	杉崎町 195-1	257-5580	―
グループホーム小吹ケアセンター	(有)サンパル	小吹町 710-1	305-6800	―
グループホームメロン	(株)トゥルーケア	平戸町舟渡 380-1	264-5111	―
グループホームばなな	(株)トゥルーケア	河和田町 4433-40	257-6100	―
グループホームいちご	(医)愛優会	笠原町 1614-9	305-3077	―

グループホームうちはら	(医)正信会	鯉淵町 4708-41	259-0577	―

（有料老人ホーム）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
ケアレジデンス水戸本館	(株)ケアレジデンス	大塚町 1661	252-6615	―
ケアレジデンス水戸新館	(株)ケアレジデンス	大塚町 1741	255-3336	―
ケアレジデンス水戸元吉田館	(株)ケアレジデンス	元吉田町 223	309-3301	―
ローズヴィラ水戸	(財)安寿苑	堀町 1444-1	254-8111	―
やすらぎ梅寿園	(福)親愛会	見川町 1820-17	241-1210	―
べるぴー水戸	(医)それいゆ会	赤塚 1 丁目 1 ミオスビル　3Ｆ	309-0770	―
コンフォルト水戸	(有)ケアハーモニー	新荘 3 丁目 8-18	302-1135	―
はぴね水戸	グリーンライフ東日本(株)	堀町 915-1	257-1780	―
しまナーシングホーム河和田	(株)しまナーシングホーム	河和田 3 丁目 2351-1	257-1377	―
しまナーシングホーム平須	(株)しまナーシングホーム	平須町 1416	305-5800	―
しまナーシングホームガーデン	(株)しまナーシングホーム	河和田町 3461	297-8120	―
モデスティア水戸	(株)日本エイジレス・ライフ・コア	平須町 2205	244-1110	―
介護専用棟マリアン	(財)安寿苑	堀町 1444-1	309-4477	―

（介護老人保健施設）

名　称	運営主体	所在地	電話番号	福祉避難所の指定
くるみ館	(福)北養会	河和田町 3335-1	255-4774	―
ナーシングホームかたくり	(福)翠清福祉会	河和田町 4516-1	255-5222	―
こすもぴあ	(医)協栄会	石川 4 丁目 4027	252-4777	―
つねずみ	(医)相川会	大場町 2-14	247-6250	―
つまさと	(医)省和会	有賀町 2228	259-7677	―
みがわ	(医)大橋会	見川町 2131-105	305-6868	―
はぁもにか	(医)協栄会	石川 4 丁目 4039-26	254-5777	―
大串の里	(医)鳳香会	大串町 584-1	269-6477	―
はなみずき	(福)北養会	東原 3 丁目 2-8	303-3501	―
しもいち	(医)青潤会	柳町 2 丁目 10-11	231-2341	―
ひまわり水戸	(医)古宿会	百合が丘町 814-477	240-1007	―
渡里の里	(医)鳳香会	渡里町 285-1	353-6300	―

資料６

水戸市障害福祉施設状況

(1)障害福祉サービス事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ユーアイファクトリー	生活介護	(社)ユーアイ村	吉沼町 1843-3	350-9202
ユーアイキッチン	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	(社)ユーアイ村	吉沼町 1429-12 まるごとｶﾌｪ内	212-3775
スペース・ドリーム	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	(社)木犀会	住吉町 148-8 住吉町 210-1 1 階	304-6860
水戸どんぐりの家	生活介護	(社)育実会	田野町 831-1	229-8860
水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	河和田町 123-1	257-8861
育心園	生活介護	(社)清香会	酒門町 4280-2	247-5151
もちの木作業所	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	(社)木犀会	田島町 133	257-0020
障害福祉サービス事業所かがやき	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	(社)友幸会	下大野町 6743-1	269-1181
水戸市知的障害者就労支援施設はげみ	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	河和田町 123-1	254-6600
水戸市知的障害者就労支援施設みのり	就労継続支援(Ｂ型)	水戸市	文京 1-2-24	233-2468
水戸市身体障害者福祉センターつどい	生活介護	水戸市	河和田町 123-1	254-6600
水戸市福祉作業所むつみ	生活介護 自立訓練(生活訓練)	水戸市	河和田町 123-1	254-6600
水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園	生活介護	水戸市	見川 5-127-91	253-1076
通所生活施設 きつつきの家	生活介護 自立訓練(生活訓練)	(特非)心身障害児者療育会きつつき会	堀町 227-3	252-4527
やまびこ作業所	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	(特非)オプティマム	平須町 1225-3	244-5556
（特非）法人　ボイス社	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型) 就労定着支援	(特非)ボイス社	平須町 1657-11	241-0944

障がい者自立支援事業所ディライトホーム	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(B型)	(社)ひだまり会	加倉井町 104	254-7814
ショートステイあんじゅ	短期入所	(有)アンビション	島田町 3403-1	266-0123
就労継続支援事業所「すみれ」	就労継続支援(B型)	(特非)朋秀会	開江町 1988-1	252-8977
就労支援事業所水戸市リサイクルセンター	就労移行支援 就労継続支援(A型)	水戸市	下入野 2100	090-2729-0487
くれよん工房	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(社)くれよん	元吉田町 1873-8	247-9040
聴覚障がい者就労支援施設　工房ふくろう	就労継続支援(B型)	(特非)ふくろう	双葉台 2-1	253-2960
精神障害者自立支援事業所ひだまり	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(B型)	水戸市	笠原町 1370-1	243-3601
かしの木　水戸	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(社)やまびこの里福祉会	水府町 1544-1	297-8757
ハミルトン	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	(株)セレンディピティ	東赤塚 2164-1	246-5335
スリーアール水戸	短期入所 就労移行支援 就労継続支援(B型) 就労定着支援	(特非)スリーアール茨城	住吉町 269-3	246-3314
障害福祉サービス事業所きらきら	生活介護	(社)友幸会	開江町 483-1	255-5541
就労支援事業所あかつか	就労継続支援(B型)	水戸市	赤塚 1-1	254-8786
スマイル水戸　かがやき	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非)喜友会	見和 3-568-3	251-5882
短期入所　そら	短期入所	(特非)宙の会	見川町 2563-475	243-3159
たけのこ	生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(B型)	(同)ライフパートナー	元石川町 2523-2	248-7009
なかよし館	就労移行支援 就労継続支援(B型)	(特非)大成会	堀町 652-5	252-8577

障害者自立支援センターゆきわりそう	生活介護 就労継続支援（Ｂ型）	(社)ひだまり会	笠原町 1006-1	244-0901
障害者自立支援センターみなみかぜ	生活介護 就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(社)ひだまり会	城東 4-1-41	233-2912
就労支援施設 オオダラワークス	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(有)はなぶさ	大足町 1011-1	259-5570
おおぞら館	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(特非)友愛会	河和田町 5006	251-0010
あい・愛・あかつか	生活介護	(有)オフィスリブ	赤塚 1-2010-12	353-7039
ライフステーション樹林（きりん）	生活介護	(特非)だいち	堀町 767-1	291-4165
茨城県立あすなろの郷	生活介護	茨城県	杉崎町 1460	259-3121
ともにー	就労継続支援（Ａ型）	(特非)茨城自立支援センター	見川町 2131-404	291-4154
フレンドハウス	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(特非)広栄会	城東 2-9-1 号	225-5865
自立支援センター奏	就労継続支援（Ｂ型）	(特非)虹の会	笠原町 1492-2	244-2767
さぼてん	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(特非)康生会	大塚町 1905-25	353-8138
みらいの森	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(特非)未来会	西原 2-10-57 号	291-5141
水戸自立支援センターグリーンカンパニーファーム	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(一社)グリーンカンパニー	河和田町 4359-7	239-3630
レインボー	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型） 就労定着支援	(株)パートナーズ	飯富町 3562-5	353-7003
生活介護支援施設いずみ	生活介護	(社)梅寿会	泉町 2-4-21	302-6550
まなーるもちの木	生活介護	(社)木犀会	田島町 792-1	353-8976
愛正会記念　茨城福祉医療センター	療養介護 短期入所	(社)愛正会	元吉田町 1872	353-7171
スペース・ゆい	生活介護	(社)木犀会	吉沢町 742-1	291-5208
たけのこホーム	短期入所	(同)ライフパートナー	元石川町 2523-2	248-7009
特別就労支援センターココカラ	就労移行支援	(株)Ｒｅｍｅｍｂｅｒ	城南 2-8-38 常磐第一ﾋﾞﾙ 4 階	224-0415
就労定着支援センターココカラ	就労定着支援			
短期入所施設　蛍	短期入所	(特非)蛍の会	元吉田町 2115 の 3	231-8738

ｍｉｒａｉｅ	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型)	エスケーネクステージ(株)	千波町 2832-10	244-1294
就労サポートセンター うさぎファクトリー	就労継続支援(Ｂ型)	(有)大槻流通サービス	小林町 1205-2	259-0141
オールマスターズ	就労継続支援(Ｂ型)	(株)オーバースロー	柵町 1-5-20	212-7008
障害者自立支援センター つばさ	生活介護 就労継続支援(Ｂ型)	(社)ひだまり会	元山町 1-6-15	231-7374
コテロ元吉田	短期入所	(株)オーバースロー	元吉田町 1328-3	291-3474
短期入所　にこの家	短期入所	(一社)サンメイト	元吉田町 2649-17	246-6756
self-A・アドバンフォース水戸堀町	就労継続支援(Ａ型)	(株)茨城プラネッツ福祉センター	堀町 916-4	350-6300
ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ・ 菜の花ハウス	生活介護	(同)オフィスＰＡＳＡＰＡＳ	見川 2-109-1	244-2434
さくら	就労移行支援 就労継続支援(Ａ型) 就労継続支援(Ｂ型)	(一社)春風	河和田 2-2230-37	350-1417
生活訓練センター ココカラ life	宿泊型自立訓練 自立訓練(生活訓練)	(株)Ｒｅｍｅｍｂｅｒ	城南 2-8-38 常磐第一ﾋﾞﾙ 4 階	224-0415
就労継続支援事業所 ピアニッシモ	就労継続支援(Ｂ型)	(特非)ピアニッシモ	河和田町 151	257-8166
生活介護事業所　宙の会 就労移行支援事業所 宙の会	生活介護 就労移行支援	(特非)宙の会	笠原町 147-12	291-4607
KURITA ワークサポートセンター「Work-Work」	就労継続支援(Ｂ型)	(一社)こころの未来創造舎	青柳町 3923-5	231-7066
就労支援サービス はじめの一歩	就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	(一社)ぱすてるはうす	大工町 3-11-21	297-1160
（同）水戸就労ケアマネジメント	就労移行支援	(同)水戸就労ケアマネジメント	城南 1-2-43 NKC ﾋﾞﾙ 406 号室	303-6222
ケアホームスマイルすみよし	短期入所	(社)木犀会	住吉町 148-8	212-8324
あさひ弁当工房	就労継続支援(Ｂ型)	(株)オーバースロー	朝日町 2753-4	291-7387
self-A・アドバンフォース水戸駅南	就労継続支援(Ａ型)	(株)茨城プラネッツ福祉センター	城南 2-5-19 水戸城南ﾋﾞﾙ 4 階	291-7600
生活介護施設　千波ハピネス	生活介護	(社)青樹会	千波町 2770-21	246-6660

クオリティ・オブ・ライフ就労支援センター	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(一社)クオリティ・オブ・ライフ	双葉台 5-789-22	246-5155
ときわくらぶ	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	常盤警備保障(株)	渡里町 3266-1	353-6363
就労移行支援事業所陽向	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(社)梅寿会	小吹町 705-8	353-8460
生活介護支援事業所ふう 就労支援事業所ふう	生活介護 就労継続支援（Ｂ型）	アイルマネーマネジメント(有)	青柳町 3822-2	350-3350
樹もれびハウス	短期入所	(特非)だいち	成沢町 831-16	303-8211
グリーンピース	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(一社)サイコー	梅香 2-283-1	302-7377
ステップワン　水戸	就労継続支援（Ａ型）	(株)ＡＲＣＨ	堀町 1122-4-2	303-8655
コミュニティパルプラス	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(一社)アットホームパル	千波町 1793-5	297-4440
エナベル水戸駅南	就労移行支援 就労継続支援（Ａ型）	(同)ハーモニーワークス	桜川 2-1-43 ｱｶﾃﾞﾐｰﾌﾟﾗｻﾞ 3 階	291-6644
ＱＯＬ就労継続支援Ａ型事業所	就労継続支援（Ａ型）	(株)ＱＯＬ	赤塚 1-2067-3 ｺｰｷﾋﾞﾙ 2A･4F･5F	297-3883
就労移行支援事業所ブルーム 就労定着支援事業所ブルームプラス	就労移行支援 就労定着支援	(医)Epsylon	梅香 1-2-50 号	303-7119
サポート愛いばらぎ	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援（Ａ型）	(株)サポート愛いばらぎ	赤塚 1-1978-13	291-8502
精神障害者自立支援事業所ひだまり・就労定着支援事業	就労定着支援	水戸市	笠原町 1370-1	243-3601
障がい者自立支援事業所ディライトホーム・就労定着支援	就労定着支援	(社)ひだまり会	加倉井町 104	254-7814
ＪＩＭＯＮ	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(株)慈門	笠原町 600-41	297-8330
就労継続支援Ｂ型事業所ひまわり	就労継続支援（Ｂ型）	(特非)ひまわりの家	見川 2-93-6	241-4899
はたらくガッツ村　ビストロ・ラ・ポルト・アミ はたらくガッツ村スイーツ工房	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(社)茨城補成会	住吉町 110-5 茨城県東茨城郡茨城町上石崎 4698-2	293-7401
グループホームすばる	短期入所	(一社)サイコー	梅香 2-285-1	302-7377
ポルテ	就労継続支援（Ａ型）	(株)千手	桜川 2-1-6 ｱｲﾗﾝﾄﾞﾋﾞﾙ 204	306-6970
ゆずりは	就労継続支援（Ｂ型）	(特非)優心会	大塚町 1471-4	350-7474

フロイデ工房みと堀町	就労移行支援 就労継続支援（Ａ型）	(医)博仁会	堀町 967-1	353-8302
短期入所　水戸酒門町	短期入所	ソーシャルインクルー(株)	酒門町 1011-1	246-6023
おさえん通りめだか販売店	就労継続支援（Ｂ型）	(株)D	千波町 302-8	306-6181
えみてる水戸見川	就労継続支援（Ｂ型）	(株)アーバンアーキテック	見川町 2131-2502	297-3307
エナベルビズ水戸駅南	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(同)ハーモニーワークス	桜川 2-1-43 ｱｶﾃﾞﾐｰﾌﾟﾗｻﾞ 3 階 B 号室	353-7674
手仕事工房のっぱらの扉	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(株)ひとは	根本 1-146	
とまとくらぶ	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	フィールドアップ(株)	鯉淵町 539	259-4136
キルト千波	就労継続支援（Ａ型）	(株)楽腰館	千波町 2320-2	350-8989
Take off	就労移行支援 就労継続支援（Ｂ型）	(株)つくよみ	城南 3-10-17 ｶｰﾆｰﾌﾟﾚｲｽ水戸 8 階 E 号室	080-3017-2886
障害福祉サービス事業所クオリード	就労継続支援（Ｂ型）	(株)ＡＢＭ	笠原町 99-2	246-5307
あおぞら	短期入所	(社)清香会	酒門町 4280-1	247-5151
就労移行支援事業所ブルーム水戸宮町	就労移行支援	(医)Epsylon	宮町 2-4-33 小林ﾋﾞﾙ 5 階	303-7333
福祉サポートセンターあすなろ	生活介護 就労継続支援（Ｂ型）	(社)茨城県社会福祉事業団	赤尾関町 986-1	353-7111

(2)共同生活援助事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ひらす館	共同生活援助	(社)城北福祉会	平須町 1885-10	0296-72-9346
ふたばホーム	共同生活援助	(特非)オプティマム	平須町 1225-3	244-5556
はっぴぃハウスかくらい	共同生活援助	(社)ひだまり会	加倉井町 104	254-7814
グループホームやまと	共同生活援助	(特非)並木会	鯉淵町 5065-89	259-5843
水戸どんぐりの家	共同生活援助	(社)育実会	田野町 831-1	229-8860
グループホーム集まれガッツ村	共同生活援助	(社)茨城補成会	住吉町 16-57	293-7401
グループホーム千波寮	共同生活援助	(医)南山会	千波町 2817-5	240-1060
グループホーム　さつき	共同生活援助	(特非)朋秀会	開江町 1988-1	252-8977
あすなろホーム	共同生活援助	(社)茨城県社会福祉事業団	内原町 1427-7	297-3225
ユーアイホーム	共同生活援助	(社)ユーアイ村	吉沼町 1768-1	239-5062

森のふくろう	共同生活援助	(株)栄光通商	杉崎町 1555-1	259-7606
グリーンホーム	共同生活援助	(特非)グリーンホーム	見川町 2563-121	241-3738
ケアホームスマイル	共同生活援助	(社)木犀会	住吉町 148-8	212-8324
ケアホーム　きらきら	共同生活援助	(社)友幸会	開江町 483-1	255-5546
スマイルホーム見和	共同生活援助	(特非)喜友会	見和 3-568-3	251-5882
みらい館	共同生活援助	(特非)未来会	大工町 3-6-11	224-5630
共同生活介護支援施設タウンいずみ	共同生活援助	(社)梅寿会	泉町 2-4-21	302-6550
ケアホームたじま	共同生活援助	(社)木犀会	田島町 792-1	353-7411
たけのこホーム	共同生活援助	(同)ライフパートナー	元石川町 2523-2	248-7009
あおぞら	共同生活援助	(社)清香会	酒門町 4280-1	247-5151
かきのきホーム	共同生活援助	(特非)かきのき	田島町 294-2	239-3923
グループホーム ピアニッシモ	共同生活援助	(特非)ピアニッシモ	河和田町 151	257-8166
コテロ元吉田	共同生活援助	(株)オーバースロー	元吉田町 1328-3	291-3474
グループホーム かがやき	共同生活援助	(社)友幸会	中大野 661-1	269-1181
グループホーム ティピ１	共同生活援助	(特非)宙の会	見川町 1814-21 ﾌｫｰﾗｲﾌﾊｳｽ見川町Ⅱ-C	243-3159
はっぴぃハウス かさはら	共同生活援助	(社)ひだまり会	笠原町 1213-30	305-5851
共同生活援助施設 千波ハピネス	共同生活援助	(社)青樹会	千波町 2770-21	246-6660
樹もれびハウス	共同生活援助	(特非)だいち	成沢町 831-16	303-8211
グループホームすばる	共同生活援助	(一社)サイコー	梅香 2-285-1	302-7377
グループホーム　あゆむ	共同生活援助	(株)八重櫻	河和田町 56-39	353-7186
グループホーム うさぎの家	共同生活援助	(有)大槻流通サービス	見和 2-189-27	350-9720
えみてる水戸見川	共同生活援助	(株)アーバンアーキテック	見川町 2131-2502	297-7735
ソーシャルインクルーホーム水戸酒門町	共同生活援助	ソーシャルインクルー(株)	酒門町 1011-1	246-6023
グループホーム わおん水戸	共同生活援助	ＳＬＩＮＥ(株)	千波町 2556-12	297-8578
共同生活援助水戸白鳥の湖	共同生活援助	イチフジ(同)	浜田町 53 ﾘｯﾂｶﾞｰﾃﾞﾝⅡ206 号	210-1666
さくらの丘	共同生活援助	(社)勇成会	下入野町 1923-3	0291-37-4811

(3)障害者支援施設

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
ありすの杜	生活介護 短期入所 施設入所支援	(社)勇成会	下入野町 1924-1	304-4666
茨城県立あすなろの郷	療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援	茨城県	杉崎町 1460	259-3121
水戸市身体障害者生活支援施設 いこい	生活介護 短期入所 施設入所支援	水戸市	河和田町 655	255-5720
第二若葉園	生活介護 短期入所 施設入所支援	(社)栄寿会	上国井町 3116-47	239-7171
若葉園	生活介護 施設入所支援 就労継続支援(Ｂ型)	(社)栄寿会	上国井町 3285-8	239-7326
障害者支援施設 水戸友舞の郷	生活介護 短期入所 施設入所支援 就労移行支援 就労継続支援(Ｂ型)	(社)二十一世紀会	河和田町 4405-15	306-9920
障害者支援施設　蛍	生活介護 短期入所 施設入所支援	(社)清順会	吉沼町 519-6	231-7222

(4)障害児通所支援事業所

事業所名	サービス種類	法人（設置者）	住所	電話
あゆみ園	児童発達支援	(福)清香会	酒門町 4291-4	247-5931
茨城県立あすなろの郷	児童発達支援 放課後等デイサービス	茨城県	杉崎町 1460	259-3121
児童デイサービス事業所風の子	放課後等デイサービス	(特非)発達支援グループ風の子	双葉台二丁目 1 番地	253-3341
ドリーム・キッズ	放課後等デイサービス	(福)木犀会	住吉町 210-1　2 階	304-6860
児童デイサービス事業所ふう	放課後等デイサービス	(有)アイルマネーマネジメント	青柳町 3864	350-3350

あゆみ園放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービス	(福)清香会	酒門町 4291-4	247-5931
水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園	児童発達支援 放課後等デイサービス	水戸市	見川 5 丁目 127 番地の 91	253-1076
障害児学童保育所 きつつきの家	児童発達支援 放課後等デイサービス	(特非)心身障害児者療育会きつつき会	堀町 227-3	252-4527
児童デイサービス ひまわりのお家	児童発達支援	(特非)子育て支援グループ　ひまわりのお家	笠原町 1396-3	243-9213
児童デイサービス ひまわりのお家 すみよし分園	放課後等デイサービス	(特非)子育て支援グループ　ひまわりのお家	住吉町 192 番地の 48	247-0277
児童デイサービス　宙	児童発達支援 放課後等デイサービス	(特非)宙の会	見川町 2563-475	243-3159
キッズ・あい・ランド	放課後等デイサービス	(有)オフィスリブ	赤塚一丁目 2010-12	353-7039
ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ・ 菜の花ハウス	放課後等デイサービス	(同)オフィス ＰＡＳ　Ａ　ＰＡＳ	見川 2 丁目 109 番地の 1	353-8878
キララこども園	児童発達支援	(特非)キララこそだて支援センター	河和田町 1193 番地の 5	353-6251
樹の子クラブ	児童発達支援 放課後等デイサービス	(特非)だいち	堀町 764 番地の 3	291-4167
ゆりかご☆ドリーム	放課後等デイサービス	(株)ゆりかご	飯富町 3467-1	222-9668
さくら塾	児童発達支援 放課後等デイサービス	(同)未来工房	酒門町 4386-3DC ハイツ酒門 101 号室	306-8508
キララ姫子	放課後等デイサービス	(特非)キララこそだて支援センター	河和田 1 丁目 2881-6　河和田高岡店舗 2F	291-5861
みときっず	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)プロシード	見川 5-124-2	246-5317

障害児通所支援事業所 チェリタン	児童発達支援 放課後等デイサービス	(福)愛正会	元吉田町 1872 番地 1	353-8121
クオリティ・オブ・ライフ中丸支援教室	放課後等デイサービス	(一社)クオリティ・オブ・ライフ	中丸町 23-8	291-6603
キッズパーク水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)プロシード	河和田町 3430 番地 4	246-5317
放課後等デイサービス たんぽぽ　平須店	放課後等デイサービス	(一社)スマイルライフ	平須町 1829-13	246-6340
放課後等デイサービス きぼう	放課後等デイサービス	(株)皇城コーポレーション	新荘 3-8-10	291-8835
ゆりかご☆キッズ	放課後等デイサービス	(株)ゆりかご	田野町 170 番地の 1	222-9668
放課後等デイサービス にこの家	放課後等デイサービス	(一社)サンメイト	元吉田町 2649-17	246-6756
運動学習支援教室 アトムハウス	放課後等デイサービス	(株)コムズケア水戸	姫子一丁目 781-7ＴＫビル 202 号室	291-5615
ハッピーテラス水戸教室	放課後等デイサービス	(有)マイ・シティー	千波町 2466 番 1	303-7100
みときっず２	放課後等デイサービス	(株)プロシード	見川 2-80-4	246-5317
こぱんはうすさくら 水戸備前堀教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)道進	紺屋町 1377-1	300-2275
学童デイサービス 放課後等デイサービス ハイジの丘	放課後等デイサービス	(株)衛検産業	住吉町 302 番地の 2	350-9997
みらっぷ	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)水戸心理・療育センター	千波町 344-14	357-2657
放課後等デイサービス たんぽぽ　笠原店	放課後等デイサービス	(一社)スマイルライフ	笠原町 1246-1	350-5824
放課後等デイサービス なかよし	放課後等デイサービス	(同)新秀	城東 2 丁目 10 番 24 号	350-7066
あゆみ園第２放課後等デイサービス事業所	放課後等デイサービス	(福)清香会	酒門町 4276-12	350-3633
クオリティ・オブ・ライフ子育て支援教室	児童発達支援	(一社)クオリティ・オブ・ライフ	赤塚 1-2067-3　3F	350-3100

学童デイサービス よつば　水戸校	放課後等デイサービス	(同)ＯＵＬＡ	元吉田町 842-4 パルネット中村 101	350-4277
クオリティ・オブ・ライフ千波支援教室	放課後等デイサービス	(一社)クオリティ・オブ・ライフ	千波町 770 番地 10	297-2915
みらい会	放課後等デイサービス	(特非)未来会	西原二丁目 10 番 57 号	291-5141
ステップクラブ姫子	放課後等デイサービス	(一社)ステップライフ	姫子一丁目 820 番 7 ヴィラ・エスポワールⅡ1 階	306-8844
クオリティ・オブ・ライフ赤塚支援教室	放課後等デイサービス	(一社)クオリティ・オブ・ライフ	赤塚 1-2067-3 コーキビル 1F	297-3883
コミュニティパルプラス	児童発達支援 放課後等デイサービス	(一社)アットホームパル	千波町 1793-5	297-4440
コミュニティパル支援教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	(一社)アットホームパル	笠原町 549-2　1F	241-4711
クオリティ・オブ・ライフ赤塚第２支援教室	放課後等デイサービス	(一社)クオリティ・オブ・ライフ	赤塚 1-2067-3 コーキビル 103 号	297-3883
キッズスタディー水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)プロシード	千波町 1253-4	212-7026
社会福祉法人尚生会 多機能型重症児デイサービス　グリーンハウスおおつか	児童発達支援 放課後等デイサービス	(福)尚生会	大塚町 1504-7	350-8126
コペルプラス 水戸見川教室	児童発達支援	(株)ブックエース	見川 1 丁目 1154-6	297-1110
こどもサークル水戸	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)サシノベルテ	大塚町 1852 番	255-1000
クオリティスクール	放課後等デイサービス	(株)ＱＯＬ	赤塚 1 丁目 2067 番地 3 コーキビル 2A・2F・5F	297-3811
キララ堀町	児童発達支援 放課後等デイサービス	(特非)キララこそだて支援センター	堀町 906 番地の 5	350-7781
ブライトパル	放課後等デイサービス	(一社)アットホームパル	米沢町 578-3	246-6365
アクティブスクール 河和田校	放課後等デイサービス	(株)ＱＯＬ	河和田町 3820-5	383-8637

デイサービス ローズ苑みと	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)県央福祉サービス	開江町 297-2	306-8021
ハッピーテラス水戸おさえん通り教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	(有)マイ・シティー	千波町 302-8	306-9655
ひと・まちすりーえす	児童発達支援 放課後等デイサービス	(同)ひと・まちぷらす	末広町一丁目 5 番 28 号	297-3397
放課後等デイサービス スポーツ療育ステーション　コロミィ	放課後等デイサービス	(株)オーガスタ	平須町 1368-10	303-8885
障害者支援施設　蛍	放課後等デイサービス	(福)清順会	吉沼町 519 番地 6	231-7222
ぐろうりぃきっず	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)プロシード	見川 5-124-2　2F	212-7026
放課後等デイサービス ウィズ・ユー水戸	放課後等デイサービス	(株)ワゾ・フルー	見川 2-104-29	291-7785

(5)点字図書館

施設名称	設置主体	住所	電話
県立点字図書館 県立視覚障害者福祉センター	茨城県(指定管理者：(一社)茨城県視覚障害者協会運営)	袴塚 1-4-64	221-0098

(6)聴覚障害者福祉センター

施設名称	設置主体	住所	電話
県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」	茨城県(指定管理者：(一社)茨城県聴覚障害者協会運営)	住吉町 349-1	248-0029

資料７

茨城県緊急輸送道路一覧

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（高速自動車道）			
1400	常磐自動車道	守谷市県境（千葉県）から	北茨城市（福島県）まで
1460	北関東自動車道	桜川市県境（栃木県）から	水戸市元石川町（水戸南 IC）まで
（一般国道自動車専用道路）			
6	東水戸道路	水戸市石川町（水戸南 IC）から	ひたちなか市部田野（ひたちなか JC）まで
（一般国道）			
6	国道６号	取手市県境（千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで
〃	〃	水戸市酒門町　国道 50 号バイパス（酒門町交差点）から	水戸市元吉田町　国道６号バイパス終点（水戸南 IC）まで
50	国道５０号	結城市県境（栃木県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
〃	〃	水戸市大塚町　国道 50 号分岐から	水戸市酒門町　国道６号（酒門町交差点）まで
51	国道５１号	稲敷市県境（千葉県）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
118	国道１１８号	水戸市末広町１丁目　上水戸停車場千波公園線交差点から	久慈郡大子町県境（福島県）まで
123	国道１２３号	水戸市袴塚３丁目　国道 118 号（袴塚３丁目交差点）から	常陸大宮市県境(栃木県）まで
245	国道２４５号	水戸市塩崎町　国道 51 号（塩崎交差点）から	日立市鹿島町　国道６号（国道 245 号入口交差点）まで
349	国道３４９号	水戸市梅香２丁目　主要地方道水戸神栖線接続から	常陸太田市県境（福島県）まで
（主要地方道）			
2	水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町　国道 51 号分岐から	東茨城郡大洗町大貫町　国道 51 号（夏海 IC 入口交差点）まで
30	水戸岩間線	水戸市鯉淵町　主要地方道内原塩崎線（鯉淵東交差点）から	水戸市鯉淵町　一般県道友部内原線交差まで
40	内原塩崎線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線（鯉淵東交差点）から	東茨城郡茨城町長岡　国道６号（長岡坂下交差点）まで
50	水戸神栖線	水戸市千波町　国道 50 号（サントル千波交差点）から	水戸市笠原町　県庁西交差点まで
〃	〃	水戸市笠原町　県庁西交差点から	水戸市吉沢町　水戸市道（米沢町東交差点）まで

路線番号	路線名	起点側	終点側
52	石岡城里線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線（鯉淵東交差点）から	水戸市中原町　国道 50 号（内原跨線橋北交差点）まで
59	玉里水戸線	東茨城郡茨城町野曽　茨城町西 IC 入口交差点から	水戸市高田町　主要地方道内原塩崎線（高田十字路交差点）まで
（一般県道）			
105	友部内原線	水戸市鯉淵町　主要地方道水戸岩間線交差から	笠間市東平　一般県道杉崎友部線交差まで
180	長岡水戸線	水戸市東野町　国道６号（東野町交差点）から	水戸市吉沢町　水戸市道（吉沢交差点）まで
193	杉崎友部線	水戸市三湯町　国道 50 号（三軒屋交差点）から	笠間市南友部　友部内原線（南友部交差点）まで
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市末広町　国道 118 号交差から	水戸市大工町国道 50 号（大工町交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道３号線	水戸市梅香１丁目　主要地方道水戸神栖線交差点から	水戸市吉沢町　一般県道長岡水戸線（吉沢交差点）まで

第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（主要地方道）			
50	水戸神栖線	水戸市宮町（水戸駅前交差点）	水戸市千波町　国道 50 号（サントル千波交差点）まで
（一般県道）			
342	上水戸停車場千波公園線	水戸市大工町　国道 50 号（大工町交差点）から	水戸市常磐町　主要地方道水戸神栖線分岐まで
351	馬渡水戸線	ひたちなか市勝倉　主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から	水戸市吉沼町　一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道２号線	水戸市城南３丁目　国道 51 号（城南３丁目交差点）から	水戸市中央２丁目　水戸市幹線市道３号線交差まで
	水戸市幹線市道８号線	水戸市渋井町　国道 51 号（谷田町交差点）から	水戸市吉沼町　一般県道小泉水戸線（吉沼町交差点）まで

第三次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起点側	終点側
（一般国道）			
118	一般国道 118 号	水戸市三の丸国道 50 号（中央郵便局前交差点）から	水戸市大町　国道 349 号（気象台前交差点）まで
（主要地方道）			
30	水戸岩間線	水戸市大工町　国道 50 号交差から	水戸市見和（社）茨城県歯科医師会まで
59	玉里水戸線	水府病院から	水戸市赤塚国道 50 号（郵便局前交差点）まで
63	水戸勝田那珂湊線	水戸市青柳町　国道 349 号（青柳町交差点）から	水戸市公設卸売市場まで
（一般県道）			
179	中石崎水戸線	水戸市酒門町　国道 6 号（酒門六差路交差点）から	丹野病院前まで
232	市毛水戸線	水戸市三の丸　水戸市道（水府橋交差点）から	水戸市三の丸（水戸駅前交差点）まで
235	下入野水戸線	水戸市米沢町　水戸市道交差から	水戸市千波町　主要地方道水戸神栖線（千波十文字交差点）まで
（市町村道）			
	水戸市幹線市道１号線	水戸市城東１丁目　水戸市道城東 42 号線交差から	水戸市柵町２丁目　水戸市道浜田２号線交差まで
	水戸市幹線市道３号線	水戸市南町１丁目　国道 50 号交差から	水戸市梅香１丁目　水戸神栖線交差点まで
	水戸市幹線市道５号線	水戸市三の丸２丁目　県道市毛水戸線交差から	水戸市城東１丁目　水戸市道城東 42 号線交差まで
	水戸市幹線市道１２号線	水戸市千波町　主要地方道水戸神栖線交差から	アルフレッサ（株）水戸支店まで
	水戸市幹線市道 15 号，寿 161 号線	社団法人茨城県薬剤師会から	日本赤十字社茨城県支部まで
	水戸市幹線市道１９号線	水戸市見川町　国道 50 号（見川町交差点）から	㈱スズケン水戸支店まで
	水戸市幹線市道２５号線	水戸市石川１丁目　国道 50 号（石川町交差点）から	水戸市石川４丁目　大久保病院まで
	水戸市幹線市道３８号線	水戸市加倉井町　水戸市道上中妻 212 号線交差から	水戸市双葉台１丁目　水戸市道上中妻 35 号線まで
	水戸市幹線市道３９号線	水戸市元吉田町　国道 50 号（水戸工高東交差点）から	ＪＲ水戸駅前広場まで
	水戸市道駅南２号線	水戸市柵町１丁目　国道 51 号（柳堤橋交差点）から	ＪＲ水戸駅前広場まで
	水戸市道上中妻３５号線	水戸市双葉台１丁目　水戸幹線市道 38 号線交差から	水戸済生会総合病院まで
	水戸市道上中妻４６，７６号線	水戸市大塚町　国道 50 号双葉台団地入口交差点から	水戸済生会総合病院まで
	水戸市道上中妻２１２号線	水戸市加倉井町　国道５０号交差から	水戸市加倉井町　水戸幹線市道３８号交差まで
	水戸市道城東４２，４７号線	水戸市城東１丁目　水戸幹線市道５号線交差から	水戸市城東１丁目　水戸市幹線市道１号線まで

路線番号	路　線　名	起　　点　　側	終　　点　　側
	水戸市道浜田２号線	水戸市柵町２丁目　水戸幹線市道１号線交差から	水戸市東台１丁目　国道 51 号（東台１丁目交差点）まで
	水戸市道常澄 6-0007，8-3643 号線	水戸市六反田町　国道 51 号百合ヶ丘ニュータウン交差から	水戸市六反田町水戸中央病院まで

※ 緊急輸送道路の指定

県は，効率的な緊急輸送を行うため，隣接県の主要道路と県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し，指定を行う。

（指定に当たっての考え方）

1 第一次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路

2 第二次緊急輸送道路ネットワーク

第一次緊急輸送道路と市区町村役場，主要な防災拠点を連絡する道路

3 第三次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

資料８

水戸市防災会議条例

昭和40年３月31日
水戸市条例第１５号

改正　昭和61年 ４月 １日条例第17号 平成 ３年12月25日条例第44号
平成 ４年 ９月22日条例第26号 平成11年12月22日条例第44号
平成21年12月25日条例第53号 平成24年 ９月28日条例第36号

（趣旨）

第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第５項の規定に基づき，水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　防災会議は，次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 水戸市地域防災計画を作成し，及びその実施を推進すること。
(2) 水戸市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
(3) 市の地域に係る災害が発生した場合において，当該災害に関する情報を収集すること。
(4) 前号に規定する重要事項に関し，市長に意見を述べること。
(5) 前各号に掲げるもののほか，法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること。

（会長及び委員）

第３条　防災会議は，会長及び委員をもって組織する。

２　会長は，市長をもって充てる。

３　会長は，会務を総理する。

４　会長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

５　委員は，42人以内とし，次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
(5) 教育長
(6) 消防長及び消防団長
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(9) その他市長が特に必要と認める者

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため，専門委員を置くことができる。

２　専門委員は，関係地方行政機関の職員，茨城県の職員，市の職員，関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は，当該専門の事項に関する調査が終了したときは，解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，会長が防災会議に諮って定める。

付　則

この条例は，昭和40年４月１日から施行する。

付　則（昭和61年４月１日条例第17号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成３年12月25日条例第44号）

この条例は，平成４年３月３日から施行する。

付　則（平成４年９月22日条例第26号）

この条例は，平成４年10月１日から施行する。

付　則（平成11年12月22日条例第44号）

この条例は，平成12年４月１日から施行する。

付　則（平成16年12月22日条例第75号）

この条例は，平成17年２月１日から施行する。

付　則（平成21年12月25日条例第53号）

（施行期日）

１　この条例は，平成22年４月１日から施行する。

（水戸市水防協議会条例の廃止）

２　水戸市水防協議会条例（平成４年水戸市条例第57号）は，廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成３年水戸市条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付　則（平成24年９月28日条例第36号）

資料９

水戸市防災会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は，水戸市防災会議条例（昭和40年水戸市条例第15号以下「条例」という。）第５条の規定に基づき水戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議は，会長が招集する。

２　会長は，防災会議の議長となる。

（専決処分）

第３条　防災会議を招集する暇がないと認めるとき，その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは，防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

（会議録）

第４条　会長は会議録を作成し，次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議の経過

(4) 議決事項

(5) その他参考事項

（代理者）

第５条　委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは，代理者を出席させることができる。

２　前項の場合において委員はあらかじめ代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

（委員の任期）

第６条　特定の地位またはその職により任命された委員の任期は，当該地位またはその職にある期間とする。

（庶務）

第７条　防災会議の庶務は，水戸市市民環境部地域安全課において処理する。

付　則

この規程は，昭和41年２月28日から適用する。

付　則

この規程は，平成19年４月１日から適用する。

資料10

水戸市災害対策本部条例

昭和40年３月31日
水戸市条例第16号
改正　平成４年９月22日条例第26号
平成11年６月24日条例第24号
平成24年６月29日条例第33号

（趣旨）
第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき，水戸市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務を総括し，所属の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は，災害対策本部長を助け，災害対策本部長に事故があるときは，その職務を代理する。
３　災害対策本部員その他職員は，上司の命を受け，災害対策本部の事務に従事する。

（部及び班）
第３条　災害対策本部長は，必要があると認めるときは，災害対策本部に部及び班を置くことができる。
２　部に部長，班に班長及び班員を置き，災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
３　部長は部の事務を，班長は班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第４条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務の一部を行う組織として，現地災害対策本部を置くことができる。
２　現地災害対策本部に，現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
３　現地災害対策本部長は，現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，災害対策本部長が定める。

付　則
この条例は，昭和40年４月１日から施行する。
付　則（平成４年９月22日条例第26号）
この条例は，平成４年10月１日から施行する。
付　則（平成11年６月24日条例第24号）
この条例は，公布の日から施行する。
付　則（平成24年６月29日条例第33号）
この条例は，公布の日から施行する。

資料 11

水戸市ＭＣＡ無線運用マニュアル

（基本方針）

第１　この指針は，水戸市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し，円滑な通信連絡の確保を図るため設置するマルチチャンネルアクセス無線機（以下「ＭＣＡ無線機」という。）を適切に管理運用するために定めるものである。

（用語の定義）

第２　この指針において，次の用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　ＭＣＡ無線機　財団法人移動無線センターが運用する 800 メガヘルツ帯のデジタルＭＣＡ陸上移動通信システムを活用した無線通信システムをいう。

（２）　無線局　電波法第２条第５号（無線局とは，無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。）に規定する無線局をいう。

（無線局の設置場所等）

第３　無線局の設置場所及び呼出番号は，別に定める。

（管理責任者）

第５　無線局に管理責任者を置く。

２　管理責任者は，無線局の管理運用の業務を行うとともに管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は，地域安全課長の職にある者をもって充てる。

（管理者）

第６　地域安全課以外のＭＣＡ無線機の設置箇所に，管理者を置く。

２　管理者は，管理責任者の命を受け，当該箇所に配置された無線局の管理監督の業務を行う。

３　管理者は，無線局を設置する当該部署の課長又は当該機関の長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第７　無線局に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は，管理責任者の命を受け，無線局の管理運用に係る業務を指揮する。

（通信訓練）

第８　管理責任者は，非常災害発生時等に備え，通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため，３ヶ月程度に１回通信訓練を実施する。

ＭＣＡ無線使用方法

１　保管方法

（１）電源を入れる。
　　電源ボタンを長押しする。

（２）充電器に差し込む。
　　充電確認ランプが点灯することを確認する。

（３）電波状況を確認する。
　　無線機本体の画面上のアンテナ表示により電波状況を確認し，周辺で一番電波状況の良い所へ置く。

※　他の無線から連絡があった場合，この状態で受信可能

２　受信方法

（１）受信する。
「１　保管方法」の状態で受信可能。

（２）相手及びモードを確認する。
　　無線機本体の画面上の「個別」「グル」等の表示により，相手とモードを確認する。

（３）発話する。
　　相手の「どうぞ」を確認した後，
プレストークスイッチを押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

注　グループや一斉発信を受信した場合，回線が切れた事を確認後に個別モードで話す。
（５秒経過すると自動的に回線が切れる。）

３　発信方法（個別）

（１）通信モードを「個別」にする。
　　モードキーを押し，選択する。

※　一度送信すると，画面には履歴が表示される。

（２）相手先番号を入力する。
　　別表「番号一覧」を参照し，
　テンキーにより相手先の番号を入力する。

（３）相手を呼び出す。
　　プレストークスイッチを一回押す。

注　プレストークスイッチではなく，
「送信」ボタンを押した場合，相手に繋がらないので注意する。

（４）発話する。
　　「ピッピー」という音を確認後，プレストークスイッチを
　押したまま、「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

４　発信方法（グループ）

（１）通信モードを「グループ」にする。
　　モードキーを押し，「グル　○」を選択する。

（２）グループに向けて発信する。
　　プレストークスイッチを一回押す。

（３）発話する。
　　「ピッピー」という音を確認後，プレストークスイッチを押したまま、
　「ピッ」という音が鳴った後に話し始める。

５　情報の集約方法

災害の状況によっては，配備した無線機全てから一斉に災害対策本部へ報告することが予測される。しかし，この無線機は１対１でしか通話することが出来ず，緊急時，迅速かつ円滑に情報を集約するために，別紙連絡網にそって情報を集約する。

ただし，緊急を要する場合には，連絡網にとらわれず，直接災害対策本部へ報告する。

注　グループや一斉発信を受信した場合，回線が切れる前に発信しないこと。

注　市内の一部のみが電話を使用できない場合，対象施設において別紙集約フロー図を準用し情報を集約する。

６　その他

（１）発話上の注意

単信通話（一方が話しているときは，一方は受信のみ）なので，発話開始時には，「こちら〇〇です」，発話終了時は「どうぞ」と言う。

通話終了時には，「終了します」と言う。

（２）通話できないとき

相手を呼び出したときに「ピッピー」と鳴れば通話可能となるが，「プッププッププッ」となった場合，電波状態が悪い，相手が話し中等の理由により接続を失敗しているので，再度操作を繰り返す。

（３）通信制限について

ＭＣＡ無線には，通信制限があり，通信制限時間を過ぎると終話となる。

（昼間３分，夜間４分，深夜５分）

（４）使用可能時間について

通話時間にもよるが，約 18 時間使用可能である。

（５）履歴の確認について

画面右下のガイドキーを押すことで，

着信履歴を確認することが可能である。

資料 12

水戸市原子力災害対策本部組織図

※　各班の事務分掌等については，別に定めるものとする。

資料 13

水戸市原子力災害情報連絡会議組織

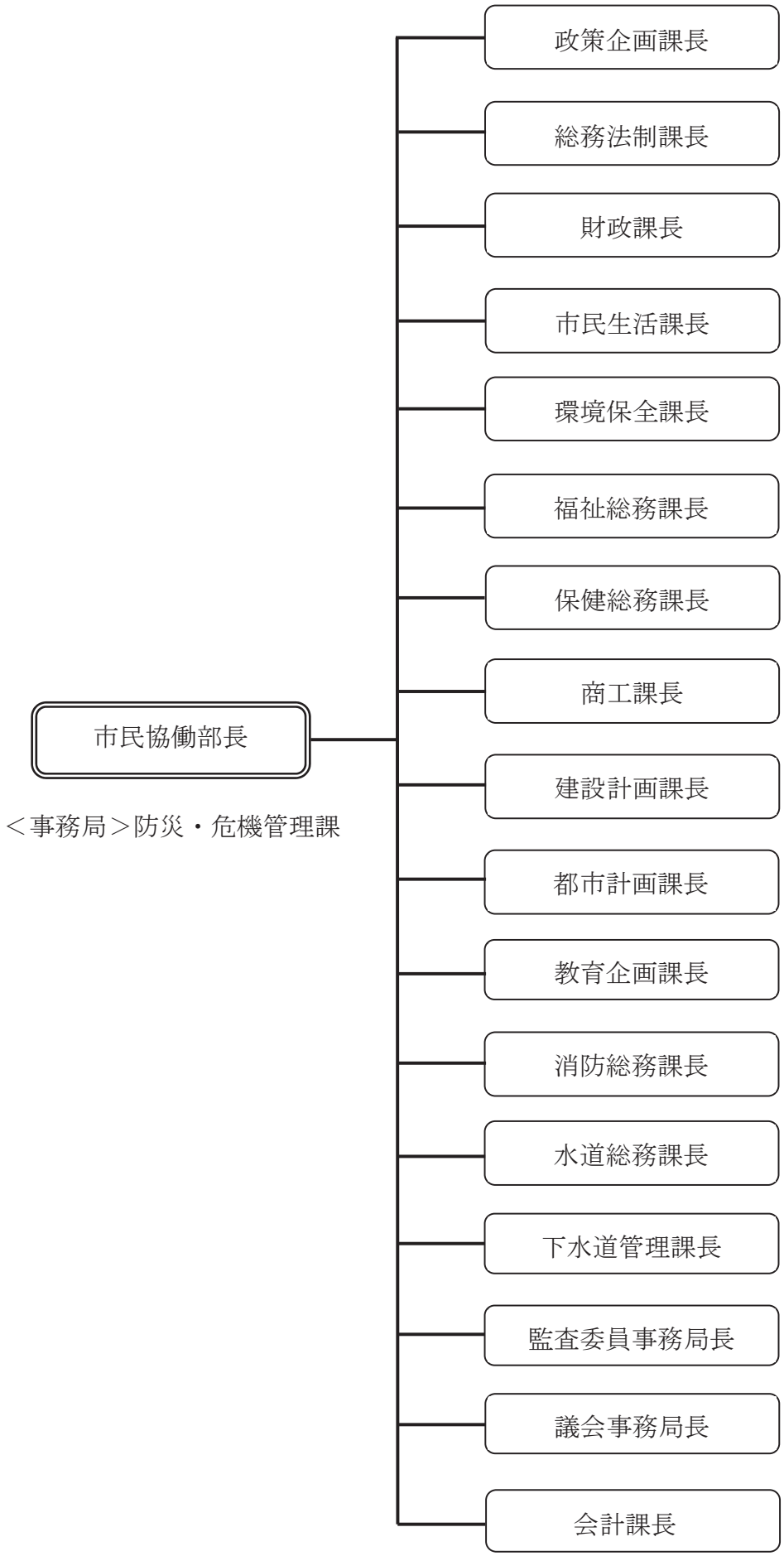

資料 14

水戸市原子力災害警戒本部組織

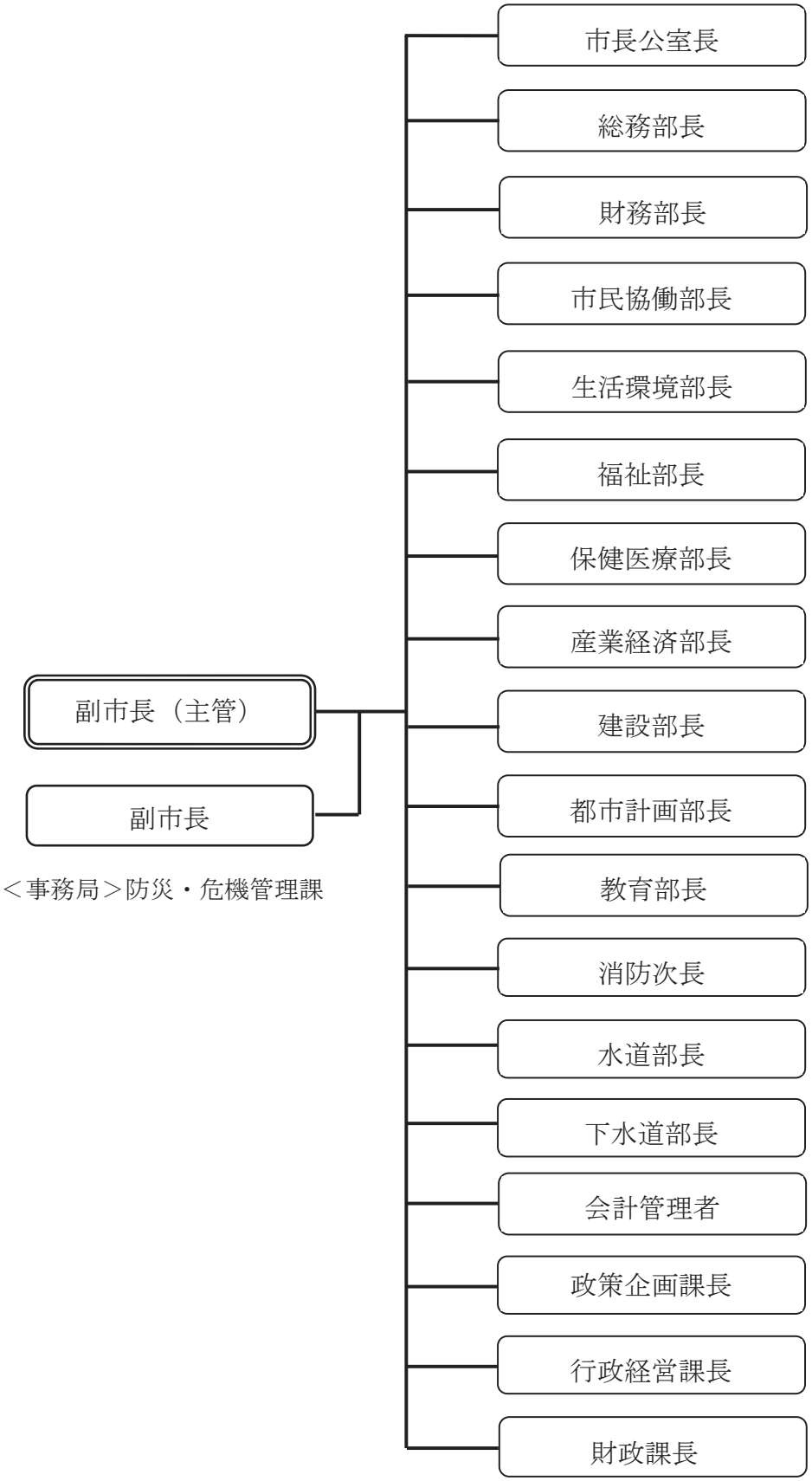

資料 15

水戸市原子力災害警戒・災害対策本部組織【機能班】

＜事務局組織＞

原子力災害対策本部及び原子力災害警戒本部を運営する事務局として，より効果的・効率的に防護対策を行うため，各部からの職員により機能的な班を組織する。

機能的な班としては，総括班，放射線班，住民班，情報班，広報班，運営支援班の６班を設置し，防災対策上必要な情報の収集，整理，分析及びそれらに基づいて各種の防護対策の検討・支援等の作業を行う。

また，複合災害（地震・原子力災害）時には，必要に応じ，職員を増員し，原子力機能班と地震機能班の体制を維持し，円滑な対応を実施する。

事 務 局 長：市民協働部長

総括班：各班が実施する各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

班名	班　長　等	班　員	事務分掌
総括班	◆班長 防災・危機管理課長 ◇副班長 政策審議室長	政策企画課　１名 財　政　課　１名 原子力安全対策係長　１名 教育委員会　１名	１　班全体のとりまとめ ２　災害対策本部会議の運営・事務 ３　各班の情報の集約・記録 ４　災害対策本部の指示の徹底 ５　原子力災害合同対策協議会の決定事項の周知 ６　国及び県原子力災害対策本部との連携・調整 ７　その他重要事項に関する総合調整

放射線班：放射線における影響等の情報収集及び医療活動の調整を行う。

班名	班　長　等	班　員	事務分掌
放射線班	◆班長 防災・危機管理課副参事 ◇副班長 防災・危機管理課係長	行政経営課　１名 財　政　課　１名 防災・危機管理課　２名 環境保全課　１名 保健医療部　１名 消　防　局　１名 水　道　部　１名	１　緊急モニタリングデータ等の収集・整理 ２　住民の被ばく線量予測の収集・整理 ３　屋内退避・避難指示に関すること ４　飲食物摂取制限に関すること ５　住民の被ばく状況（汚染者数・被ばく線量等）の把握 ６　安定ヨウ素剤投与に関すること ７　緊急被ばく医療（汚染検査，除染等）の調整 ８　原子力資機材等の確保・調整

住民班：住民の安全確保に係る活動の把握と調整を行う。

班名	班　長　等	班　員	事務分掌
住民班	◆班長 防災・危機管理課 副参事 ◇副班長 防災・危機管理課 係長	財　政　課　1名 市民生活課　1名 防災・危機管理課　2名 商　工　課　1名 福　祉　部　1名 消　防　局　1名 下水道部　1名	1　災害に関する情報（被害，避難，避難施設及び輸送手段，社会的混乱等に関する情報，災害に対して既に行った措置等）の収集・整理 2　避難所の運営に関する調整 3　物資調達に関する調整 4　屋内退避，避難における緊急輸送実施に関する調整 5　交通規制等の状況把握及び調整 6　緊急輸送車両の調整

情報班：事故発生事業所に関する情報及び事故進展情報等の収集・整理を行う。

班名	班　長　等	班　員	事務分掌
情報班	◆班長 広域行政室長 ◇副班長 行政経営課 課長補佐	財　政　課　1名 防災・危機管理課　1名 建　設　部　1名	1　放射性物質の放出状況の収集・整理 2　原子力事業者が行う事故対応に関する状況把握 3　事故進展状況の把握

広報班：住民広報，原子力に関する市民相談及び報道対応を行う。

班名	班　長　等	班　員	事務分掌
広報班	◆班長 みとの魅力 発信課長 ◇副班長 市民相談室長	みとの魅力発信課　7名 市民相談室　2名 防災・危機管理課　1名	1　住民広報すべき事項の検討，整理及び作成 2　関係機関への住民広報の要請・調整 3　県災害対策本部の広報担当との連携・調整 4　報道関係者からの問合わせ対応 5　情報資料のとりまとめ（各班作成） 6　市民相談窓口対応

運営支援班：災害対策本部における後方支援業務等を行う。

班名	班　長　等	班　員	事務分掌
運営支援班	◆班長 財産活用課 課長補佐 ◇副班長 契約検査課 課長補佐	契約検査課　1名 財産活用課　2名	1　災害対策本部の環境整備（事務用品の確保，食糧等の調達） 2　各種通信回線の確保 3　必要に応じ各班への応援

資料 16

水戸市原子力災害対策本部等の組織及び事務分掌

部名 （部長名）	班名 （班長名）	班員	事務分掌
市長公室 （市長公室長）	秘書班 （秘書課長）	秘書課員	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察，陳情及び見舞いの応接に関すること。 3　災害見舞金の受入れ及び礼状に関すること。 4　一般協力者団体に対する報償に関すること。 5　特命事項に関すること。
	企画班 （政策企画課長）	政策企画課員	1　国及び県への要望，陳情及び連絡に関すること。 2　隣接市町村との連絡調整に関すること。 3　災害復旧計画の策定に関すること。 4　災害記録の整理に関すること。 5　部内各班との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
	交通政策班 （交通政策課長）	交通政策課員	1　公共交通機関との連絡調整に関すること。 2　公共交通機関の情報収集及び周知に関すること。 3　特命事項に関すること。
	情報政策班 （情報政策課長）	情報政策課員	1　情報通信ネットワークに関すること。 2　特命事項に関すること。
	広報班 （みとの魅力発信課長）	みとの魅力発信課員	1　市民への災害広報に関すること。 2　報道機関との連絡調整及び災害情報の広報に関すること。 3　災害写真等災害情報の収集に関すること。 4　災害時の市民相談に関すること。 5　特命事項に関すること。
総務部 （総務部長）	総務班 （総務法制課長） （行政経営課長）	総務法制課員 行政経営課員	1　本部事務局の協力に関すること。 2　部内各班との連絡調整に関すること。 3　特命事項に関すること。
	人事班 （人事課長）	人事課員	1　職員の動員・配置に関すること。 2　公務災害補償及び被災職員の援助に関すること。 3　職員の食糧及び寝具等厚生に関すること。 4　職員の健康管理に関すること。 5　特命事項に関すること。

	財産活用班 （財産活用課長）	財産活用課員	1　市庁舎の維持管理に関すること。 2　市庁舎等の在庁市民等の安全確保のための避難措置に関すること。 3　災害時の公有財産の管理及び被害状況の調査及び報告に関すること。 4　本部の施設，通信情報等の総合調整に関すること。 5　応急措置の土地収用等に関すること。 6　災害における庁用自動車の確保及び配車計画に関すること。 7　災害時における輸送体制の確保に関すること。 8　燃料の確保に関すること。 9　特命事項に関すること。
	市民班 （市民課長）	市民課員 （出張所員を除く。）	1　り災・被災者名簿の作成に関すること。 2　り災・被災証明の発行に関すること。 3　応急用食糧及び物資の配布に関すること。 4　埋火葬の許可に関すること。 5　特命事項に関すること。
財務部 （財務部長）	財政班 （財政課長）	財政課員	1　災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2　災害予算の財政計画に関すること。 3　部内各班の連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	契約検査班 （契約検査課長）	契約検査課員	1　災害復旧時の工事等の契約事務執行及び連絡調整に関すること。 2　応急災害対策に係る建設業者への労務供給，機械等協力要請に関すること。 3　災害対策用物品の購入及び不良品の処分に関すること。 4　燃料の購入に関すること。 5　特命事項に関すること。
	被害調査班 （市民税課長） （資産税課長） （収税課長）	市民税課員 資産税課員 収税課員	1　被害調査の企画及び調査員に関すること。 2　被害調査に関すること。 3　被災者に対する市税の減免措置に関すること。 4　特命事項に関すること。
	会計班 （会計管理者）	会計課員	1　金銭の受入れ及び保管に関すること。 2　災害経費の出納に関する財政班との連絡調整に関すること。 3　指定金融機関との連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。

市民協働部 (市民協働部長)	災害対策班 (防災・危機管理課長) (生活安全課長)	防災・危機管理課員 生活安全課員	1 本部の庶務に関すること。 2 災害対策計画の立案及び総合調整に関すること。 3 気象情報の収集及び伝達に関すること。 4 本部の開設及び閉設に関すること。 5 本部会議に関すること。 6 水戸市防災会議その他関係諸機関との連絡に関すること。 7 職員の動員及び配備計画の総合調整に関すること。 8 県に対する要請及び連絡調整に関すること。 9 応急対策活動の総合調整に関すること。 10 防災指令その他本部長命令の伝達に関すること。 11 防災行政無線の運用統制に関すること。 12 関係機関，団体等に対する協力及び応援要請の総合調整に関すること。 13 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 14 水防対策の総合調整に関すること。 15 交通安全対策に関すること。 16 救援物資及び金銭の配分計画等に関すること。 17 帰宅困難者に関する総合調整に関すること。 18 原子力施設の情報収集に関すること。 19 他の班の所管に属さないこと。
	市民生活班 (市民生活課長) (文化交流課長) (新市民会館整備課) (男女平等参画課長)	市民生活課員 (市民センター員は除く。) 文化交流課員 新市民会館整備課員 男女平等参画課員	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 災害救助法の適用及び救助活動の連絡調整に関すること。 3 災害情報の収集・伝達及び報告の連絡調整に関すること。 4 避難所の開設及び閉設の総合調整（特設公衆電話の使用及びＬＰガス等の確保に関することを含む。）に関すること。 5 避難者の誘導に関すること。 6 所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 7 所管施設の応急復旧対策に関すること。 8 所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 9 特命事項に関すること。
	スポーツ班 (スポーツ課長) (体育施設整備課長)	スポーツ課員 体育施設整備課員	1 体育施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2 体育施設の応急復旧対策に関すること。 3 体育施設利用者の避難誘導等災害対策計画の策定に関すること。 4 体育施設の避難所の開設に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。

生活環境部 (生活環境部長)	環境保全班 (環境保全課長)	環境保全課員	1　有害物質等の流失防止に関すること。 2　地下水の水質検査に関すること。 3　自然環境保全に対する環境調査に関すること。 4　特命事項に関すること。
	衛生事業班 (衛生事業課長)	衛生事業課員	1　し尿の処理計画に関すること。 2　関係業者の指導連絡調整に関すること。 3　火葬及び埋葬計画に関すること。 4　墓地及び斎場施設並びにし尿処理施設の保全及び災害対策に関すること。 5　特命事項に関すること。
	清掃班 (ごみ減量課長) (廃棄物対策課長) (清掃事務所長)	ごみ減量課員 廃棄物対策課員 清掃事務所員	1　ごみの収集及び運搬に関すること。 2　ごみの処理に関すること。 3　ごみ処理関係業者の指導及び連絡調整に関すること。 4　市長命令時の防疫薬品の配布に関すること。 5　知事指示時の防疫薬品の配布に関すること。 6　清掃施設の保全対策及び施設の緊急整備に関すること。 7　特命事項に関すること。
福祉部 (福祉部長)	福祉総務班 (福祉総務課長) (生活福祉課長) (福祉指導課長)	福祉総務課員 生活福祉課員 福祉指導課員	1　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2　社会福祉協議会との連携に関すること。 3　被災者の生活援護に関すること。 4　見舞金の給付及び義援金の配布に関すること。 5　要配慮者の支援に係わる総合調整に関すること。 6　部内各班との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。
	障害福祉班 (障害福祉課長)	障害福祉課員	1　心身障害児・者，施設等の災害対策に関すること。 2　被災障害児・者（入所児・者）の保護に関すること。 3　福祉避難所（特別支援学校等）の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	高齢福祉班 (高齢福祉課長) (介護保険課長)	高齢福祉課員 介護保険課員	1　老人福祉施設の災害対策に関すること。 2　被災老人（入所者）の保護に関すること。 3　福祉避難所（社会福祉施設等）の開設及び閉設の総合調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	児童福祉班 (子ども課長)	子ども課員	1　児童福祉施設（保育所，認定こども園を除く。）の災害対策に関すること。 2　被災児童（入所児童）の保護に関すること。 3　特命事項に関すること。

保健医療部 (保健医療部長) (保健所長)	医療救護班 (保健総務課長) (保健衛生課長) (地域保健課長) (保健予防課長)	保健総務課員 保健衛生課員 地域保健課員 保健予防課員	1 医療防疫に関する被害調査及び報告に関すること。 2 被災者の医療，助産及び救護に関すること。 3 医療品，衛生資材等の供給確保について。 4 医療救護班の編成及び応急救護所の設置に関すること。 5 防疫広報及び防疫班の編成に関すること。 6 感染症の予防に関すること。 7 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 8 知事指示時の防疫薬品の調達に関すること。 9 愛玩動物の対策に関すること。 10 特命事項に関すること。
	国保年金班 (国保年金課長)	国保年金課員	1 国民年金関係書類受付事務に関すること。 2 国民健康保険関係書類及び後期高齢者医療関係書類交付事務に関すること。 3 医療福祉受給者証交付事務に関すること。 4 国民健康保険税の減免事務及び国民年金保険料の免除事務に関すること。 5 特命事項に関すること。
産業経済部 (産業経済部長)	商工観光班 (商工課長) (観光課長)	商工課員 観光課員	1 商業及び観光関係の被害状況調査及び報告に関すること。 2 緊急生活物資，食糧等の調達及び配布に関すること。 3 商工会議所等関係機関との連絡調整に関すること。 4 被災中小企業者の金融対策に関すること。 5 部内各班との連絡調整に関すること。 6 特命事項に関すること。
	農政班 (農政課長) (農業環境整備課長) (農産振興課長)	農政課員 農業環境整備課員 農産振興課員	1 所管施設関係被害状況調査及び報告に関すること。 2 所管施設資材の保全に関すること。 3 所管施設関係の応急措置に関すること。 4 所管施設利用者の避難誘導に関すること。 5 市有林の被害調査及び報告に関すること。 6 農林水産業関係被害状況調査及び報告に関すること。 7 農業用諸施設の被害状況調査及び報告に関すること。 8 畜産関係の被害状況調査及び防疫対策に関すること。 9 農産物の病害虫広報及び駆除班の編成に関すること。 10 農林水産業関係の災害復旧の計画指導に関すること。 11 農協等農業団体の災害復旧指導に関すること。 12 営農資金に関すること。 13 その他災害対策関係機関との連携に関すること。 14 緊急食糧の供給に関すること。 15 特命事項に関すること。

	卸売市場班 （公設地方卸売市場長）	公設地方卸売市場員	1　卸売市場関係被害状況調査及び報告に関すること。 2　青果物等の調達及び配布に関すること。 3　水産物等の調達及び配布に関すること。 4　加工品等の調達及び配布に関すること。 5　特命事項に関すること。
建設部 （建設部長）	建設計画班 （建設計画課長） （道路建設課長） （生活道路整備課長） （河川都市排水課長） （内原建設事務所長）	建設計画課員 道路建設課員 生活道路整備課員 河川都市排水課員 内原建設事務所員	1　道路，橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　河川の被害調査及び報告に関すること。 3　道路，橋梁，河川等の応急復旧及び災害復旧工事に関すること。 4　浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 5　浸水地域の応急対策に関すること。 6　急傾斜地崩壊危険区域の調査及び対策に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　部内各班との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	道路管理班 （道路管理課長）	道路管理課員	1　道路，橋梁の被害状況調査及び報告に関すること。 2　緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。 3　道路，橋梁等の応急復旧に関すること。 4　関係機関との連絡調整に関すること。 5　特命事項に関すること。
	建築班 （建築課長）	建築課員	1　市有建築物の被害状況調査及び報告に関すること。 2　市有建築物の応急復旧に関すること。 3　被災建築物の営繕に関すること。 4　特命事項に関すること。
	土木補修班 （土木補修事務所長）	土木補修事務所員	1　道路，橋梁等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　土木施設等の応急復旧に関すること。 3　道路等の復旧対策に必要な土木工事用資材の購入及び管理に関すること。 4　障害物の除去及び緊急輸送路の確保に関すること。 5　特命事項に関すること。
都市計画部 （都市計画部長）	都市計画班 （都市計画課長）	都市計画課員	1　都市計画及び都市問題の災害対策における調整及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧に関すること。 3　被災広告物のうち保安上危険な工作物に対する措置に関すること。 4　災害復旧都市計画に関すること。 5　関係機関等との連絡調整に関すること。 6　部内各班との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。

	建築指導班 （建築指導課長）	建築指導課員	1　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2　被災者に対する建築物の相談に関すること。 3　特命事項に関すること。
	公園緑地班 （公園緑地課長）	公園緑地課員	1　公園施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　公園施設等における避難所の開設に関すること。 3　公園施設等の応急復旧の工事に関すること。 4　応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
	市街地整備班 （市街地整備課長） （泉町周辺地区開発事務所長）	市街地整備課員 泉町周辺地区開発事務所員	1　施工中の区画整理・再開発区域内の道路等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　緊急を要する他の班への協力に関すること。 3　特命事項に関すること。
	住宅政策班 （住宅政策課長）	住宅政策課員	1　市営住宅等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　市営住宅等の応急復旧に関すること。 3　応急仮設住宅及び避難所その他応急仮設建物の設営に関すること。 4　被災者に対する住宅相談に関すること。 5　特命事項に関すること。
教育委員会 （教育部長）	教育企画班 （教育企画課長）	教育企画課員	1　教育関係施設等の被害状況調査及び報告に関すること。 2　避難所開設に関する教育委員会内の総合調整に関すること。 3　災害対策計画の策定に関すること。 4　職員の動員，教育及び厚生に関すること。 5　災害記録の整理及び保存に関すること。 6　応急授業確保対策に関すること。 7　教育施設等の災害復旧及び応急対策に関する予算に関すること。 8　関係機関との連絡調整に関すること。 9　教育関係物品の調達に関すること。 10　教育委員会内各班との連絡調整に関すること。 11　特命事項に関すること。

	学校教育班 （学校管理課長） （学校保健給食課長） （幼児教育課長） （学校施設課長） （放課後児童課長）	学校管理課員 学校保健給食課員 幼児教育課員 学校施設課員 放課後児童課員	1　学校，幼稚園，保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の災害対策計画及び応急復旧計画の策定に関すること。 2　学校，幼稚園，保育所及び認定こども園並びに学校給食共同調理場の被害状況調査及び報告に関すること。 3　学校施設の避難所の開設に関すること。 4　児童生徒の保護及び保健安全指導に関すること。 5　り災児童生徒の応急措置並びに学校内外及び学校給食共同調理場の防疫，衛生処理に関すること。 6　学用品，教科書等教育関係物品の調達及び配布に関すること。 7　学校施設の使用協力に関すること。 8　被災児童生徒の教育対策に関すること。 9　関係機関との連絡調整に関すること。 10　学校給食共同調理場からの炊出しに関すること。 11　特命事項に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	生涯学習課員	1　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 4　関係民間団体との連絡調整・要請に関すること。 5　青少年育成施設の被害調査及び報告に関すること。 6　青少年育成施設の応急復旧対策に関すること。 7　青少年団体の協力要請に関すること。 8　青少年施設の避難所の開設に関すること。 9　特命事項に関すること。
	歴史文化財班 （歴史文化財課長）	歴史文化財課員	1　所管施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　所管施設の応急復旧対策に関すること。 3　所管施設利用者の避難誘導等の災害対策計画の策定に関すること。 4　関係民間団体との連絡調整・要請に関すること。 5　指定文化財の被害状況調査及び報告に関すること。 6　特命事項に関すること。
	応援班 （中央図書館長） （総合教育研究所長） （教育研究課長）	中央図書館員 総合教育研究所員 教育研究課員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。

消防局 （消防局長） （消防次長）	消防総務班 （消防総務課長）	消防総務課員	1　災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2　消防施設の被害調査及び報告に関すること。 3　職員の非常食糧の調達及び配布に関すること。 4　職員の労務管理及び公務災害に関すること。 5　災害記録の整理及び保存に関すること。 6　応急対策に必要な資材器具の調達に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　部内各班との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	火災予防班 （火災予防課長）	火災予防課員	1　被害状況の収集，調査，報告及び集計に関すること。 2　特殊災害現場の情報収集及び応急措置指導に関すること。 3　危険物施設の災害状況調査及び応急措置指導に関すること。 4　重要対象物の災害状況調査及び応急対策に関すること。 5　消防広報及び避難の指導に関すること。 6　災害情報の収集，連絡に関すること。 7　災害記録・写真の保存に関すること。 8　関係機関との連絡調整に関すること。 9　特命事項に関すること。
	消防救助班 （消防救助課長）	消防救助課員	1　災害対策本部との連絡調整に関すること。 2　警戒及び防御対策に関すること。 3　消防職団員の招集に関すること。 4　消防職団員の配置に関すること。 5　災害，被害状況及び災害活動状況の把握に関すること。 6　二次災害防止に関すること。 7　特別配備体制の実施及び結果報告に関すること。 8　救助活動に関すること。 9　災害状況の記録及び保管に関すること。 10　救助資材器具の確保に関すること。 11　出動指令及び部隊運用に関すること。 12　災害及び気象情報の収集及び伝達に関すること。 13　消防通信運用及び無線統制に関すること。 14　指揮命令の伝達に関すること。 15　非常召集の伝達に関すること。 16　通信施設の保守に関すること。 17　特命事項に関すること。
	救急班 （救急課長）	救急課員	1　医療機関との連絡調整に関すること。 2　現地救護所に関すること。 3　特命事項に関すること。

	北消防班 南消防班 （北消防署長） （南消防署長）	北消防署員 南消防署員	1　警戒，防御及び警戒区域の指定に関すること。 2　警防活動方針及び策定に関すること。 3　消防隊等の運用及び編成に関すること。 4　活動用機器及び資材の調達確保に関すること。 5　人命救助及び救急活動に関すること。 6　避難の勧告及び指示に関すること。 7　警防活動に関すること。 8　災害及び被害情報の収集，伝達及び報告に関すること。 9　予報及び警報の伝達に関すること。 10　住民広報に関すること。 11　現地災害対応班との連絡調整に関すること。 12　消防用機器及び資材の応急修理に関すること。 13　庁舎の保全に関すること。 14　特命事項に関すること。
上下水道局 水道部 （水道部長）	水道総務班 （水道総務課長）	水道総務課員	1　水道施設の被害の調査，把握及び報告に関すること。 2　部内災害対策計画の策定に関すること。 3　職員の動員及び厚生に関すること。 4　水道施設の応急復旧予算に関すること。 5　広報活動計画に関すること。 6　災害対策関係の総括記録管理及び保存に関すること。 7　部内各班との連絡調整に関すること。 8　水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関すること。 9　水道車両の調達及び配車に関すること。 10　物品及び金銭の出納及び保管に関すること。 11　特命事項に関すること。
	応急給水班 （経理課長）	経理課員	1　応急給水及び応急給水所に関すること。 2　水道料金の減免に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　特命事項に関すること。
	管路復旧班 （水道整備課長） （給水課長）	水道整備課員 給水課員	1　配水管等の被害調査及び報告に関すること。 2　配水管等の応急復旧に関すること。 3　給水施設の総合対策に関すること。 4　給水装置の被害調査及び応急対策に関すること。 5　配水管等の水圧，水質等の調査及び報告に関すること。 6　関係機関等との連絡調整に関すること。 7　特命事項に関すること。

	浄水施設復旧班 （浄水管理事務所長）	浄水管理事務所員	1　水源及び場内の施設等の被害調査及び報告に関すること。 2　水源及び場内施設等の応急復旧に関すること。 3　場内施設等の応急復旧工事に必要な資材等の調達に関すること。 4　水道水の水質検査に関すること。 5　関係機関との連絡調整に関すること。 6　特命事項に関すること。
上下水道局 下水道部 （下水道部長）	下水道班 （下水道管理課長） （下水道整備課長） （集落排水課長） （下水道施設管理事務所長）	下水道管理課員 下水道整備課員 集落排水課員 下水道施設管理事務所員	1　下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること。 2　下水道施設の応急復旧に関すること。 3　浸水地域の被害調査及び報告に関すること。 4　浸水地域の応急対策に関すること。 5　関係機関への連絡調整に関すること。 6　応急復旧対策に必要な資材の購入及び管理に関すること。 7　水質の調査，分析及び検査に関すること。 8　特命事項に関すること。
選挙管理委員会事務局 （事務局長）	応援班 （選挙管理委員会事務局次長）	選挙管理委員会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
監査委員事務局 （事務局長）	応援班 （監査委員事務局次長）	監査委員事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
農業委員会事務局 （事務局長）	応援班 （農業委員会事務局長）	農業委員会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。
議会事務局 （事務局長）	応援班 （議会事務局次長）	議会事務局員	1　緊急を要する部内各班への応援に関すること。 2　特命事項に関すること。

注　市民センターの事務分掌は，現地災害対応班運営要項において定める。

資料 17

東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲

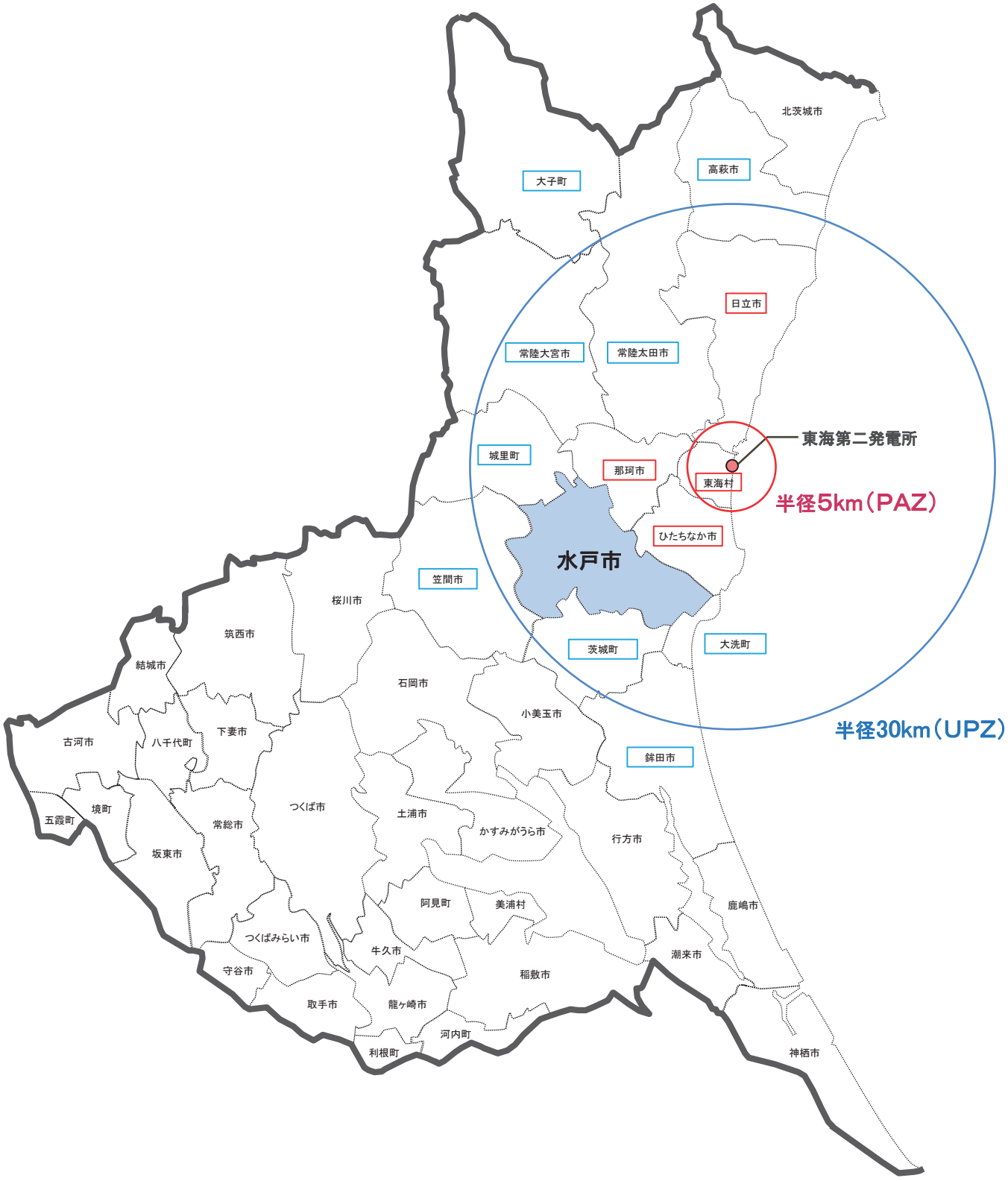

資料 18

モニタリングポスト設置箇所

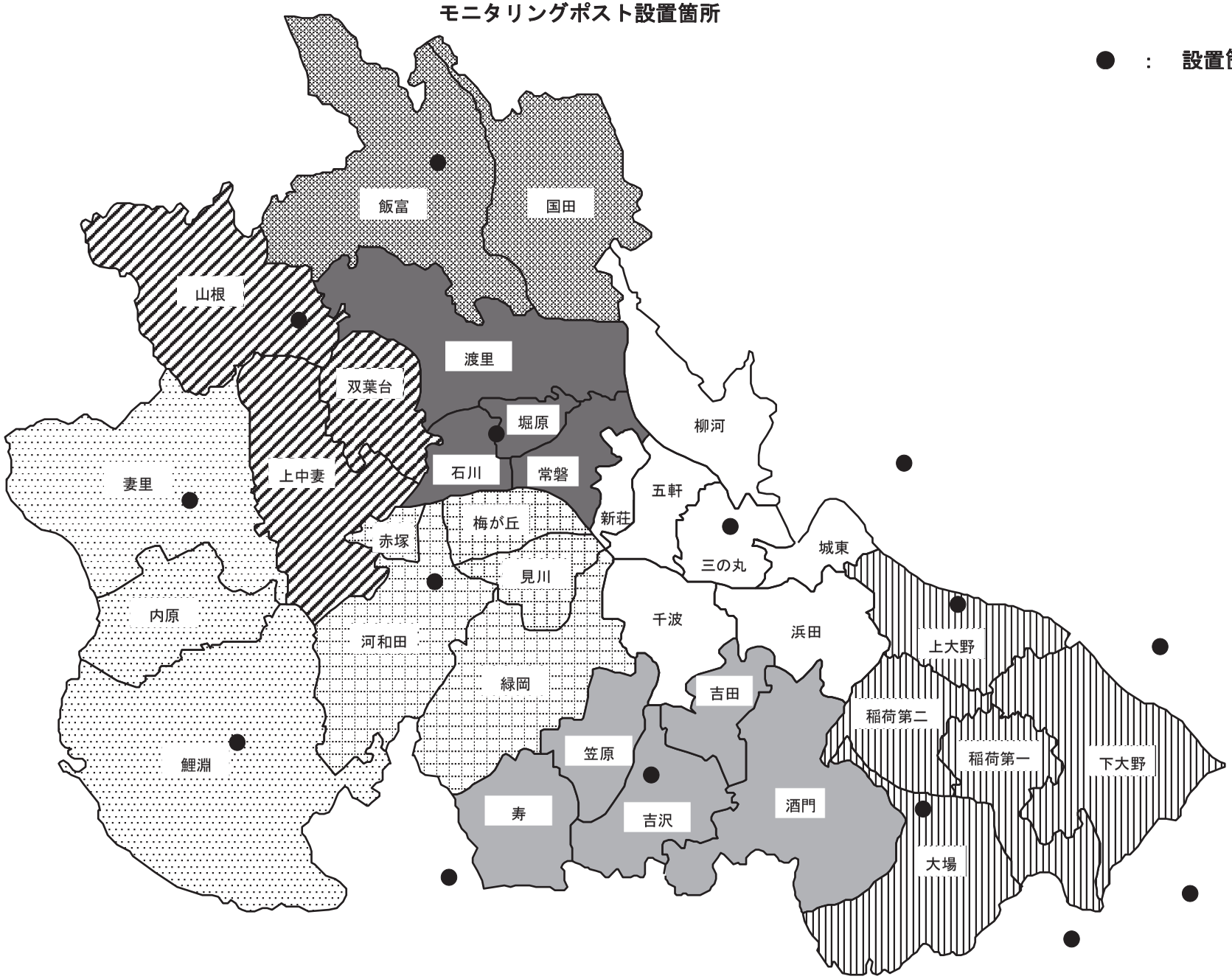

資料 19

原子力安全協定・通報連絡協定の締結状況（令和２年４月１日現在）

事業所 （　）：事業所数を示す			原子力安全協定			通報連絡協定
				所在市町村	隣接市町村	
原子力災害対策特別措置法対象事業所（10）	主要事業所（4）	原電	茨城県	東　海　村	日　立　市 常陸太田市 ひたちなか市 那　珂　市 水　戸　市	常陸大宮市　(30km 圏内) 大　洗　町　(　〃　) 城　里　町　(　〃　) 高　萩　市　(　〃　) 笠　間　市　(　〃　) 鉾　田　市　(　〃　) 茨　城　町　(　〃　) 大　子　町　(　〃　)
		機構原科研 機構サイクル研		東　海　村	日　立　市 常陸太田市 ひたちなか市 那　珂　市	水　戸　市　(隣々接) 城　里　町　(　〃　) 大　洗　町　(　〃　) 常陸大宮市　(　〃　)
		機構大洗		大　洗　町 鉾　田　市	水　戸　市 ひたちなか市 茨　城　町	笠　間　市　(隣々接) 小美玉市　(　〃　) 城　里　町　(　〃　) 東　海　村　(　〃　) 那　珂　市　(　〃　)
	その他の事業所（6）	ＮＤＣ 東京大学 原燃工 核管センター		東　海　村	日　立　市 常陸太田市 ひたちなか市 那　珂　市	水　戸　市　(10km 圏内) 常陸大宮市　(　〃　)
		三菱原燃		東　海　村 那　珂　市	水　戸　市 日　立　市 常陸太田市 ひたちなか市 城　里　町	常陸大宮市　(10km 圏内)
		日本核燃		大　洗　町	水　戸　市 ひたちなか市 茨　城　町 鉾　田　市	
その他の事業所（7）		ＪＣＯ		東　海　村	日　立　市 常陸太田市 ひたちなか市 那　珂　市	水　戸　市　(10km 圏内) 常陸大宮市　(　〃　)
		積水メディカル 日本照射		東　海　村		水　戸　市　(10km 圏内) 日　立　市　(　〃　) 常陸太田市　(　〃　) ひたちなか市　(　〃　) 那　珂　市　(　〃　) 常陸大宮市　(　〃　)
		三菱マテリアル		那　珂　市		水　戸　市　(10km 圏内) 日　立　市　(　〃　) 常陸太田市　(　〃　) ひたちなか市　(　〃　) 東　海　村　(　〃　) 常陸大宮市　(　〃　)
		量研機構那珂		那　珂　市	東　海　村	水　戸　市　(10km 圏内) 日　立　市　(　〃　) 常陸太田市　(　〃　) ひたちなか市　(　〃　) 常陸大宮市　(　〃　)
		東北大学 日揮		大　洗　町		水　戸　市　(10km 圏内) ひたちなか市　(　〃　) 茨　城　町　(　〃　) 鉾　田　市　(　〃　)
計		17 事業所		10 市町村		15 市町村

資料 20

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。），「所在市町村名」（以下「乙」という。）並びに「隣接市町村名」（以下それぞれ「丙」という。）と「原子力事業者名」（以下「丁」という。）は，丁の「事業所名又は研究所名」に関し，原子力の研究開発及び利用に供する施設（以下「原子力施設」という。）周辺の安全を確保し，もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として，次のとおり協定する。

（安全確保の責務）

第１条　甲，乙，丙及び丁は，原子力施設周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し，この協定を誠実に履行するものとする。

２　丁は，原子力施設周辺の安全を確保する責務を有することを確認し，関係諸法令等の遵守はもとより，自己の原子力施設の使用・運転・管理（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第２条　丁は，自己の原子力施設から放出する気体状及び液体状の放射性廃棄物中の放射性物質を法令の定める限度以下に抑えることはもとより，その濃度及び量についてできる限り低くするため，別に定める値を管理の目標値として原子力施設の運転等を行うものとする。

２　丁は，前項の放射性物質の濃度及び量を低減するため，必要な技術開発を促進するなど適切な措置を積極的に講ずるものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第３条　丁は，核燃料物質，放射性固体廃棄物その他の放射性物質の保管及び管理にあたっては，法令等に定めるところによるほか更に安全確保に必要な措置を講ずるものとする。

２　丁は，放射性固体廃棄物の発生量の低減及び減容に努めるものとする。

（公害の防止及び環境保全）

第４条　丁は，その事業活動に伴って生ずるおそれのある大気の汚染，水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに，地域の生活環境を保全するため敷地内の緑化等必要な対策を講ずるものとする。

（新増設等に対する事前了解）

第５条　丁は，原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し，増設し，変更し，又はこれらに係る用地の取得をしようとするときは，事前に甲及び乙の了解を得るものとする。ただし，軽微なものについてはこの限りでない。

２　甲は，前項の場合において必要があると認めるときは，丙の意見を求めるものとする。

（廃止措置計画）

第５条の２　丁は，原子力施設の廃止措置を講じようとするときは，当該廃止措置に関する計画について，甲及び乙の同意を得るものとする。廃止措置に関する計画を変更するときも同様とする。ただし，軽微な変更については，この限りでない。

２　丁は，前項の同意を得たときは，速やかに当該計画の内容を丙に報告するものとする。

（監視体制の強化）

第６条　丁は，放射性廃棄物の放出状況等について監視体制の充実強化を図り，積極的に監視測定を行うとともに，その結果を記録するものとする。

（委託企業等の指導）

第７条　丁は，自己の原子力施設の運転等に関する業務を委託したときは，受託者に対し，安全管理上の教育訓練を徹底するとともに，指導監督を十分に行い，受託者の事業活動に起因して安全が損なわれないよう措置するものとする。

（防災対策）

第８条　丁は，防災体制の充実強化を図るとともに，地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

（自主規制）

第９条　丁は，自己の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があるときは，原子力施設の全部又は一部の使用の停止等必要な措置を講ずるものとする。

（安全上の措置）

第10条　甲及び乙は，次の各号の一に該当するときは，丁に対し原子力施設の運転等の停止，運転等の方法の改善等安全確保のための措置を求めることができる。

⑴　第12条第１項に規定する立入調査の結果，地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。

⑵　丁の事業活動に伴い生ずるおそれのある災害を防止するため緊急の必要があると認められるとき。

２　丙は，甲及び乙に対して，前項の規定に基づく必要な措置を求めるよう要請することができる。

３　丁は，第１項の求めがあったときは，誠意をもって必要な措置を講ずるとともに，その講じた措置について甲及び乙に報告するものとし，甲は，丙に対しその内容を通知するものとする。

４　丁は，第１項の求めにより運転等を停止した原子力施設について，運転等を再開しようとするときは，事前に甲及び乙と協議するものとする。

（損害の補償）

第11条　丁は，自己の原子力施設の運転等に起因して地域住民に損害を与えた場合は，誠意をもって補償するものとする。

２　丁は，自己の原子力施設の運転等に起因して生じたと思われる損害が発生した場合において，その損害の発生原因が丁に帰するものであるかどうか争いがあるときは，甲，乙及び損害に関係ある丙の共同調査の結果を尊重して解決するよう努めるものとする。

（立入調査等）

第12条　甲又は乙は，原子力施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは，丁に対し報告を求め，又は次の各号に掲げる職員等に丁の事業所に立ち入り，必要な調査をさせることができる。

⑴　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に掲げる一般職の職員

⑵　地方公務員法第３条第３項第１号及び第３号に掲げる特別職の職員

⑶　前２号に掲げるもののほか，甲又は乙が必要と認める者

２　丙は，原子力施設周辺の安全を確保するため必要と認めるときは，あらかじめ甲及び乙に連絡のうえ，その職員（前項第１号及び第２号に規定する職員をいう。）に丁の事業所に立ち入り，必要な調査をさせることができる。

３　丁は，前２項の立入調査に協力するものとする。

（立入調査の同行）

第13条　乙又は丙は，前条第１項又は第２項の立入調査をさせる場合において，丁の原子力施設の運転等に起因して周辺地域の生活環境に著しい影響があったとき若しくはそのおそれがあるとき又は地域住民の健康に影響があったとき若しくはそのおそれがあるときは，乙又は丙の指名する当該市町村の住民を同行させることができる。

（保安関係の規程の遵守）

第14条　前２条の規定により丁の施設に立ち入る者及びその同行者は，安全確保のため，丁の保安関係の規程に従うものとする。

（定期的な報告等）

第15条　丁は，甲，乙及び丙に対し，次の各号に掲げる事項について，毎年度当初に報告するものとする。

⑴　年間主要事業の計画

⑵　放射線業務従事者に対する教育訓練の実施計画

⑶　放射線業務従事者の放射線被ばく状況

２　丁は，甲，乙及び丙に対し，次の各号に掲げる事項について，四半期ごとに報告するものとする。

⑴　原子力施設の運転等の状況

⑵　核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送状況

⑶　放射線業務従事者に対する教育訓練の実施状況

（随時の報告）

第16条　丁は，甲，乙及び丙に対し，次の各号に掲げる事項について，その都度速やかに報告するものとする。

⑴　核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送を計画したとき又はその計画を変更したとき。

⑵　原子力施設の安全管理に関する基本規定の策定又は改廃をしたとき。

⑶　原子力施設の新増設等工事を完了したとき。

⑷　原子力施設を変更しようとするとき。（第５条の規定が適用される場合を除く。）

⑸　原子力施設の定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき。

⑹　報道機関に対し，特別に広報又は公表をするとき。

⑺　原子力施設の定期的な評価を実施し，国に報告したとき。

⑻ 原子力施設を廃止したとき。
⑼ その他必要な事項

（事故・故障等の連絡等）
第17条　丁は，自己の原子力施設等において，次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは，甲，乙及び丙に対し，その旨を直ちに連絡するとともに，その状況，原因，それに対する措置，環境への影響等について速やかに報告するものとする。
⑴ 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
⑵ 放射線業務従事者等について，別に定める線量を超え，又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
⑶ 原子力施設に重大な故障があったとき。
⑷ 事業所敷地内において火災があったとき。
⑸ 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
⑹ 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
⑺ 前各号のほか，原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し，又は発生するおそれがあるとき。
⑻ 前各号に掲げるもののほか，前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。
２　丁は，前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても，連絡及び報告の必要があると判断したときは，甲，乙及び丙に対し，必要な事項について，直ちに連絡するとともに，速やかに報告をするものとする。
３　前２項に規定する連絡及び報告のほか，甲，乙又は丙は，必要があると認めるときは，丁に対し，必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において，丁は，甲，乙及び丙に対し，必要な事項について直ちに連絡するとともに，報告を求められた事項その他必要な事項について，速やかに報告するものとする。

（監視委員会の意向の尊重）
第18条　丁は，茨城県東海地区環境放射線監視委員会がその所掌事務として行った次の事項を尊重するものとする。
⑴ 放射線監視計画
⑵ 放射線監視結果の評価結果
⑶ 放射性廃棄物の環境放出の検討結果
⑷ 環境監視に関する調査結果

（諸調査への協力）
第19条　丁は，甲，乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

（細 則）
第20条　この協定の施行に必要な細目については，甲，乙，丙及び丁が協議のうえ別に定めるものとする。

（協 議）

第21条　この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については，甲，乙，丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため，本書　通を作成し，甲，乙，丙及び丁が記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成　年　月　日

甲　茨城県知事　○○○○

乙　所在市町村長　○○○○

丙　隣接市町村長　○○○○

丁　原子力事業者
代表者　○○○○

資料 21

原子力事業所に係る隣々接市町村域の安全確保のための通報連絡等に関する協定書

別記に掲げる市町村（以下「甲」という。）と原子力事業者（以下「乙」という。）は，乙の事業所又は研究所について，隣々接市町村域の安全を確保するために必要な通報連絡等に関し，茨城県の立会いのもとに次のとおり協定する。

（異常時における連絡）

第１条　乙は，甲に対し次の各号のいずれかに該当するときは，その都度連絡するものとする。

⑴ 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。

⑵ 放射線業務従業者等について，別に定める線量を超え，又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

⑶ 原子力施設に重大な故障があったとき。

⑷ 事業所敷地内において火災があったとき。

⑸ 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。

⑹ 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

⑺ 前各号のほか，原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し，又は発生するおそれがあるとき。

⑻ 前各号に掲げるもののほか，前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

２　乙は，前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても，連絡及び報告の必要があると判断したときは，甲に対し，必要な事項について，直ちに連絡するとともに，速やかに報告をするものとする。

３　前２項に規定する連絡及び報告のほか，甲は，必要があると認めるときは，乙に対し，必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において，乙は，甲に対し，必要な事項について直ちに連絡するとともに，報告を求められた事項その他必要な事項について，速やかに報告するものとする。

（連絡方法）

第２条　前条に規定する事態が発生した旨の連絡は，直ちに口頭で行うとともに原則としてファクシミリを併用するものとし，その後新たに判明した状況等については，その都度，口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

２　前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については，文章により速やかに報告するものとする。

（立入調査の同行）

第３条　甲は，この協定の施行に関し必要な限度において，「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第12条の規定に基づき茨城県又は「所在町村名」が行う立入調査について，あらかじめ茨城県及び「所在町村名」に連絡のうえ，その職員を当該立入調査に同行させることができる。

（協定の運用）

第４条　この協定に定める事項の運用については，「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定運営要項」（平成 10 年３月 31 日制定）の定める例によるものとする。

（協 議）

第５条　この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項は，茨城県の立会いのもとに，甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため，本書 通を作成し，甲，乙及び茨城県が記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成　年　月　日

甲	隣々接市町村	○ ○ ○ ○
乙	原子力事業者 代表者	○ ○ ○ ○
立会人	茨 城 県 知 事	○ ○ ○ ○

① 原子力事業所位置図

事業所名	所在市町村
① 機構原科研	東海村
② 機構サイクル研	東海村
③ 原電東海発電所・東海第二発電所	東海村
④ 機構大洗	大洗町 鉾田市
⑤ ＮＤＣ	東海村
⑥ 東京大学	東海村
⑦ 原燃工	東海村

事業所名	所在市町村
⑧ 核管センター	東海村
⑨ 三菱原燃	東海村 那珂市
⑩ 日本核燃	大洗町
⑪ ＪＣＯ	東海村
⑫ 日本照射	東海村
⑬ 積水メディカル	東海村
⑭ 三菱マテリアル	那珂市

事業所名	所在市町村
⑮ 量研機構那珂	那珂市
⑯ 東北大学	大洗町
⑰ 日揮	大洗町

：主要４事業所
（原子力災害対策特別措置法対象事業所）
：原子力災害対策特別措置法対象事業所
：その他の事業所

※住友金属鉱山は，令和元年１０月２３日に核燃料物質の使用許可を廃止

研究用原子炉施設

原子力の安全性を高めるため，より高性能な原子炉や燃料をつくるため，あるいは原子力を発電以外の目的で利用するため，研究開発を行っているのが研究用原子炉施設。次世代の原子力の担い手といえます。

❶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

原子力の開発に関する研究などを総合的・効率的に行い，原子力利用の促進に寄与することを目的として設立されました。現在，わが国の原子力分野における中心的な機関として，最先端の施設を活用したユニークで先進的な研究開発が行われており，7基の研究用原子炉を所有しています。

原子力研究発祥の碑

❹ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

それぞれ特徴のある3基の研究用原子炉（材料試験炉（JMTR），高温工学試験研究炉（HTTR），高速実験炉「常陽」）と関連研究施設において，軽水炉の高度化や安全向上，高速炉の開発，高温ガス炉の開発及び原子力水素技術に係る研究等を実施しています。また，多様な中性子照射場を広く大学や産業界に提供することで，我が国の学術や産業の振興にも貢献しています。さらに，これらの研究施設や研究実績に基づいて福島技術支援，国内外の人材育成への貢献も行っています。

なお，JMTRは平成29年4月に廃止の方針が決定しており，今後は計画的に廃止措置を進めていきます。

❻ 国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻

日本初の高速中性子源炉「弥生」をはじめ，各種の加速器やレーザ装置他を用いて，原子力開発の基礎研究をはじめ，中性子工学，核融合炉工学，量子ビーム工学研究など，原子力工学の総合的研究が行われています。これらの研究は，全国の大学や研究機関と共同で行われているものもあります。また，大学院生の教育・研究や専門職大学院生を含む学生の教育実習にも利用されています。

なお，原子炉「弥生」は，40年にわたり運転をしてまいりましたが，2011年３月をもって永久停止し，現在廃止措置中です。

原子力発電施設

原子力発電施設は，大きく分けて原子炉建屋とタービン建屋の２つから構成されています。原子炉の中で発生させた蒸気でタービンを回し，さらにタービンが発電機を回して電気をつくっています。県内で商業用としての原子力発電施設は，東海第二発電所のみです。

❸ 日本原子力発電株式会社　東海第二発電所

日本初の大型原子力発電所として，1978 年 11 月に営業運転を開始。福島第一原子力発電所の事故を踏まえて，さまざまな安全向上対策に取り組んでいます。

浸水防止対策
（扉の水密化）

電源確保対策
（高圧電源車等）

冷却機能確保対策
（大容量送水ポンプ車）

（主な取組み）

原子炉建屋　最上階

タービン発電機

沸とう水型軽水炉のしくみ

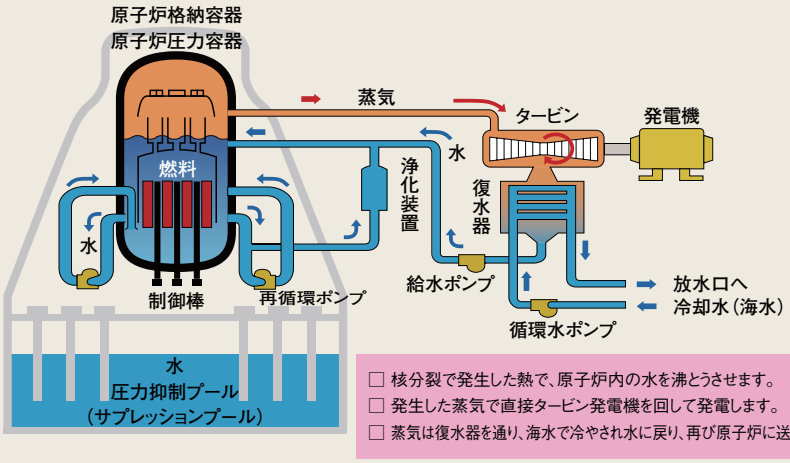

- □ 核分裂で発生した熱で、原子炉内の水を沸とうさせます。
- □ 発生した蒸気で直接タービン発電機を回して発電します。
- □ 蒸気は復水器を通り、海水で冷やされ水に戻り、再び原子炉に送られます。

❸ 日本原子力発電株式会社　東海発電所

1966年，日本初の商業用原子力発電所として営業運転を開始。1998年に運転を停止し，2001年12月から我が国初となる商業用原子力発電所の廃止措置に着手しました。約30年間をかけて施設を解体・撤去し，最終的に更地にすることを基本としています。

１号熱交換器切断作業

使用済燃料再処理施設

使用済燃料を，ウラン，プルトニウム，核分裂生成物に分ける施設。この後，ウランとプルトニウムはＭＯＸ（プルトニウム・ウラン混合酸化物）燃料製造施設へ送られて，核燃料として再利用されます。この循環する一連の流れを核燃料サイクルといいます。

❷ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所

東海再処理施設は，昭和 52 年のホット試験開始以降，累計約 1140 トンに及ぶ使用済燃料の再処理を通して，再処理技術の国内定着に先導的役割を果たし，六ヶ所再処理工場への技術移転もほぼ完了した段階です。その後施行された新規制基準対応にかかる費用対効果も勘案し，平成 29 年６月に廃止措置計画の認可申請を行い，平成 30 年６月に原子力規制委員会から許可されました。今後は再処理施設等の廃止措置体系の確立に向けた新たな取組みを進めていきます。

核燃料製造施設

天然のウランは，燃料として使用できるようにするために，製錬工場，転換工場，ウラン濃縮工場，再転換工場，成型加工工場を経て，燃料集合体となります。こうした工程にかかわっている施設が核燃料製造施設です。

❾ 三菱原子燃料株式会社（東海工場）

原子力発電所で使用する原子燃料の開発・設計，製造，販売，輸送を行っています。原子燃料の原料である濃縮六フッ化ウランの再転換加工から燃料集合体の製造までを一貫して手がけ，製品は全国の加圧水型（ＰＷＲ）原子力発電所で使われています。

❼ 原子燃料工業株式会社　東海事業所

二酸化ウラン粉末を原料として，沸騰水型（ＢＷＲ）の軽水炉の燃料など各種の原子燃料を加工・製造している成型加工工場です。また，燃料集合体用の部品の製造，燃料関連装置の設計･製造，燃料関連技術サービスなども行っています。

❷ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料開発施設では，ＭＯＸ燃料の製造技術開発を行っています。また，更なる経済性向上を目指した製造プロセスや燃料の研究開発及び分析や保障措置等の関連技術の開発を行っています。

研究・技術開発施設

核燃料の研究や放射線を利用する事業所など原子力に関連する多様な施設があり，茨城県は原子力の研究・開発利用の分野で大きな役割を果たしています。

❺ ニュークリア・デベロップメント株式会社

原子力発電所で使われるウラン燃料，原子炉部品の改良や放射線の計測に関する研究開発を行っています。ウラン燃料（ウランペレット，被覆管）の改良，開発をはじめ，原子炉の部品の安全性の確認，原子力発電所に設置されている空気清浄フィルターの性能確認，放射性廃棄物の分別計測技術の開発などに携わっています。

❽ 公益財団法人核物質管理センター　東海保障措置センター

国の指定保障措置検査等実施機関として，原子力施設に立ち入り，帳簿等の検査及び非破壊検査などの保障措置検査，核物質の分析並びに保障措置技術に関する調査研究などを行っています。また，国の指定情報処理機関として，原子力事業者から国に提出される核物質に関する各種報告書の処理を行うほか，核物質管理に関する技術者の養成などを行っています。

❿ 日本核燃料開発株式会社

使用済の燃料集合体を扱える世界有数の大型研究施設や新型燃料開発のための燃料研究棟，材料研究棟などを有し，核燃料，プラント材料の研究開発，使用済燃料集合体の外観検査，強度試験などを行っています。また，海外も含めた研究機関との共同研究や研究の受託も行っています。

⓫ 株式会社ジェー・シー・オー　東海事業所

原子力施設の保全及び放射性廃棄物の管理を行っています。工場等については，国によりウラン加工事業の許可を取り消され，運転を停止しており，平成15年4月18日にはウラン再転換事業の再開を断念しました。
現在は，使用予定のない設備・装置の解体撤去を行っています。

⓬ 日本照射サービス株式会社　東海センター

未使用の医療機器や医薬品容器等の滅菌処理など，照射サービス事業を行うために設立されました。医療機器をはじめ，食品容器，衛生用品，理化学器材，実験動物用飼料等の滅菌，殺菌のための照射サービス，また各種工業材料の照射改質処理サービスを，放射線照射によって行っています。

⓭ 積水メディカル株式会社　創薬支援センター

医薬品などの体内への吸収，分布，代謝，排泄の様子をラジオアイソトープを活用して明らかにし，安全性を調べる研究を行っています。また，遺伝子技術や超微量分析技術を応用して，より安全な医薬品をつくる研究支援をしています。

⓮ 三菱マテリアル株式会社　エネルギー事業センター　那珂エネルギー開発研究所

ウランの精錬転換，原子燃料製造，使用済燃料の再処理，放射性廃棄物処理及び放射性廃棄物処分など，原子燃料サイクル全般にわたる分野で研究開発に取り組んでいます。核燃料物質や放射性同位元素を用いて，基礎的な原理確認から，要素技術開発，工学規模の実証試験までを実施しています。

⓯ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　那珂核融合研究所

核融合エネルギーの実用化をめざして，核融合の総合的な研究開発を行っています。1996年には臨界プラズマ試験装置ＪＴ－６０によってエネルギー増倍率（入力と出力の比）が１となる臨界プラズマ条件を達成，現在はＪＴ－６０の超伝導化を進めています。また，フランスで建設中の国際熱核融合実験炉イーター計画においても重要な役割を担っています。

⓰ 国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター

全国の大学・公的研究機関の研究者や大学院生のみならず海外の研究者も利用できる国際共同利用・共同研究センターです。大洗町の日本原子力研究開発機構大洗研究所の中にあり，国内の原子炉や海外の原子炉を用いてエネルギー関連材料の研究やアクチノイド元素を用いた先端材料研究を行っています。

⓱ 日揮ホールディングス株式会社　技術研究所

総合エンジニアリング企業の研究開発拠点として，次代を担う技術開発を行っています。領域はエネルギー，地球環境，原子力，ライフサイエンスなど広範囲に及んでいます。コンピュータを用いたシミュレーションから実験プラントによる実証まで，様々な手法を駆使して技術の実用化に取り組んでいます。

大強度陽子加速器施設（Ｊ－ＰＡＲＣ）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構は，平成 13 年度から両者のポテンシャルを活かした共同プロジェクト「大強度陽子加速器計画」をスタートさせ（平成 14 年 6 月建設開始），大強度陽子加速器施設（Ｊ－ＰＡＲＣ）を茨城県東海村の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所敷地内に建設しました。

Ｊ－ＰＡＲＣは，光速近くまで加速した陽子を，標的となる金属などの原子核に衝突させて壊す（核破砕）ことで，原子核から中性子やニュートリノなどの 2次粒子を生成させます。これらの粒子を利用してさまざまな研究を行う世界最高性能の研究施設で，約 65 ｈａ（東京ドーム約 14 個分）もの広大な敷地に，3つの加速器と 3つの研究施設があります。ＭＲは，直径約500m，1周約1600 mになる，日本最大の陽子加速器であり，この加速器で陽子は光速の99.98%の速さまで加速されます。

科学は，ものをよく見て調べることで発展・進歩しています。Ｊ－ＰＡＲＣは原子や原子核，素粒子など，小さくて今までよく見られなかった世界を，中性子や中間子などを利用して調べます。

物質・生命科学実験施設では，中性子やミュオンを利用して，バイオテクノロジーや新材料開発など，私たちの生活を豊かにするために役立つような研究を行います。特に中性子はエックス線に比べて水素などの原子をよく調べることができるので，水素と酸素の化合物である水をよく観察できます。難病治療薬開発などの生命科学研究や，農業や食品などの分野の研究進展へ貢献が期待されています。

ハドロン実験施設では中間子を利用して，ものに質量が生まれる理由や，宇宙始まりの謎などの解明を目指します。2008年度のノーベル物理学賞を受賞した，小林教授と益川教授が提唱した理論（小林益川理論）の実証も研究対象です。

ニュートリノ実験施設では，東海村から295km離れた岐阜県飛騨市にある検出装置「スーパーカミオカンデ」にニュートリノを打ち込み，ニュートリノの性質を調べる研究をしています。2015年のノーベル物理学賞を受賞した梶田教授は，スーパーカミオカンデで大気ニュートリノを観測し，ニュートリノが質量を持つことを示す「ニュートリノ振動」を発見しました。Ｊ－ＰＡＲＣでは，加速器で作り出したニュートリノビームを用いて，ミュー型ニュートリノが飛行中に電子型ニュートリノに変化（振動）している測定結果を2013年に発表し，ニュートリノ振動が確実に起こっていることを示しました。

また，放射性廃棄物の処理を研究する核変換のための実験施設の計画があります。

Ｊ－ＰＡＲＣは世界最高性能を有する施設として，世界中の研究者，科学者などと協力して研究を推進することで，我が国の知的レベルを高め，産業活性により国際競争力を高め，安全安心な暮らしの向上に貢献する最先端科学技術研究施設です。

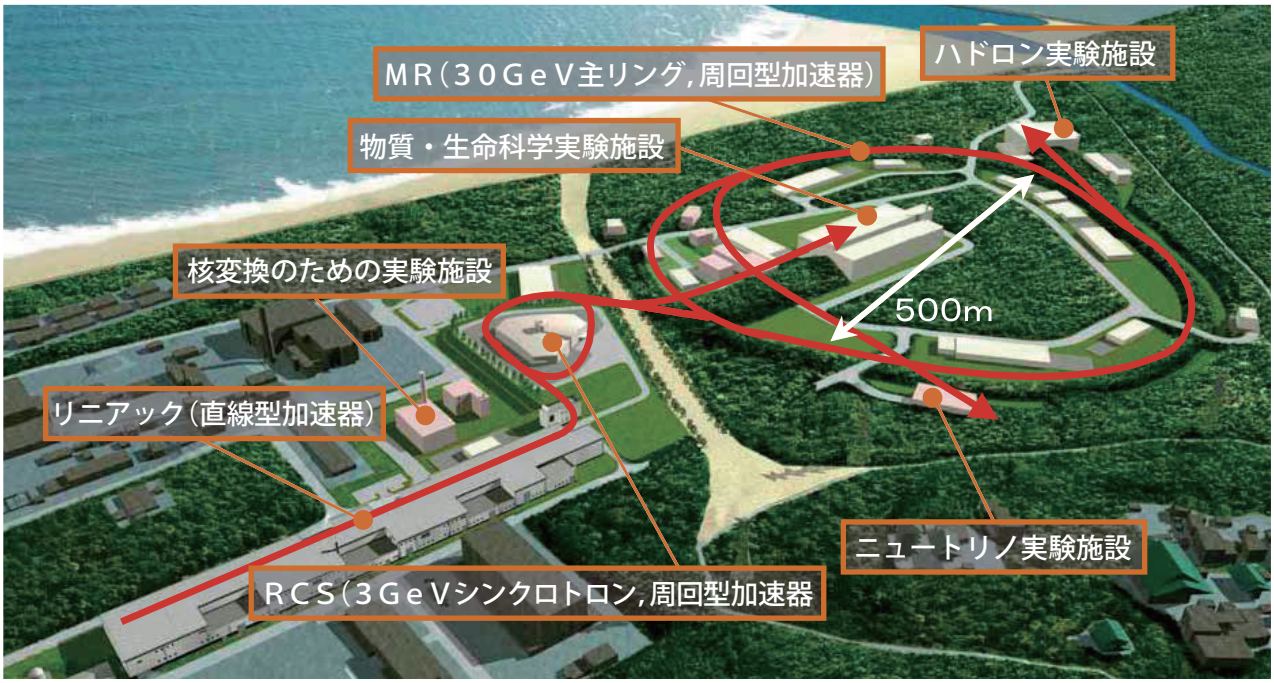

大強度陽子加速器施設（Ｊ－ＰＡＲＣ）施設配置図

原子力施設における事故・故障等一覧（平成８年度～平成29年度）

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成8	1	原研東海	平成８年６月24日	ＪＲＲ－２原子炉施設におけるろ過水の漏水	－	－
	2	原　　電	平成８年８月10日	東海第二発電所タービン中間塞止弁付近におけるタービン制御油漏えいのための手動停止	－	－
	3	原研大洗	平成８年11月11日	ＪＭＴＲの定期検査における主循環系圧力サージタンクの欠陥	－	－
	4	動燃東海	平成９年３月11日	アスファルト固化処理施設における火災爆発事故	○	○
平成9	1	原研東海	平成９年７月８日	ＪＲＲ－３原子炉施設の自動停止（照射設備異常）	－	－
	2	原　　電	平成９年７月12日	東海第二発電所軽油貯蔵タンク修理に伴う原子炉手動停止	－	－
	3	原研大洗	平成９年７月18日	ＪＭＴＲ主循環系ベント弁からの微小漏えい	－	－
	4	動燃東海	平成９年８月26日	廃棄物屋外貯蔵ピット内の水の滞留及び保管容器の腐食	－	－
	5	原研東海	平成９年11月20日	ウラン濃縮研究棟における火災	－	－
平成10	1	日本核燃	平成10年４月８日	照射済試験片の所在不明	－	－
	2	動燃東海	平成10年６月25日	屋外器材ピットにおける放射性廃棄物の混在及び作業者の作業衣等の汚染	－	－
	3	原研大洗	平成10年７月４日	ＪＭＴＲ原子炉施設の自動停止（実験利用設備異常）	－	－
	4	原研東海	平成10年８月５日	ＪＲＲ－３原子炉施設の自動停止（実験利用設備異常）	－	－
	5	原　　電	平成10年11月20日	東海発電所ホットワークショップでの火災	－	－
	6	ＮＴＴ	平成10年11月30日	サイクロトロン室内でのサイクロトロン廃棄作業中の作業員の負傷	－	－
	7	サイクル大　洗	平成10年12月25日	照射装置組立検査施設におけるナトリウム洗浄中の作業員の負傷	－	－
	8	サイクル大　洗	平成11年２月16日	常陽における冷却水配管撤去作業中の作業員の負傷	－	－
	9	サイクル東　海	平成11年３月17日	Ａ棟における排気洗浄水の漏えい	－	－

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成11	1	原研東海	平成11年5月21日	ＦＣＡセミホット実験室におけるぼや	―	―
	2	原　　電	平成11年5月24日	東海第二発電所低圧炉心スプレイ系注入弁の弁帽折損	―	―
	3	原研東海	平成11年7月29日	ＪＦＴ－２建屋１階実験室におけるぼや	―	―
	4	ＪＣＯ	平成11年9月30日	転換試験棟における臨界事故	○	○
	5	原研大洗	平成11年10月1日	ＨＴＴＲ原子炉施設の自動停止（一次系循環機の故障）	―	―
平成12	1	サイクル大　洗	平成12年4月3日	常陽の手動停止（制御棒駆動系異常）	―	―
	2	原研大洗	平成12年4月24日	ＪＭＴＲ原子炉施設の自動停止（制御棒駆動系異常）	―	―
	3	原研大洗	平成12年7月8日	ＨＴＴＲ原子炉施設の自動停止（一次系循環機の故障）	―	―
	4	原研東海	平成12年7月13日	ＪＲＲ－３原子炉施設の自動停止（制御棒駆動系異常）	―	―
	5	原　　電	平成12年12月26日	東海第二発電所原子炉冷却材再循環ポンプＡ号機メカニカルシール点検に伴う原子炉手動停止	―	―
平成13	1	原研大洗	平成13年5月31日	ＪＭＴＲ原子炉施設の手動停止（制御棒駆動系異常）	―	―
	2	サイクル大　洗	平成13年10月31日	常陽メンテナンス建家における火災	―	―
平成14	1	原　　電	平成14年4月3日	東海第二発電所原子炉給水系の不具合に伴う原子炉の手動停止	―	―
	2	原研大洗	平成14年5月14日	ＪＭＴＲ原子炉施設の自動停止（原子炉制御系異常）	―	―
	3	原研大洗	平成14年12月10日	ＪＭＴＲ原子炉施設の手動停止（一次冷却水の漏えい）	―	―
平成15	1	サイクル東　海	平成15年4月21日	プルトニウム燃料第三開発室工程設備解体室における火災	―	―
	2	原研大洗	平成15年5月21日	ＨＴＴＲ原子炉施設の自動停止（一次系循環器の故障）	―	―
	3	サイクル大　洗	平成15年7月8日	常陽の自動停止（制御棒の誤操作）	―	―
平成16	1	原研東海	平成16年5月7日	Ｊ－ＰＡＲＣリニアック棟建設現場養生シートの一部焼損	―	―
	2	原研東海	平成16年6月17日	ＴＲＡＣＹ施設安全棒誤作動による原子炉計画外停止	―	―
	3	サイクル東　海	平成16年6月21日	再処理施設分析所保守区域の壁面汚染	―	―

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成17	1	サイクル大洗	平成17年6月6日	高速炉安全性第３試験室付近の屋外における火災	－	－
	2	原電	平成17年8月10日	東海第二発電所電動駆動原子炉給水ポンプ出口弁の動作不良による起動中原子炉の手動停止	－	－
	3	原研東海	平成17年8月31日	解体作業中の再処理特別研究棟廃液長期貯蔵施設における火災	－	－
	4	サイクル大洗	平成17年9月6日	常陽コンクリート遮へい体冷却系窒素ガス冷却器伝熱管の孔食	－	－
	5	機構東海原科研	平成18年2月13日	減容処理棟焼却溶融設備における火災	－	－
平成18	1	機構大洗	平成18年7月16日	ＨＴＴＲ機械棟における火災	－	－
	2	機構東海原科研	平成18年12月5日	減容処理棟における火災	－	－
	3	機構東海原科研	平成19年2月22日	Ｊ－ＰＡＲＣ物質・生命科学実験施設における火災	－	－
	4	三菱原燃	平成19年3月13日	保護容器置場における火災	－	－
平成19	1	原燃工	平成19年4月5日	加工工場ペレット加工室におけるウラン粉末サンプリング時の不具合	－	－
	2	機構大洗	平成19年4月26日	高速実験炉「常陽」管理区域内における放射性物質を含む水の漏えい	－	－
	3	機構東海原科研	平成19年7月5日	非管理区域における汚染	－	－
	4	日揮	平成19年7月23日	第１研究棟ＢＳＦ装置における火災	－	－
	5	機構大洗	平成19年11月2日	高速実験炉「常陽」計測線付実験装置との干渉による回転プラグ燃料交換機能の一部阻害	－	－
平成20	1	原電	平成20年8月7日	東海第二発電所原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁損傷に伴う運転上の制限逸脱	－	－
	2	機構東海サイクル研	平成20年9月24日	工事業者乗用車の車両火災	－	－
	3	三菱原燃	平成20年10月3日	成型工場燃料棒溶接室における火災	－	－
	4	三菱原燃	平成20年11月18日	放射線管理棟廃棄物缶詰室における火災	－	－
	5	機構大洗	平成21年3月3日	除染処理試験棟及びβ・γ固体廃棄物処理棟Ｉにおける排気ダクトの腐食孔の確認	－	－
	6	機構東海原科研	平成21年3月11日	核融合中性子源（ＦＮＳ）施設における火災	－	－

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成21	1	機構東海サイクル研	平成21年4月6日	再処理施設海中放出管からの漏えい	―	―
	2	三菱原燃	平成21年5月14日	転換工場　転換試験設備における火災	―	―
	3	機構東海原科研	平成21年6月8日	ＪＲＲ－３の計画外停止	―	―
	4	原　　電	平成21年7月17日	主油タンク油面変動等に伴う機器点検のための原子炉手動停止	―	―
	5	機構東海サイクル研	平成21年9月17日	応用試験棟における漏水	―	―
	6	原　　電	平成22年1月13日	残留熱除去系海水系配管の減肉	―	―
	7	機構大洗	平成22年1月22日	高速実験炉「常陽」原子炉附属建屋における火災	―	―
	8	機構東海サイクル研	平成22年3月29日	地層処分放射化学研究施設における火災	―	―
平成22	1	原　　電	平成22年6月25日	残留熱除去系海水系（B）系機器点検のための原子炉手動停止	―	―
	2	機構東海サイクル研	平成22年7月23日	プルトニウム燃料第一開発室におけるグローブボックス内の火災	―	―
	3	機構大洗	平成22年10月5日	材料試験炉（ＪＭＴＲ）の管理区域外にある埋設配管のき裂による放射性物質の漏えい	―	―
	4	機構東海原科研	平成22年10月29日	廃液輸送管撤去作業における管理区域外での放射性物質の漏えいについて	―	―
	5	機構東海サイクル研	平成23年2月3日	プルトニウム燃料第二開発室におけるグリーンハウス内の火災について	―	―
	6	三菱原燃	平成23年2月8日	転換工場管理区域内におけるウラン飛散について	―	○
	7	日本照射サービス	平成23年2月21日	電子線照射施設　照射室における火災	―	―
	8	原　　電	平成23年3月18日	非常用ディーゼル発電機2C用海水ポンプの自動停止について	―	―
	9	原　　電	平成23年3月28日	125V蓄電池2B室における溢水について	―	―

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成23	1	原　　電	平成23年７月６日	東海第二発電所廃棄物処理建屋３階における火災	―	―
	2	機構東海サイクル研	平成23年９月13日	再処理施設分離精製工場における高放射性廃液貯槽の換気ブロアの一時停止	―	―
	3	機構大洗	平成23年10月５日	高速実験炉「常陽」旧廃棄物処理建屋における火災	―	―
	4	機構東海サイクル研	平成23年10月28日	再処理施設主排気ダクトの貫通孔の確認について	―	―
	5	機構東海原科研	平成23年12月20日	原子炉安全性研究施設（ＮＳＲＲ）における火災について	―	―
	6	原　　電	平成23年12月27日	東海第二発電所取水口エリア北側ポンプ槽での火災	―	―
	7	原　　電	平成24年１月13日	東海発電所固化処理建屋屋上冷却塔における火災	―	―
平成24	1	原燃工	平成24年８月４日	部材工場におけるシュレッダー細断作業による火災発生	―	―
	2	機構東海サイクル研	平成24年９月６日	再処理施設分析所非管理区域における汚染	―	○
	3	機構大洗	平成24年10月25日	ＪＭＴＲ施設内Ｃトレンチの廃液移送管表面からの汚染検出	―	―
	4	機構大洗	平成24年11月９日	ＪＭＴＲ施設内Ｃトレンチの第４排水系配管からの汚染検出	―	―
	5	機構東海原科研	平成24年11月９日	廃棄物安全試験施設（ＷＡＳＴＥＦ）における火災	―	―
	6	原　　電	平成24年11月30日	東海第二発電所　管理区域外での洗浄廃液の漏えい	―	―
平成25	1	機構原科研	平成25年　5月23日	大強度陽子加速器施設Ｊ－ＰＡＲＣハドロン実験施設における放射性物質の漏えいについて	―	○
	2	原燃工	平成26年　2月14日	加工工場における火災発生について	―	―
平成26	1	機構原科研	平成26年　7月12日	原子力コード特研建屋屋外の仮設発電機における火災について	―	―
	2	機構大洗	平成26年　7月29日	固体廃棄物前処理施設（WDF）のパッケージエアコンの火災について	―	―
	3	機構大洗	平成26年　9月11日	材料試験炉（JMTR）第３排水系貯槽（Ⅱ）建屋内での放射性物質の漏えいについて	―	―
	4	機構那珂	平成26年　9月16日	第１工学試験棟大実験室における遮断器の火災について	―	―
	5	原　　電	平成26年12月19日	東海第二発電所　廃棄物処理建屋送風機室(B)における火災の発生について	―	―
	6	機構原科研	平成27年　1月16日	J-PARC・物質・生命科学実験施設(MLF)第２実験ホールにおける火災について	―	―

年度	No.	事業所名	発生年月日	事故・故障等の名称	環境への影響あり	人の被ばくあり
平成27	1	NDC	平成27年12月17日	燃料ホットラボ施設における火災について	―	―
平成28	1	原　　電	平成28年　6月 2 日	東海第二発電所廃棄物処理棟における放射性廃液の漏えい	―	―
平成29	1	機構大洗	平成29年　6月 6 日	燃料研究棟における汚染	―	○
平成30	1	機構原科研	平成30年　7月 9 日	情報交流棟第２計算室における火災について	―	―
	2	機構 サイクル研	平成31年 1 月30日	プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染について	―	―
	3	日　　揮	平成31年 2 月 5 日	第２研究棟パイロット室における火災	―	―
	4	機構原科研	平成31年 2 月 8 日	第１研究棟におけるノートパソコンからの発煙について	―	―

※　平成16年度から「異常事態」及び「軽微な事故・故障」の呼称を廃止し，「事故・故障等」として一本化。
※　事故・故障等の名称については，原子力安全協定に基づく事故・故障等発生報告書に記載された名称で記載。

【用　語　解　説】

【あ行】

●アルファ線（α線）

アルファ線は，放射線の一種で，陽子２個と中性子２個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子である。物質を通り抜ける力は弱く，衝突した相手を電離する能力が高いため，自分の持つエネルギーを急速に失ない空気中では数センチメートルしか進めず，紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線を人体外部で受けた場合，アルファ線は皮膚の表面で止まってしまうため，人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合，その物質の沈着した組織の細胞が集中してアルファ線の全エネルギーを受けるため人体が受ける影響が大きい。

●安全規制

原子力施設の安全確保のため，原子力施設の設計，建設，運転に関して，施設設置者及び原子力規制庁は一般公衆及び従事者に対して健康と安全の確保を図る責務がある。

このため，原子力施設の設置許可，工事計画の認可，保安規定，運転管理の監督等一貫して原子力規制庁が安全審査を実施し，さらに原子力規制委員会が安全のための規制措置を客観的，技術的な観点から調査審議する。このような安全確保のための規制体制を安全規制という。

●安定ヨウ素剤（ヨウ素剤）

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

ヨウ素は，甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し，それを用いてホルモンを合成するという機能があるため，原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると，甲状腺に濃集し，甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり，比較的低い線量域では甲状腺がんを，高線量では甲状腺機能低下症を引起こす。これらの障害を防ぐために，放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し，放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また，安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。

安定ヨウ素剤

●インターロック・システム

原子力発電所や再処理施設などの原子力施設においては，運転員が誤った操作をしようとしても作動しないシステムが採用されている。このシステムは，「インターロック・システム」と呼ばれ，例えば，原子力発電所において，運転員が誤って制御棒の引抜き操作を実施しようとしても，機械的または電気的な方法によって制御棒が引抜けないようになっている。事故を防止するための重要なシステムである。

●宇宙線

宇宙（銀河系や太陽など）から地球上に降り注いでいる放射線を宇宙線という。宇宙線は大部分が陽子と若干のヘリウムイオン及び重粒子のイオンからなる。この宇宙線が大気圏に突入し，大気中の酸素，窒素，炭素などの原子核と反応し，ミューオン（素粒子）や中性子などの二次宇宙線をつくる。これがさらに空気中の物質と核反応して，トリチウム，炭素-14，ベリリウム-７などの放射性物質を生成する。

宇宙線の量（強さ）は，緯度や海抜（高度）によって異なり，高度が高くなると増加する。国連科学委員会（2000年，報告）によると，宇宙線によって私たちが１年間に受ける放射線量は，世界平均で約 0.4ミリシーベルトである。

●ウラン転換

ウラン鉱山から採掘されたウラン鉱石は，化学的に処理（製錬）され粉末状のイエローケーキ（八酸化三ウラン）にされる。このイエローケーキをフッ化水素またはフッ素と反応させ六フッ化ウランに変えることを「転換」という。

六フッ化ウランは，常温では固体であり，約　60℃で気体となる物質で，ウランを濃縮するために用いられる。濃縮した六フッ化ウランを原子炉燃料として加工するため，二酸化ウランに転換する工程を「再転換」という。

●ウラン燃料成型加工

粉末の二酸化ウラン等を原料として，原子炉用の燃料集合体に加工することをいう。軽水炉用のウラン燃料成型加工においては，二酸化ウランをプレス成型してペレット状とし，それを高温で焼き固めてペレットを作る。そのペレットをジルカロイ製の燃料被覆管に封じ込めて燃料棒とし，燃料棒を束ねて製品である燃料集合体に組立てる。

●ウラン濃縮

天然ウランには，燃えやすい（核分裂しやすい）ウラン-235が約0.7%，燃えにくい（核分裂しにくい）ウラン-238が約99.3%含まれている。この燃えやすいウラン-235の割合を増やすことをウラン濃縮という。軽水炉のウラン燃料はウラン-235の割合を３～５％に増やした濃縮ウランを使用している。日本では，遠心分離法によりウラン濃縮が行われている。

●応力腐食

曲げ応力や引張応力がかかった金属材料は，腐食条件，例えば塩素や酸素を含む水にさらされると腐食が起こりやすくなる。この腐食を応力腐食という。

沸騰水型原子炉（BWR）ではステンレス鋼配管溶接部近傍に，加圧水型原子炉（PWR）の場合には蒸気発生器の伝熱管などに発生しやすいので，材料の合金成分見直しなどの改良，溶接・熱処理法や水処理法の改善が実施されている。

●汚染検査
放射性物質により建物，施設などの床・壁などの表面，及び器具，容器，機械及び輸送物の表面が汚染されているか否かを検査することを汚染検査という。また，人について，衣服，帽子，靴，手袋，靴下，下着などの衣類及び皮膚，毛髪などの体表面を検査すること，体内に取入れた放射性物質の有無を検査することも汚染検査という。表面汚染に係る汚染検査では一般的に，表面汚染測定用サーベイメータが使用される。表面汚染の間接的な測定法として，ろ紙などにふき取り付着した放射性物質の量を測定するスミヤ検査も行われる。
また，人の手足，衣服などの汚染を検出するために，ハンドフットクロスモニタなどが用いられる。

●汚染防護服
管理区域内の汚染するおそれのある区域で働く放射線業務従事者等が，管理区域に立入る時に着用する服を汚染防護服という。
防護服は，下着，つなぎ服，ヘルメット，全面マスクまたは半面マスク，靴下，ビニール手袋などを着用し，作業に伴って発生するあらゆる放射性空気汚染あるいは表面汚染から体内被ばくと人体表面への汚染を防護するために使用される。

●オフサイトセンター
オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）は，原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対策の実施や支援に関係する国，地方自治体，放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が，一堂に会して情報を共有し，指揮の調整を図る拠点となる施設である。
事故が起こった場合には，オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが，施設の状況，モニタリング情報，医療関係情報，住民の避難・屋内退避状況などを把握し，必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは，国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い，各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに，周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。

県原子力オフサイトセンター

【か行】
●加圧水型原子炉（PWR）
普通の水を減速材と冷却材として用いる軽水炉の一種で，現在世界で最も多い型式の原子力発電用の原子炉である（PWRは Pressurized Water Reactorの略称である）。加圧水型原子炉は，一次系に約160気圧の圧力をかけて，高温の一次冷却水が沸騰しないようにし，この熱を蒸気発生器に通して二次系の水に伝え，蒸気を作ってタービンを回して発電する。一次系と二次系が分離されているので，タービンを通る二次系の蒸気には放射性物質を含まない点が沸騰水型原子炉（BWR）と異なる。

●外部被ばく
人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい，放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。
外部被ばくの例として，レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また，地球上の生物は宇宙線や，大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。外部被ばくに係る主な放射線はガンマ線，X線，ベータ線及び中性子線である。

●壊変（崩壊）
原子核が不安定な状態から，放射線を出して別の原子核または安定な状態の原子核に変わっていく現象を壊変または崩壊という。
放出する放射線によってα壊変，β壊変，γ放射という。

●改良型沸騰水型原子炉（ABWR）
改良型沸騰水型原子炉は，従来の沸騰水型原子炉（BWR）より一層の信頼性，安全性の向上，稼働率・設備利用率の向上，廃棄物量の低減，運転性・保守性の向上及び経済性の向上を目指した炉である。ABWRは，Advanced Boiling Water Reactor の略称である。
改良型沸騰水型原子炉（ABWR）の開発は，日本における軽水炉技術の定着化をはかるために実施してきた第３次改良標準化の一環として，次世代軽水炉の確立を目指して実施されたものであり，電気出力を約136万kWにするとともに，国内外で実証済のすぐれた技術を集大成しており，従来型のBWRに比して種々の改良設計を採用している。
改良設計された主要設備は，（1）インターナルポンプ（RIP），（2）改良型制御棒駆動機構（改良型CRD），（3）主蒸気流量制限器，（4）独立３区分の非常用炉心冷却設備（ECCS），（5）鉄筋コンクリート製原子炉格納容器（RCCV），（6）タービン，（7）湿分分離加熱器，（8）デジタル技術及び新型中央制御盤などに及んでいる。

●核原料物質
核原料物質とは，核燃料物質であるウランやトリウムの原料となる鉱石のことをいい，原子力基本法で「ウラン鉱，トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であって，政令で定めるものをいう」と定義されている。政令では，ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものと規定されている。

●確定的影響
ある一定の放射線量（これをしきい値という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ，受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。
症状の現れ方には個人差があるが，ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には，同じような症状が現れる。
確定的影響には，急性の骨髄障害，胎児発生への影響（精神遅延，小脳症），白内障などが含まれる。

●核燃料（原子燃料）サイクル
原子力発電所で使い終わった燃料（使用済燃料）を再処理することにより，再利用できるウランとプルトニウムを回収し，ウランは濃縮して燃料として利用し，プルトニウムはウランとプルトニウムの混合酸化物燃料に加工してMOX燃料として利用する。この一連の流れのことを核燃料サイクルという。
回収したプルトニウムをプルサーマル燃料として軽水炉で再利用することを軽水炉サイクル，高速増殖炉（FBR）で再利用することを FBRサイクルという。FBRサイクルで再利用

していくと，ウランを軽水炉で１回使用した場合に比べ，ウランの利用効率を数十倍に高めて利用できる。我が国はこのFBRサイクルの確立を目指して技術開発を進めている。

●核燃料物質

核燃料物質とは，ウラン，プルトニウム，トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって，原子炉の中で核分裂を起こす物質をいう。

●核燃料輸送物

輸送のため，核燃料物質等（核燃料物質または核燃料物質で汚染されたもの）を輸送容器に収納した状態のものを核燃料輸送物という。

核燃料輸送物は，収納される核燃料物質の放射能量に応じて区分されており，輸送時の安全を確保するために，それぞれ技術基準が定められている。収納物の放射能の少ない順に，L型，A型，B型と区分され，A型には一般の試験条件が，B型には一般と特別の試験条件が課せられる。さらに，ウラン-235やプルトニウム-239等，核分裂性物質が一定量以上の輸送物については，臨界管理のため核分裂性輸送物として別に区別されている。

●核物質防護

核物質防護とは，テロリスト等（核燃料物質を盗もうとする者や，原子力施設を破壊しようとする者）から核物質や施設を守るための対策全体のことをいう。

原子力発電所や核燃料サイクル関連施設では，平和利用のための核燃料物質が盗取され核兵器が作られたり，原子力施設が破壊され放射性物質が環境に放出されることを防ぐため，国際的には核物質防護条約，国内的には原子炉等規制法等によって，核物質の防護措置を講じることが義務づけられている。核物質防護は核物質の種類と量等によって三つの区分に分かれ，それぞれに応じた防護措置が実施されている。施設に対する防護措置の例としては，防護区域等の設定，監視や巡回の実施，防護設備・機器の設置，施設や区域への出入管理等がある。

●核分裂

原子核が二つ以上の異なる原子核に割れることをいう。原子核を構成している中性子と陽子の結合が，新たに中性子を吸収することによって不安定になり，核分裂を起こす。核分裂を起こす核種として，ウラン-235，プルトニウム-239等がある。原子核が分裂するとき，エネルギーと２，３個の中性子を放出する。その中性子が他のウランの原子核にあたることで，核分裂が次々と起こる。これを連鎖反応と呼び，より大きなエネルギーが生まれる。

●核分裂生成物

ウラン -235やプルトニウム -239等が核分裂することによってできた核種のことをいう。FP（Fission Products）とも略称される。

核分裂生成物（FP）の多くは原子核が不安定で，放射線を出して別の原子核に変わっていく（これを壊変または放射性崩壊という）。多くの場合は，一回壊変してもなお不安定で，さらに放射線を出して壊変を続ける。こうしたFPの半減期は短いものが多いが，なかには何万年と長いものもある。

●核融合

水素や重水素，三重水素など質量の小さい元素の原子核が互いに衝突して，ヘリウムなどの別の重い原子核に変わる現象のことをいう。太陽のエネルギーは核融合によるものである。原子核を衝突させるためには一億度を超える高温が必要であり，基礎的な研究の段階にある。

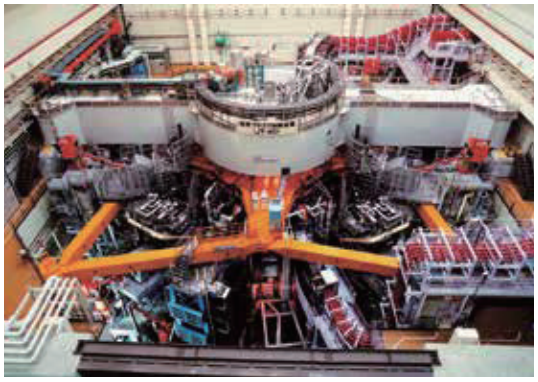

臨界プラズマ試験装置ＪＴ－６０（量研機構那珂）

●確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり，受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。

がんと遺伝的影響が含まれる。

放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

●加速器

電磁気力により荷電粒子を加速させて高エネルギーの粒子を発生する装置。加速原理には静電加速器，線形加速器（リニアック）及びシンクロトンなどの円形加速器がある。

●ガラス固化

使用済燃料を再処理することにより，核分裂生成物などを含む高レベルの放射性廃液が発生する。この廃液は放射能が極めて高いことから，安定に保管するとともに将来安全に処分するため，ガラスの中に封じ込める。このことをガラス固化という。ガラス固化では，ガラス原料と高レベル放射性廃液を混ぜて加熱し，水分は蒸発させ，核分裂生成物などをガラスに封じ込めてステンレス容器に流し込んで固化体としている。

ガラス固化体（機構サイクル研）

●環境試料

周辺公衆の被ばく線量の評価や環境における放射能レベルを把握するために採取する，大気中の浮遊じん，陸水・海水，

土壌・海底土，牛乳，農産・海産食品などをいう。

●環境放射線モニタリング指針

原子力施設の周辺で実施される環境放射線モニタリングの技術の水準を向上させ，及び斉一化させるため，環境放射線モニタリングの計画，測定，結果の評価等を行うにあたっての基本的考え方を取りまとめたもので，平成20年３月の原子力安全委員会において決定された。

本指針には，総則，平常時モニタリング，平常時モニタリングの強化，緊急時モニタリング，共通事項が示されている。

環境放射線モニタリング指針の決定にあたり，「環境放射線モニタリングに関する指針」及び「緊急時環境放射線モニタリング指針」が廃止された。

●ガンマ線（γ線）

原子核の壊変によって原子核から放出される電磁波をガンマ線という。不安定な原子核がアルファ線やベータ線を放出した後に，さらにガンマ線を放出してより安定な原子核に移行する。

ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く，遮へいをするには，厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

●管理区域

原子力発電所，核燃料サイクル関連施設及び，放射性同位元素等取扱施設において被ばくのおそれのある区域で，放射線業務に従事する者の被ばく管理を適切に実施し，従事者以外の者の被ばくを防止するために特に定めた区域をいう。

管理区域内の床や装置の表面の汚染検査，空気中の放射性物質濃度の測定，空間線量率の測定等が実施され，管理されている。管理区域内に入域する場合は，被ばく線量計を装着し，専用靴や専用の汚染防護服に着替えるとともに退域時には管理区域の出入口に設置されたハンドフットクロスモニタなどにより身体や衣服の放射能汚染検査が行われる。

●希ガス

ヘリウム（He），ネオン（Ne），アルゴン（Ar），クリプトン（Kr），キセノン（Xe），ラドン（Rn）の６元素を総称するもので，大気中の存在量が非常に少ないので希ガスと呼ばれる。これらは非常に安定な元素で，他の元素と容易に化合しないので不活性ガスともいう。このうち放射能を持つ希ガスを放射性希ガスという。

例えば天然に存在するアルゴン-40は放射能を持たないが，中性子を照射するとアルゴン-41となり，放射能を持つので放射性希ガスという。またこれは人工的に作られたものであるので人工放射性希ガスともいう。ラドン（ラドン-222），トロン（ラドン-220）は自然放射性希ガスである。

原子力発電所で事故が発生した場合，主にクリプトンやキセノンの放射性希ガスが大気中に放出される。

●軌道電子

原子核の周囲に拘束されて運動している電子を軌道電子という。

●急性被ばく

短時間に放射線を受けること。

事故による被ばくなどがその例である。

逆に，長い時間にわたって放射線に被ばくすることを慢性被ばくという。

被ばく線量が同じである場合は，急性被ばくによる影響（障害）の方が，慢性被ばくによる影響（障害）よりも通例大きくなる。

●緊急時モニタリング

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はその恐れがある場合に，緊急時モニタリング計画等に基づき，原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のため実施する環境放射線モニタリングをいう。

●緊急（非常用）炉心冷却装置（ECCS）

原子炉内の冷却水が減少したり，配管が破れて急速に冷却水が流失したときなどに，緊急に炉心を冷却するために設けられている装置を緊急炉心冷却装置という。

原子炉の中へ大量の水を送り込んだり，燃料棒に直接水をかけて冷やしたりして，燃料棒の崩壊熱による破損を防止する。

●空間線量率（空気吸収線量率）

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。

放射線の量を物質が放射線から吸収したエネルギー量で測定する場合，線量率の単位は，Gy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい，表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）及びμSv/h（マイクロシーベルト/時）である。

原子力発電所では，周辺環境の安全を確かめるため，モニタリングステーション及びモニタリングポストを施設周辺に設置し，環境中の空気吸収線量率を連続して測定している。

●グレイ（Gy）

グレイは，放射線をある物体に当てた場合，その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で，吸収線量とよばれる。

１グレイは，放射線を受けた物体１キログラムあたり１ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。

この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので，放射線が物質（人体を含む）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。

●グレイ・イクイバレント（GyEq）

高LET放射線を高線量被ばくしたときの被ばくの程度の指標とするために，同程度の急性の影響を及ぼすX線の吸収線量をグレイ・イクイバレント（GyEq）ということがある。一方，長期的な影響についてはシーベルトという単位が用いられる。実際にグレイ・イクイバレントが表す量は，放射線の種類による影響の度合いの比較を何に着目して行ったかによって異なる。

1999年９月30日に発生したJCO臨界事故の際，事故現場で作業していたJCO社員３名が重篤な被ばくをし，うち１名が12月21日死亡，さらに翌年４月27日に１名が死亡した。これら３名の線量はそれぞれ16～20グレイ・イクイバレント（GyEq），6.0～10GyEq，１～4.5GyEq程度と発表された。

●グローブボックス

プルトニウム等のアルファ線を放出する放射性物質は，体内に摂取しないように，気密性の箱型の装置の中で作業環境から隔離した状態で取扱う。この箱型の装置をグローブボックスという。

グローブボックスの前面には，ボックス内作業の視野を確保するため透明なアクリル樹脂や強化ガラス等が使用されており，ゴム製のグローブを介して放射性物質や装置を操作する構造となっている。グローブボックスの中は，作業環境より低い負圧に維持され，万一グローブが破損しても放射性物質が漏洩しにくいようになっている。

グローブボックス（ＮＤＣ）

●警戒区域

災害対策基本法で，市町村長には，住民の生命又は身体に対する危険を防止するため，立入制限や退去等を命ずる区域を設定する権限が与えられている。この区域を警戒区域という。

●蛍光作用

物質に放射線や紫外線を当てると，その物質に特有な波長の光が放出される現象を蛍光作用という。

この現象は原子，分子，物質が放射線によって余分のエネルギーをたくわえ，それを光の形で放出してもとの安定な状態にもどるために起こる。このような光を蛍光といい，蛍光を発する物質を蛍光物質という。

●研究炉

研究炉は，利用目的に応じた中性子を作り出し，かつその中性子を利用する設備を有する原子炉であり，核反応で発生する熱を利用する発電用原子炉と異なり，原子炉に関する工学的基礎データを得る目的と，中性子を利用する目的で使用する原子炉であり，同時に原子炉にかかわる人材の育成のための原子炉でもある。

研究炉には，中性子を利用して物理，化学，生物などの基礎研究を行うビーム実験炉，照射孔で中性子を照射して材料の試験を行う材料試験炉，医療用の中性子照射が可能な医療用炉，ラジオアイソトープ生産用炉，教育訓練用炉などがある。なお，工学的研究用原子炉には，新型原子炉の開発のための実験炉・原型炉等も含まれる。

●原子核物理学

原子核内の作用する強い相互作用に従う粒子に伴う核反応や原子核の各構造などを扱う物理学を原子核物理学という。

●検出限界

測定試料の計数値が，その測定器の持つバックグラウンド

高速中性子源炉「弥生」（東京大学）

の計数の統計的な揺らぎを超えて有意に検出できる最低のレベルを検出限界（検出下限）という。

●原子力安全委員会

原子力安全委員会は，原子力基本法に基づいて設置されていた審議機関であり，原子力の研究，開発及び利用に関する事項の内，安全の確保に関する事項について企画し，審議し，決定する委員会であったが，原子力規制委員会の発足に伴い廃止された。

原子力安全委員会の所掌事項は，原子力委員会及び原子力安全委員会設置法に次のとおり定められていた。

１．原子力利用に関する政策のうち，安全の確保のための規制に関する政策に関すること。
２．核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち，安全の確保のための規制に関すること。
３．原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
４．放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。

また，原子力安全委員会は，必要であれば，内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることになっていた。

●原子力安全協定

原子力事業者が地元の道府県，市町村，隣接市町村と結んだ安全に関する協定を原子力安全協定という。

主な内容は次のようなものである。

・周辺環境における放射線の共同監視（通常は事業者，地方自治体の二者がそれぞれ測定）
・異常時等における情報の迅速な連絡・通報義務
・地方自治体による立入調査・安全措置要求の受入れ
・施設の新設または増設，変更に対する地元の事前了解
・施設の安全確認の実施

●原子力委員会

原子力委員会は，原子力基本法に基づき，原子力の研究，開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し，原子力行政の民主的運営を図るために内閣府に設置された委員会であり，原子力の研究，開発及び利用に関する事項のうち，安全の確保の実施に関するものを除く事項について企画し，審議し，決定する役割を担っている。

原子力委員会は，必要であれば，内閣総理大臣を通じて，関係行政機関の長に勧告することができることとなっている。

●原子力規制委員会

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波による東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ，従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制，核セキュリティに加え，原子力基本法（昭和30年法律186号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等，原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として，平成24年９月19日，環境省の外局に，独立性の高い機関（国家行政組織法第３条に基づき設置される省庁，委員会のうちの一つ）として設置された。

2013年4月より，国際約束に基づく保障措置，放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての事務も担っている。

原子力規制委員会の事務局として，原子力規制庁が設置されている。

所掌事項は，原子力規制委員会設置法に定められており，主なものは以下のとおり。

1　原子力利用における安全の確保に関すること。
2　原子力に係る製錬，加工，貯蔵，再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
3　核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。
4　国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。
5　放射線による障害の防止に関すること。

また，原子力規制委員会は，必要であれば関係行政機関の長に勧告することができる。

●原子力緊急時支援・研修センター

日本原子力研究開発機構が，防災基本計画（原子力災害対策編）に基づき，緊急時に対応にあたる国，地方自治体，警察，消防，事業者などの防災関係者に対して技術的支援を行う活動拠点として原子力緊急時支援・研修センターがつくられた。茨城県ひたちなか市と福井県敦賀市に設置されている。

支援・研修センターの建屋には各種通信設備等を整備し，原子力災害発生時に備えている。また，平常時には原子力防災関係者（国，地方自治体，警察，消防，事業者など）を集めた研修等を行っている。

支援棟（原子力緊急時支援・研修センター）

●原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態に至った場合，内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出される。この宣言により，国は原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置，原子力事業者，国の各機関，関係自治体等に対する必要な指示等を行うとともに，原子力災害現地対策本部（本部長：副大臣）をオフサイトセンターに設置し，原子力災害合同対策協議会が組織される。

●原子力災害

原子力災害対策特別措置法では，原子力災害とは，「原子力緊急事態により国民の生命，身体または財産に生ずる被害をいう」と定義している。また，原子力緊急事態とは，「原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態をいう」と定義している。

●原子力災害医療

原子力災害や放射線事故により被ばくした者あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療活動のこと。避難した住民，発災事業所従業員などを対象に，放射線被ばくや放射性物質による汚染について医療処置を行う。発災事業所内での救護施設近傍の医療機関，住民の避難所に設けられた救護所などで行われる初期医療と，二次除染や内部被ばく検査を担う原子力災害拠点病院，さらに専門的な高度被ばく医療支援センターで構築され，必要に応じて柔軟に使い分ける。

原子力災害医療を行う医療機関は，国及び原子炉施設等立地道府県等があらかじめ指定又は登録する。

なお，原子力災害における医療対応には，通常の救急医療，災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要であり，被ばく線量や被ばくの影響が及ぶ範囲，汚染の可能性等を考慮し，被災者や障害者等に施す医療のコントロールを行い，緊急事態に適切な医療行為を迅速，的確に行うことが必要となる。

●原子力災害合同対策協議会

大量の放射性物質が異常に放出するような緊急事態が発生した場合には，国，都道府県，市町村，原子力事業者及び原子力防災専門官等は，当該原子力緊急事態に関する情報を交換し，共有化することにより，それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため，緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。原子力災害合同対策協議会は，原子力災害現地対策本部，都道府県災害対策本部，市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成する。

原子力災害合同対策協議会
（県原子力オフサイトセンター）

●原子力災害対策特別措置法

原子力災害対策特別措置法は，1999年９月30日に起きたJCO臨界事故の教訓等から，原子力災害対策の抜本的強化をはかるために1999年12月17日に制定され，2000年６月16日に施行された法律である。

この法律では，臨界事故の教訓を踏まえ，（1）迅速な初期動作の確保，（2）国と地方公共団体の有機的な連携の確保，（3）国の緊急時対応体制の強化，（4）原子力事業者の責務の明確化をはかるとしている。

また，原子力災害の特殊性に配慮し，原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務，内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより，原子炉等規制法，災害対策基本法などの足りない部分を補い，原子力災害に対する対策の強化をはかる。また，これにより原子力災害から国民の生命，身体及び財産を保護する。

●原子力総合防災訓練

国の原子力総合防災訓練は，原子力災害対策特別措置法第13条第１項にもとづいて，原子力事業所での災害発生を想定し，国，道府県，市町村が参加し，情報伝達，緊急時モニタリング，避難誘導等の総合的な訓練を行うものである。

訓練計画の内容は，次に掲げるものを含める。

1．原子力緊急事態の想定に関すること。
2．第10条通報，第15条事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること。
3．その他原子力災害予防対策をはかるために必要な事項。

●原子力保安検査官

1999年９月に発生したJCO臨界事故を教訓として，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が改正され，原子力事業者が守るべき保安規定の遵守状況調査制度の創設，原子力保安検査官の新たな任命などが定められた。

原子力保安検査官は，平常時においては，経済産業省所掌及び文部科学省所掌のそれぞれの原子力施設に対して，保安規定の遵守状況，運転管理状況，及び教育訓練の実施状況の調査，定期自主検査等での立合いなどの保安検査を実施し，トラブル等発生時においては，原子力規制庁への連絡，現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。

●原子力防災会議

原子力防災会議とは，原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進や原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施を推進するために，原子力基本法に基づき内閣に常設されている。

議長，副議長及び議員を補佐させるため，原子力防災会議に幹事会を置いている。

●原子力防災計画

原子力発電所等のある地元の道府県や市町村は，災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づいて，防災基本計画を参考に原子力災害に対して地域住民の健康と安全を守るため，それぞれの実情に応じた地域防災計画（原子力災害対策編）を策定している。原子力防災対策の技術的・専門的事項については，原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」に基づき万一の事態に備えている。

一方，経済産業省，文部科学省，警察庁，消防庁などの関係省庁は，それぞれ防災業務計画を定め災害発生時には必要な対策を講じることになっている。

●原子炉

原子炉とは，核分裂連鎖反応を制御しながら持続させる装置のことをいう。また，原子力基本法では「核燃料物質を燃料として使用する装置」と定めている。原子炉には，基礎研究や中性子の利用を目的とした研究炉と発電を目的とした動力炉がある。

燃料として，主に濃縮ウランが用いられており，一部MOX燃料を使用している原子炉もある。運転の制御や停止には制御棒と呼ばれる中性子吸収材が用いられる。

核分裂連鎖反応に主として関与する中性子の運動エネルギーの大きさにより，熱中性子炉，高速中性子炉などに分類され，また減速・冷却に用いられる物質の種類により軽水炉，重水炉，黒鉛炉などに分類される。

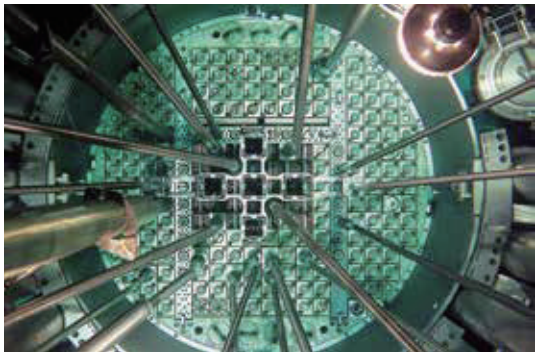

ＪＭＴＲ炉心（機構大洗）

●原子炉圧力容器

発電用原子炉等の炉心部を収納する鋼製容器であり，原子炉運転時の高温・高圧に耐える構造となっている。

東海第二発電所原子炉圧力容器（原電）

●原子炉格納容器

原子炉と冷却系等など主要な原子力設備を収納する構造物で，気密，耐圧性を備えている。原子炉事故で放射性物質が原子炉圧力容器の外に漏れ出した際にこれを閉じ込めて外部に放出させない機能を有している。鋼製が主流であるが，コンクリート製のものもある。

東海第二発電所原子炉格納容器（原電）

●原子炉緊急停止（スクラム）

原子炉に異常が発生した場合に原子炉を緊急停止させることを原子炉スクラムという。手動で停止するときもある。原子炉に設置されている検出器の信号が原子炉の運転条件の限界範囲（スクラム条件）を超えた場合，自動的に負の反応度を加えて，すみやかに原子炉を停止させるようになっている。原子炉出力，原子炉冷却材の出口温度，入口流量，原子炉ピリオド（周期）等がスクラム系へつながる変量信号の代表的なものである。加圧水型原子炉（PWR）では原子炉トリップということもある。

原子炉に所定のレベルを超える異常や故障が発生した場合，炉心の核分裂を直ちに停止させる装置を原子炉停止系という。原子炉停止系は，炉心内の中性子を吸収する制御棒とそれを駆動する制御棒駆動装置から構成され，異常時には制御棒を炉心に急速挿入し，連鎖核分裂反応を緊急停止（原子炉スクラム）させる。

●原子炉冷却材（原子炉一次冷却材）

核分裂で発熱した核燃料の「熱を冷やす」材料のことを原子炉冷却材という。原子炉冷却材によって核分裂による熱を原子炉から取出し発電に使う。つまり，熱を運搬する働きをする。

原子炉冷却材は原子炉の型によって，材料が変わり，軽水（普通の水），ナトリウム，炭酸ガス，ヘリウムガスなどが使用される。日本の発電用原子炉では，冷却材は減速材もかねて，軽水が使われている。

●減速材

中性子のエネルギーを吸収し，スピードを遅くするための役目をもった物質を減速材という。中性子は，水素元素などの質量数の小さい原子核と衝突することによってスピードを下げることができ，軽水炉では減速材として軽水（普通の水）が使用されている。

ウラン-235は，スピードの遅い中性子（熱中性子）と衝突すると核分裂し易い性質があるため，ウランを燃料とする原子炉の中で核分裂を効率よく起こすためには，核分裂で生じた高速の中性子を熱中性子まで減速させる必要がある。

●高温ガス炉

黒鉛減速ヘリウム冷却型炉を高温ガス炉（HTGR）という。高温ガス炉は，イギリス，アメリカ，西ドイツで開発されてきた。わが国では日本原子力研究開発機構の高温工学試験研究炉（HTTR）が1998年11月に初臨界を達成し，現在は安全性実証試験を実施している。

一般に原子炉冷却材であるヘリウムガスの温度が700℃～950℃を達成するHTGRシステムは，炉心構成，（炉心）出力密度，原子炉圧力容器及び一次系主要機器に特徴があり，将来，製鉄用還元ガス生産などの化学プロセス産業用熱源，排熱を利用した蒸気タービン発電，地域暖房など多段階に複数の用途に利用できる可能性を有している。炉心は耐熱性に優れる被覆燃料粒子と黒鉛材料で構成され，ヘリウムガスで冷却され，低出力密度炉心と相まって高度の固有安全性を達成できる。燃料としてウランの他トリウムも実用化されており，平均燃焼度約10万MWd/tが得られる。

高温工学試験研究炉（ＨＴＴＲ）（機構大洗）

●航空機サーベイ

航空機やヘリコプター等に測定器を搭載し，上空から地上の空間ガンマ線量率を測定することを航空機サーベイといい，放射性物質の広がりや影響・範囲を広域に把握できる。

●高性能エアフィルタ（HEPAフィルタ）

HEPAフィルタは，High Efficiency Particulate Air Filterの略であり，日本語では，高性能エアフィルタという。空気あるいは排気中に含まれる微粒子を高性能で捕集するフィルタであり，原子力施設等の排気設備などで使用されている。

一般には定格風量に対し，粒径 0.15μmのジオクタルフタレート（DOP等）粒子を99.97%以上の効率で捕集するものをいう。

原子力施設においては，管理区域内の空気を換気し，換気後の空気は気体廃棄物として排気設備から排出するが，排気中の放射性微粒子を除去するために HEPAフィルタが使用されている。

●高速増殖炉（FBR）

発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉を高速増殖炉（FBR: Fast Breeder Reactor）という。FBRは，主要な燃料としてMOX燃料を使用する。核分裂を起こすための中性子は，軽水炉の熱中性子と異なり，高速中性子を利用し，核分裂を起こさないウラン（U-238）を核分裂性のプルトニウム（Pu-239）に効率良く転換するようになっている。炉心の熱を運ぶ冷却材には，中性子を減速しにくく，損失の少ない液体ナトリウムを使用し，プルトニウムの

生成割合を高めるため，炉心のまわりを天然ウランや劣化ウラン燃料（ブランケット燃料）で囲む構造となっている。

FBRの使用済燃料を再処理してプルトニウムをリサイクルすることによりウラン資源の利用効率を飛躍的に上げることができる。福井県敦賀市にFBR原型炉「もんじゅ」がある。

高速実験炉「常陽」（機構大洗）

●高LET放射線

「低LET放射線」の欄を参照

●高レベル放射性廃棄物

高レベル放射性廃棄物とは，再処理施設において使用済燃料からウランやプルトニウムを回収した後に残った核分裂生成物などのことをいう。高レベル放射性廃棄物は極めて強い放射能を持ち，線量率が高いため厳重な管理が必要である。再処理施設では，セルと呼ばれる厳重な遮へい構造の中に設置された貯槽に保管されている。なお，一部の高レベル放射性廃棄物はガラスの中に封じ込め，ガラス固化体として保管されている。

●国際原子力機関（IAEA）

国際原子力機関（IAEA）は，以下の目的で，1957年７月に設立された国際機関であり，本部はウイーンにある。

1. 世界平和・健康及び繁栄のため原子力の貢献の促進増大
2. 軍事転用されないための保障措置の実施

これらの目的を果たすため，IAEAは，開発途上国へ原子力の平和利用を促進するための支援活動をするとともに，核不拡散条約に基づき，原子力開発を進めている国々と保障措置協定を結び，軍事転用されていないことを確認するため，保障措置活動を行っている。具体的には，プルトニウムやウランなどの核燃料物質やその取扱い施設が，核兵器の開発などの軍事に転用されないように査察などを実施している。

日本も IAEAとの間で協定を結び， IAEAの保障措置を受けている。原子炉及び核燃料サイクル関連施設が保障措置の対象施設である。核兵器開発に直接結びつくおそれのあるウラン濃縮施設，再処理施設，プルトニウム燃料加工施設についてはより厳格な査察が行われている。

●国際原子力事象評価尺度（INES）

国際原子力事象評価尺度（International Nuclear Event Scale ： [INES]と略す。）とは，原子力発電所等で発生した事故・故障等の影響の度合いを簡明かつ客観的に判断出来るように示した評価尺度である。

INESは，事故や事象を安全上重要ではない事象レベル０から，チェルノブイリ事故に相当する重大な事故レベル７までの８段階に分けている。

INESでは，原則として発生した事象が次のいずれかに該当する場合には，24時間以内に国際原子力機関（IAEA）を介して，公式情報が加盟各国に配布されることになっている。

1. 安全上の重要度がレベル２以上の場合。
2. 当事国外で公衆の関心を集め，新聞報道等が必要となった場合（レベル１及び０）。

レベル１及び０の事象については，当事国の判断により必要に応じ INESに報告されている。

●国際放射線防護委員会（ICRP）

国際放射線防護委員会（ICRP:International Commissionon Radiological Protection）は，専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織である。

ICRPは，主委員会と五つの専門委員会（放射線影響，被ばく線量，医療放射線防護，委員会勧告の適用，環境保護）からなり，ICRPが出す勧告は国際的に権威あるものとされている。

国際原子力機関（IAEA）の安全基準や世界各国の放射線障害防止に関する法令の基礎にされている。

我が国の放射線防護の考え方や法令に取込まれている数値は，ICRPの勧告が基本となっている。

ICRPは，新しい知見に基づいて被ばくの許容数値を絶えず見直している。

【さ行】

●サーベイメータ

サーベイメータは，放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした，小型で可搬型の放射線測定器である。

サーベイメータには，電離箱式，GM管式，シンチレーション式，半導体式の各検出器がガンマ線，X線用に用いられる。ベータ線放出核種による汚染の検査には GM管式検出器，比例計数管式検出器が，アルファ線放出核種にはシンチレーション式検出器がよく用いられる。中性子線の測定にはBF_3ガスまたはヘリウム-３ガスを用いた比例計数管式検出器とプラスチックなどの減速材を組合せて熱中性子から速中性子までの広いエネルギー範囲の中性子線を測定することのできるレムカウンタが用いられる。

中性子サーベイメータ（県所有資機材）

●災害時要援護者

災害時要援護者とは，災害時に何らかの手助け（援助）を必要とする傷病者，身体障害者，精神障害者をはじめ，日常的な理解能力や判断力のおとる乳幼児，体力的な衰えのある高齢者や，日本語の理解が十分ではない外国人などをいう。

災害時要援護者という言葉は，自分の身に危険が差し迫った場合，それを察知する能力（危険察知能力），危険を知ら

せる情報を受け取る能力（情報入手・発信能力），そうした危険に対して適切な行動をとる能力（行動能力）の面で，ハンディキャップをもつ人々を総称する概念である。

●災害対策基本法

災害対策基本法は，1961年（昭和36年）に制定された法律で，伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は，国土と国民の生命，財産を災害から守ることで，そのため国，地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し，責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定，災害予防，災害応急対策，災害復旧等の措置などを定めることを求めている。

災害は暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象，または大規模な火災，爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。

●再処理

原子炉から取出した使用済燃料を化学的に処理し，再び原子炉の燃料として使うことができるウランやプルトニウムと核分裂生成物等とを分離・回収することを再処理という。

再処理を行う施設では，原子力発電所から使用済燃料を受入れ，それを約４cm程度にせん断し，せん断片を溶解槽に入れ，硝酸で溶解する。溶解液は分離工程でウラン・プルトニウムと核分裂生成物等に分離（分離第一サイクル）され，続いてウランとプルトニウムに分離（分離第二サイクル）される。核分裂生成物等は高レベル放射性廃棄物としてガラス固化され，プルトニウムやウランは酸化物として，再利用される。

核燃料サイクルの要となる技術で，軽水炉の使用済燃料を再処理する施設として，国内には茨城県の東海村に再処理施設が稼動中で，青森県の六ヶ所村には商用の再処理工場が建設中である。

（機構サイクル研）

●GM計数管

GM計数管は，放射線によって空気やその他の気体の中に生じたイオンをガス増幅して，その放射線の量を測る検出器である。

円筒電極の中に細い中心電極を張った二極管に，アルゴン，ヘリウム等の不活性気体と少量のアルコールまたはハロゲンガスを封入したもので，両極間に高電圧をかけておくと，放射線が管内に入射したときに，生成したイオンが引き金になって放電が起る。この放電（パルス）の回数を一定時間数えることによって放射線の強さを測定することができる。ガンマ線及びベータ線の測定に用いられる。感度はよいが放射線のエネルギーを弁別することはできない。

GM計数管は信号を電気的に増幅しているので，放射線一つ一つを測定できる。

●シーベルト（Sv）

人体が放射線を受けた時，その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した，臓器や組織についての「等価線量」，さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した，全身についての「実効線量」に用いられる。

●しきい値

一般的にある値以上で影響が現れ，それ以下では影響がない境界の値をしきい値という。放射線影響の分野では，皮膚の紅斑，脱毛，不妊など，放射線の確定的影響には，それらの影響が現れる最小の線量が存在する。これをしきい値という。

●実効線量

放射線による身体への影響，すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して，全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。

実効線量を表す方法として，ある組織・臓器の等価線量に，臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて，各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

実効線量（Sv）＝Σ（等価線量（Sv）×組織荷重係数）

●実効（有効）半減期

生体内に取込まれた放射性物質の量が，放射性壊変による半減期（物理的半減期）及び身体の代謝による半減期（生物（学）的半減期）の双方によって元の量の半分になるまでの時間を実効（有効）半減期という。

●指定公共機関

指定公共機関は，「災害対策基本法」第２条によると，日本原子力研究開発機構，放射線医学総合研究所，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，内閣総理大臣が指定するものであり，行政機関から提供する情報ならびに決定事項を優先的に実行する。

また，「災害対策基本法」第６条に指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性によりそれぞれの業務を通じて防災に寄与しなければならないことがうたわれている。

●指定地方行政機関

指定地方行政機関は，「災害対策基本法」第２条によると，指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で，内閣総理大臣が指定するものをいう。

関係省庁（指定行政機関）及びその出先機関（指定地方行政機関）は，国の責務が十分に達成されるように相互に協力するとともに，関係省庁及びその出先機関の長は，都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう，当該都道府県及び市町村に対し，勧告，助言，その他適切な措置を講ずる責務がある。

●指定地方公共機関

指定地方公共機関は，「災害対策基本法」第２条によると，港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局，土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，当該都道府県の知事が指定するものをいう。

テレビ，ラジオ，新聞等地元報道機関など，公益的事業を営む法人のうち都道府県知事が指定したものも含まれる。

「災害対策基本法」第６条及び第７条で，指定公共機関，指定地方公共機関，住民について防災責任を明確にするように強調している。

●遮へい

放射線をさえぎり，放射線の量を少なくすることを遮へいという。

遮へい材としては，ガンマ線に対しては鉄や鉛が，中性子線に対しては水，パラフィンやコンクリートが遮へいに有効である。

●集団線量

集団線量は，集団をつくる住民あるいはある放射線業務に従事した者一人一人が受けた放射線量をその集団全体について合計したものである。

集団線量の単位としては，人・シーベルト（人・Sv）などが用いられる。例えば，原子力発電所周辺の10万人が一人当たり0.05mSv被ばくしたときの集団線量は５人・Svとなる。

●周辺監視区域

周辺監視区域とは，原子力施設の周囲を柵等により区画し，その外側にいる人が受ける放射線の量が，法令で規制している値（１年間の実効線量：1mSv，皮膚の１年間の等価線量：50mSv，眼の水晶体の１年間の等価線量：15mSv）を超えることがないように管理している区域をいう。

周辺監視区域内では，人の居住を禁止し，柵又は標識等により立入り制限などの措置が講じられている。

●蒸気発生器

加圧水型軽水炉などに用いられている蒸気を発生させる装置のことである。

加圧水型原子炉（PWR）は高温高圧の一次冷却水の熱を蒸気発生装置を介して二次冷却水に伝え，二次冷却水で水蒸気を発生させるものである。蒸気発生装置は一種の熱交換器で，多数（3000～4000本）の細い伝熱管の内側を一次冷却水が流れ，外側を流れる二次冷却水に熱を伝えて水蒸気を作る。この蒸気がタービンを回して発電する。伝熱管にはニッケル合金が使われているが，伝熱管の腐食や亀裂が多く出たので，材料の改善や蒸気発生器の設計の改良がなされている。

原電敦賀２号機（ＰＷＲ）蒸気発生器

●使用済燃料

原子炉で燃やされ，使い終った燃料を使用済燃料という。軽水型発電炉の使用済燃料には，燃えないウラン-238のほか，燃え残ったウラン-235が約１％，新しくできたプルトニウム-239が約１％，燃えカスの核分裂生成物が約３％程度含まれている。

●使用済燃料中間貯蔵

使用済燃料の中間貯蔵とは，使用済燃料が再処理されるまでの間，原子力発電所外の施設で中間的に貯蔵・管理することをいう。

日本では，原子力発電所で発生した使用済燃料は再処理してプルトニウムなどを回収し，再利用する政策が取られているが，使用済燃料の発生量が再処理能力よりも多いことなどから，使用済燃料を再処理するまでの間，原子力発電所外の施設へ搬出し，中間貯蔵施設で貯蔵・管理することが検討されている。中間貯蔵を行うことで，再処理するまでの間の時間を調整することが可能になるので，核燃料サイクル全体を柔軟に運営することができる。

●使用済燃料貯蔵プール

原子炉で燃やした燃料（使用済燃料という）を貯蔵，保管するための水槽（プール）を使用済燃料貯蔵プールという。使用済燃料は，核分裂生成物の崩壊（「壊変」欄参照）により発熱するため，放射能が弱まるまで冷却が必要である。

使用済燃料貯蔵プールは，燃料から放出される強い放射線をさえぎるため，プールの水深を十分深くして，放射線が水中でとまるようにしてある。プール水は循環して，冷却するとともに浄化されていて透明であるので，燃料を水面上から直接覗きながら取扱いができる。

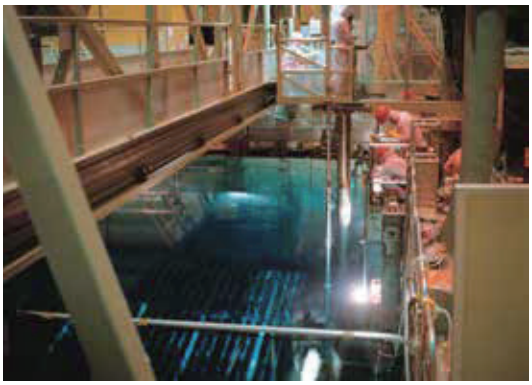

使用済燃料貯蔵プールでの燃料移動作業（原電）

●除染

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去するあるいは付着した量を低下させることを除染という。除染対象物によりエリアの除染，機器の除染，衣料の除染，皮膚の除染などに分けられる。

物の除染には浸漬，洗浄，研磨などが行われ，除染剤には合成洗剤，有機溶剤などが用いられる。また，身体の皮膚の汚染には，中性洗剤，オレンジオイルなどが用いられる。

●除染係数

汚染の原因となっている放射性物質が除染処理によって除去される程度を示す指標である。

通常，除染処理前の放射能濃度を処理後の放射能濃度で割った値で表す。

除染係数が大きいほど汚染物質が取り除かれる量が多いことを意味する。

●ジルカロイ

ジルコニウムをベースに，微量成分として錫，鉄，クロムなどを含む合金である。中性子を吸収しにくい性質があり，高温水中においても耐腐食性に優れているため，軽水炉の燃料被覆管として使用されている。ジルカロイに含まれているジルコニウムは、９００℃以上の高温になると冷却水と反応し水素を発生する性質がある。

●シンクロトロン

円形の加速器で荷電粒子の加速に合わせて，磁場と電場の周波数を制御して，加速する粒子の軌道半径が一定に保ちながら加速する円形加速器。電子を加速する場合，軌道半径が小さくすることができるが，光速に近い電子軌道を曲げることで，接線方向に放射光が放出される。

●シンチレーション検出器

放射線を受けると蛍光作用により蛍光を発するシンチレータ（発光体）とその蛍光を検知する装置よりなる検出器。

●水素爆発

容積比で水素２と酸素１の混合気体を爆鳴気といい，火源の存在によって爆発的な燃焼を起こす現象を水素爆発という。

●スクリーニング（避難退域時検査）

原子力施設周辺の地域住民等が，原子力災害の際に放射能汚染の検査や，これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は，救護所において，国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て，身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施する。これをスクリーニングという。

スクリーニングを実施した結果，放射能汚染等の応急除染が必要と認められる者は，救護所要員による指示のもとに，自分で除染を行う。残存汚染がある者，また医療処置が特に必要と認める者については，二次被ばく医療施設に転送される。

●スミア法

スミア法は表面汚染密度の測定法の一種である。表面汚染検査は，汚染の形態をふまえ，直接測定法と間接測定法とがある。

スミア法は間接測定法のことをいい，対象物表面の一定面積（通常 100㎠）を，ろ紙，化学雑巾などでふき取り，付着した放射性物質の量を測定することによって間接的に遊離性の表面汚染の程度を評価する方法である。

遊離性（非固定性）の表面汚染は，表面からはく離しがたい固着性（固定性）の汚染に対して，容易に表面からはく離し，空気汚染等に移行する汚染を意味する。

●制御棒

原子炉内の中性子数を変化させることにより，原子炉の出力を制御する役目をはたすものを制御棒という。原子炉を制御する上で重要なものであり，中性子を吸収しやすいほう素，カドミウムなどを含む物質で作られている。形は棒状又は板状である。

制御棒を燃料集合体間に入れておき，それを出し入れすると，中性子を吸収して核分裂の数が調整できるので，原子炉出力を制御できる。

緊急時には，制御棒が自動的にすばやく差し込まれて，原子炉の運転を止めるのに使用される。

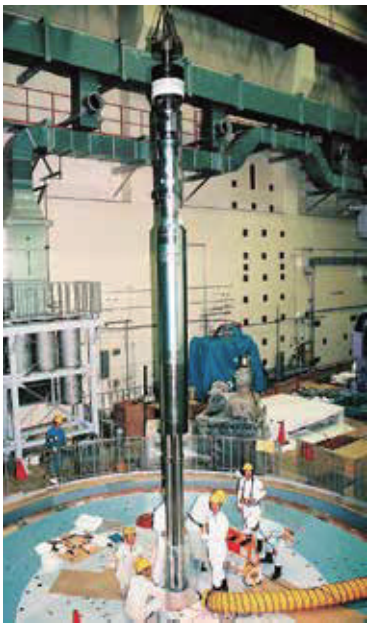

ＨＴＴＲ制御棒（機構大洗）

●生物（学）的半減期

放射性物質が体内に取込まれると一部は人体の代謝作用で生理的に体外に排出される。この作用により，取込まれた量が半分になるまでの時間を生物（学）的半減期という。

●生命科学

生命現象について生物学を中心として化学や物理学などを用いた物質科学的な理解をはじめ，医学・薬学・農学・工学・心理学等の応用学問とが融合した学問である。

●セル（ケーブ）

高レベルの放射性物質や放射化試料を安全に取扱うために，放射線を遮へいするのに十分な厚さのコンクリートなどで作られた部屋などのことをセルという。使用済燃料を再処理する施設や照射燃料を研究する施設などの主要設備はセルの中に設置されている。また，高レベルの放射性物質を取扱う分析室には，遮へい材として鉄を使用したコンパクトなセルが設置されている。

セルには，セル外からセル内装置や放射性物質を取扱うためのマニプレータ（マジックハンド）やセルの外から中を見るための鉛ガラスで作られた窓が装備されている。

ホットセル（日本核燃）

●線エネルギー付与

線エネルギー付与（LET：Linear Energy Transfer）とは，エネルギーをもった粒子あるいは荷電した粒子が物質中を通過する際，飛跡に沿って単位長さ当りに失うエネルギーのことであり，単位は keV/μmなどが用いられる。

一般に線エネルギー付与は放射線の荷電の２乗に比例して増加し，粒子の速さにほぼ反比例する。X線やガンマ線のように電磁波で物質との相互作用の程度が小さく LETの小さいものを低 LET放射線といい，中性子線やアルファ線のように粒子の質量が大きくて物質と相互作用しやすく LETの大きいものを高 LET放射線という。低 LET放射線には，ガンマ線，X線，電子線などがあり，高LET放射線には，陽子，重陽子，アルゴンやネオンなどの重イオン，負π中間子，中性子線などがある。

●全身カウンタ（ホールボディカウンタ）

全身カウンタは，人の体内に沈着した放射性物質から放出されるガンマ線を人体の外側から検出する計測装置で，ホールボディカウンタとも呼ばれる。測定の対象となる放射性核種はガンマ線放出核種であり，代表的なものに，マンガン-54，コバルト-60，セシウム-137などがある。体内に存在する微量の放射能の定量分析あるいは人体内の放射能分布の測定に利用されている。

このほか，身体の特定の器官に着目してその器官に沈着している放射能（器官負荷量）の測定を目的とした甲状腺モニタや肺モニタなどの装置がある。

ホールボディカウンタ（機構サイクル研）

●線量限度

国際放射線防護委員会（ICRP）が職業上放射線被ばくを伴う業務の従事者や一般公衆に対して勧告している被ばくの上限値を線量限度という。

これは次の考え方にもとづいている。

1．急性の放射線障害（確定的影響）の発生を防止するため，しきい線量（影響が現れる最低の線量）よりも十分低く定める。

2．がんと遺伝的影響（確率的影響）の発生率については，しきい線量がないと仮定した上で，一般社会で容認できる程度の被ばく線量を設定する。

●走行サーベイ

モニタリング車等で，移動しながら空間ガンマ線量率を連続して測定することを走行サーベイという。

●速中性子

中性子のうち，大きな運動エネルギーを持つものを，速中性子（高速中性子）とよぶ。炉物理，遮へい，線量計測などの分野によってこの値は異なるが，0.5MeV以上を速中性子というのが一般的である。

●組織荷重係数

組織荷重係数は，照射された臓器・組織によりがんや遺伝的影響の程度が異なることを考慮するために乗じる係数である。

実効線量を計算するときにこの係数を等価線量に乗じ積算する。

●素粒子物理学

物質を構成する基本要素である素粒子とその相互作用を研究対象とする物理学を素粒子物理学という。素粒子の標準理論では物質粒子として６種類のクオークと６種類のレプトン，力を媒介する粒子としてグルーオン，光子，ウィークボソン，重力子（グラビトン），さらにヒッグス粒子等が素粒子であると考えられている。

【た行】

●タービン発電機

タービン発電機は，蒸気のエネルギーをタービンにより機械エネルギーに変換し，タービンに直結された発電機を回転させて電気を起こす設備である。

原子力発電所では，原子炉で発生した熱で蒸気を作り，タービン発電機を回転させて発電する。タービンを回転させた後の蒸気は，復水器で冷やされ水に戻され，冷却水として再利用される。

●地域防災計画

災害対策基本法に基づき，都道府県や市町村で作成する防災計画をいう。

都道府県は同法第４条により，市町村は第５条によりに計画の作成及びその実施が義務づけられており，それぞれ，地域の防災関係機関により構成される都道府県防災会議，市町村防災会議を設置し計画を作成している。計画は，対象とする災害に応じ，一般対策編，地震対策編（震災対策編），原子力対策編などに分かれている場合が多い。

原子力災害に対しては，災害対策基本法に加え，原子力災害対策特別措置法第５条でも防災計画の作成及び実施が義務づけられており，原子力災害予防対策，緊急事態応急対策，原子力災害事後対策について計画されている。

●中性子（線）

中性子は，原子核を構成する粒子の一つで，電荷を持たず質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。また，微小磁石としての性質（磁気能率（モーメント））も持つ。水素などの軽い原子や物質の磁気的性質（磁性）に対し敏感に作用するなどの特徴から，物質の構造やダイナミクスの研究などに用いられる。中性子線は水やパラフィン，厚いコンクリートで止めることができる。

中性子線は，ガンマ線のように透過力が強いので，人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。吸収された線量が同じであれば，ガンマ線よりも中性子線の方が人体に与える影響は大きい。

●中性子ビームライン

原子炉や加速器中性子源から中性子をビーム状に取り出して利用するための装置で，中性子実験装置とも言う。十メートルから百メートル程度の中性子導管と遮蔽体からなるライン状の部分と，試料に当たって散乱・透過する中性子の測定器が試料を取り巻くように配置される計測部から構成される。

大強度陽子加速器施設J-PARCでは，物質・生命科学実験施設（MLF）内に中性子ビームラインを全部で23本設置でき，現在19本が稼働している。

●超ウラン元素

天然に存在する最も重い元素はウラン（原子番号92）までであるが，原子核反応を利用してウランより大きな原子番号をもつ元素を人工的に作ることができる。この原子番号が93以上の元素を総称して超ウラン元素という。超ウラン元素は，ウランに中性子が吸収されたり，加速器によって原子核同士を衝突合体させると生成される。原子力発電所の使用済燃料にも多量に含まれている。

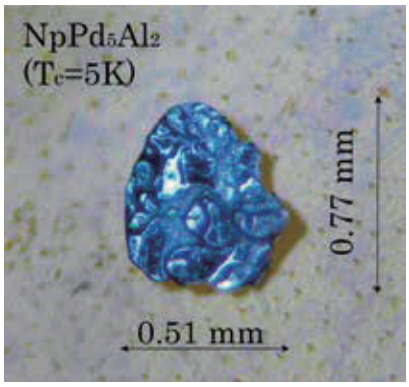

ネプツニウム化合物（超ウラン元素）
で初めての超電動体N pPd.Al.
（東北大学）

●つくば国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成について，先駆的取組を行う実現性の高い地域として国が指定する国際戦略総合特区の一つとして，つくば市の全域と茨城県内の一部の地域が，平成２３年１２月に内閣総理大臣より国際戦略総合特区に指定されている。つくば国際戦略総合特区では，ライフイノベーション・グリーンイノベーション分野で我が国の成長・発展に貢献するため，つくば市や東海村における科学技術の集積と総合特区制度で講じられる規制の特例措置，税制上の支援措置等を最大限に活用しながら，絶え間なく新事業・新産業を創出する「つくばを変える新しい産学官連携システム」の構築を図るとともに，最先端の研究開発プロジェクトの推進に取り組んでいる。

●低 LET放射線

LET（線エネルギー付与：放射線が媒質中（生物体内など）を通過する際に媒質に与えるエネルギー）は放射線の種類（線質）の違いを現す指標として用いられている。このLETの値の高・低によって放射線を低LET放射線と高LET放射線とに便宜的に区別することがある。

低LET放射線の例としては光子（X線やガンマ線）やベータ線等があり，高LET放射線の例としてはアルファ線，中性子線や粒子線等がある。LETが同じであっても放射線効果に差があることがある。

●低レベル放射性廃棄物

管理区域内で使ったペーパータオル，作業員が着ていた作業着，手袋，使用後の機器などの固体廃棄物は，可燃物，不燃物などに分類され，焼却や濃・圧縮によって容量を減らした後，セメントなどで固めてドラム缶に密閉する。また，廃液については濃縮したのち，セメントなどで固化処理される。

わが国では原子力発電所等から出るこれらの放射性廃棄物は全て低レベル放射性廃棄物に分類されている。

低レベル放射性廃棄物保管廃棄施設（機構原科研）

●電離作用

放射線が物質中を通過する場合，その有するエネルギーによって原子が持つ軌道電子をはじき出して，陽電荷を帯びた状態の原子または分子（陽イオン）と自由な電子とに分離することを電離作用という。

●電離箱

電離箱は，放射線によって空気やその他の気体の中に生じたイオンの量を検出して，その放射線の量を測る装置である。

電離箱は，ガス増幅を行わないで，単に発生した自由電子と陽イオンを両電極に収集する点が特徴である。これを利用した放射線測定器には，ガンマ線量率計，ベータ線量計の他，熱中性子測定用の核分裂計数管やガンマ線補償型電離箱等がある。

●等価線量

等価線量は，人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため，組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。

単位は，シーベルト（Sv）である。

等価線量は，次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

等価線量（Sv）＝吸収線量（Gy）×放射線荷重係数

【な行】

●内部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい，身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。

●ニュートリノ（中性微子）

電気的に中性の素粒子で１/２のスピンをもっており，電子ニュートリノ，ミューニュートリノ及びタウニュートリノの３世代及びこれらの反粒子３世代の合計６種類のニュートリノがあると考えられている。ニュートリノは強い相互作用と電磁相互作用には作用せず，弱い相互作用と重力相互作用に対して反応する。物質とほとんど反応しないことから，質量を持たないと考えられていたが，つくば市にある高エネルギー加速器研究機構（ＫＥＫ）から岐阜県飛騨市神岡町にあるスーパーカミオカンデに向かってニュートリノを発射するＫ２Ｋ実験を実施し，1998年にニュートリノ振動を観測することにより，ニュートリノに質量があることが確かめられた。

●熱出力

原子炉の出力を表す方法の一つ。原子炉で核燃料物質が核分裂を起こして発生するエネルギーの殆んどは，熱エネルギーとなる。この熱エネルギーを出力として表現したものを熱出力という。一般には発電能力を表す電気出力で表現されている。軽水型原子力発電所の電気出力は，熱出力×熱効率（約33パーセント）で求められる。例えば，電気出力110万kWの原子力発電所の場合，原子炉の熱出力は約330万kWということになる。

●熱中性子

環境の温度で周りの物質と熱平衡状態になった中性子を熱中性子という。その平均エネルギーは室温で0.025eVであり，速度は約2,200m/sである。

高速の中性子を有効に減速し，熱中性子にするためには，なるべく質量数が小さく，かつ中性子を吸収しない物質を用いるのがよく，水，重水，黒鉛などが使われる。熱中性子は原子炉内でウランを核分裂させるのに用いられる。

●燃料加工

「MOX燃料加工」の欄を参照

●燃料集合体

原子炉に使用される状態に加工された燃料を燃料集合体といい，燃料加工の最終製品でもある。燃料集合体は，ウラン燃料（ペレット）が充てんされた燃料棒を等間隔に束ね，熱を効率良く取り出すとともに，取扱い易い構造となっている。

BWR用燃料集合体は，燃料棒を正方格子状（例えば８本×８本）に配列したものである。全長は約4.5mであり，燃料の有効長は約3.7mで，燃料棒は長さ方向に適当な間隔で配置されたスペーサーにより支えられている。燃料棒には，外径約11mm，長さ約11mmのペレットが封入されている。

PWR用燃料集合体は，燃料棒を正方格子状（例えば17本×17本）に配列したものである。全長は約4.1mであり，燃料の有効長は約3.7mで，燃料棒は長さ方向に適当な間隔で配置されたスペーサーにより支えられている。燃料棒には，外径約８mm，長さ約14mmのペレットが封入されている。

燃料集合体（原燃工）

●燃料被覆管

核燃料物質である二酸化ウラン等のペレットを密封するための金属製の管を燃料被覆管という。核燃料物質や核分裂生成物を封じ込め，核燃料から発生する熱を効率よく取り出す

ために用いる。被覆管は中性子の影響を受け難く，熱をよく伝え，冷却材に対して腐食しない材料が望まれる。軽水炉では，ジルカロイが用いられている。

●燃料棒

核燃料物質である二酸化ウラン等のペレットを燃料被覆管に詰めて両端を密封溶接したものを燃料棒という。燃料棒は燃料加工工程の中間段階のもので，原子炉には，この燃料棒をさらに束ねて燃料集合体にしたものを使用する。

●濃縮ウラン

天然のウランの同位体組成は，核分裂しにくいウラン-238が99.3%，核分裂性のウラン-235が0.7％となっている。軽水炉の燃料として使用するためには，核分裂性のウラン-235の割合を増やしてやることが必要となる。このウラン-235の割合を増やすことを濃縮と呼び，濃縮されたウランを濃縮ウランという。軽水炉で使用するウランは，ウラン-235の含有率が３～５％の低濃縮ウランである。

【は行】

●排気筒

排気筒は，原子力発電所や再処理工場で発生した排気を環境中に安全に放出するための設備である。排気中の放射性物質は高性能エアフィルタ等による浄化後，放出されるが，環境への放出に当たって大気中での拡散を確保するため，十分な高さの排気筒から排出する。

排気筒から排気を放出するときは，安全を確認するため，排気中の放射性物質の濃度を常に測定し，監視している。

●半減期（物理的半減期）

放射性壊変によって，放射性同位元素の原子数が半分に減少するまでの時間のことを半減期という。半減期には，放射性核種によって秒以下から数十億年まである。

生物（学）的半減期，実効半減期と区別するために物理的半減期とも呼ぶ。

●ハンドフットクロスモニタ

ハンドフットクロスモニタは，手足，衣服の表面汚染を測定するため，汚染検査室などに常設する表面汚染検査装置をいう。一般に，原子力関係施設をはじめ放射性同位元素取扱施設等において，管理区域の出入口に設置され，管理区域から退出する作業者の身体及び衣服の表面汚染密度を検査する。

●ＢＮＣＴ（Boron Neutron Capture Therapy：ホウ素中性子捕捉療法）

あらかじめ患者の患部に集積するホウ素薬剤を投与しておき，そこに中性子を照射することにより，ホウ素の中性子捕獲反応を誘発し，この反応で生じたα線などによって，正常細胞にあまり損傷を与えず，腫瘍細胞のみを選択的に死滅させる治療法をホウ素中性子捕捉療法という。がん細胞と正常細胞が混在している悪性度の高い脳腫瘍をはじめとするがんに有効とされ，生活の質（ＱＯＬ）に優れていると注目されている。

●非常用ディーゼル発電機

非常用ディーゼル発電機は，運転中の原子力発電所で何らかの異常により発電所内への通常の電力供給が停止した場合に起動され，発電所内で必要な電力を供給する発電機である。

非常用ディーゼル発電機は発電所への通常の電力供給停止後直ちに起動され，安全上重要な系統，機器等へ非常用母線を介して電力を供給することにより，発電所の保安を確保し，原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給する。

●非常用炉心冷却装置（ECCS）

原子炉内の冷却水が減少したり，配管が破れて急速に冷却水が流失したときなどに，緊急に炉心を冷却するために設けられている装置を非常用炉心冷却装置という。

原子炉の中へ大量の水を送り込んだり，燃料棒に直接水をかけて冷やしたりして，燃料棒の崩壊熱による破損を防止する。

●被ばく

人体が放射線を受けることを被ばくという。その受け方によって外部被ばくと内部被ばくに分けられる。

●表面汚染

ある物体の表面に放射性物質が付着していることを表面汚染という。

表面汚染の形態には，放射性物質が固着して取れにくい固着性（固定性）汚染と，比較的取れやすい遊離性（非固定性）汚染とがある。ろ紙等で拭取ることのできる汚染を便宜上遊離性汚染として取扱っているが，固着性汚染であっても時間の経過とともに遊離性汚染に移行することがある。

表面汚染の測定には，スミア法（間接法）と直接法がよく用いられる。スミア法は，物体の表面を一定面積（通常100cm²）をろ紙等でこすり，ろ紙等に付着した放射性物質の量を測定して遊離性の表面汚染を調べる方法である。直接法は，測定すべき表面をサーベイメータにより直接走査しながら測定する方法で，固着性の表面汚染の検出と汚染の範囲を調べることができる。

●表面汚染密度

放射性物質を含んだ溶液や粉末を飛散させたり，あるいは，それらによる空気汚染物質の一部が沈着したりして，身体または物体の表面が汚染されている状態を表面汚染という。そのレベルは，単位表面積に存在する放射能（Bq/cm²）で表す。これを表面汚染密度という。

●疲労割れ

疲労割れは，繰返し加わる力により金属材料が損傷する現象のことをいう。

●風評被害

「事実ではないのに，噂によってそれが事実のように世間に受け取られ，被害を被ること」，「実際には起こっていない，あるいは大したことのない事件や問題が大げさに取り上げられ，噂が広まりその結果，問題の発生源とされる人や組織があらぬ被害を被ること」をいう。

●復水器

復水器は，蒸気タービンで使用した蒸気を，冷却水との熱交換によって冷却凝縮し，水にして体積を減らすことにより高い真空状態を作り，蒸気の流れをよくしてタービンの効率を高くする装置をいう。

回収された復水は，沸騰水型原子炉（BWR）の場合は原子炉へ，加圧水型原子炉（PWR），高速炉等二次系のあるプラントでは蒸気発生器に戻される。冷却には原子力発電プラントの場合，多量の冷却水が必要であるが，わが国では海水が使われている。冷却管は25～32mm程度の外径で，冷却水は13～18mの長さをもつ多数の冷却管の内部を流れ，管外で凝縮する。

●物質科学

物質の構造や性質，反応，法則などを探求する学問の総称として使用される。

なお，生物・生命体の構成要素についても物質と捉えると，生命科学が物質科学に含まれてしまうため，狭義には生命科学を除いた学問として使用されることが多い。

●沸騰水型原子炉（BWR）

原子炉の冷却水を直接沸騰させてできた蒸気をタービンに送り，発電する型の発電用原子炉を沸騰水型原子炉（BWR: Boiling Water Reactor）という。構造は簡単であるが，タービンにはごく少量の放射性物質を含んだ蒸気が送られることになる。原子炉内の圧力は約70気圧，温度は約285℃の高温の蒸気を作り出している。

●プルサーマル

使用済燃料を再処理することにより回収されたプルトニウムを，軽水炉の燃料として再利用することをプルサーマルという。プルトニウムは原子炉の中で燃えないウラン-238が変換したもので，このことにより，ウランの利用率を高めることができる。

プルサーマル燃料は，ウランとプルトニウムの混合酸化物燃料（MOX燃料という）として，MOX燃料加工施設で製造される。

●ベータ線（β線）

ベータ線は原子核の壊変にともなって，原子核から飛び出す電子のことで，マイナスの電荷を持っているものと，プラスの電荷を持っているものがある。

ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きいが，ガンマ線より小さく，厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

●ベクレル（Bq）

放射能の量を表す単位のこと。１ベクレルは，１秒間に１個の原子核が壊れ，放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ，または量を表す。

●ペレット

原子炉の燃料とするために二酸化ウランの粉末（MOX燃料の場合はMOX粉末）をプレス装置で成型し，焼き固めたものをペレットという。ペレットは，原子炉の形式によって大きさが異なるが，沸騰水型原子炉（BWR）燃料の場合，燃料ペレットの直径，高さともに約１cmの円筒形である。このペレットを燃料被覆管に入れて密封溶接して燃料棒に加工する。

ペレット１個で一般家庭の約半年分の電気をまかなうことができる。

ペレット（機構サイクル研）

●崩壊熱

核分裂で生じた核分裂生成物など，原子核が不安定な核種は，ベータ線やアルファ線等の放射線を出して別の原子核に変わっていく。この現象を放射性崩壊という。そのときに放出されるベータ線やアルファ線等のエネルギーの大部分は，その物質中で熱に変わる。この放射性崩壊に伴って発生する熱を崩壊熱という。

使用済燃料，高レベル放射性廃棄物のガラス固化体は崩壊熱を多く放出し，温度が高くなるため，水や空気で冷却されている。

●防災基本計画

防災基本計画は，災害対策基本法に基づき，中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり，災害予防，災害応急対策，災害復旧の段階ごとに，国，地方公共団体及び防災関係機関等の役割と責務を明確にしている。

阪神・淡路大震災において大規模な被害が生じた経験・教訓を踏まえ，1995年７月，自然災害対策を中心とした修正を行うとともに，社会・産業の高度化，複雑化，多様化に伴い，事故災害についても防災対策の充実強化を図るため，新たに原子力災害対策，海上災害対策，大規模な火災事故対策等を追加し，1997年６月，事故災害対策の修正を行った。2000年５月には，「原子力災害対策特別措置法」に合わせ，また2002年４月には，原子力艦と緊急被ばく医療について修正が行われた。その後，2004年３月の震災対策編，2005年７月の自然災害対策に係る各編，2007年３月の防衛庁の防衛省移行に伴う修正を経て，2008年２月には，新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化等の修正が行われた。東日本大震災後の2011年12月に「津波災害対策編」が設けられ，2012年９月には，福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策の修正が行われた。

●防災行政無線

我が国の防災通信網は，国，都道府県及び市町村の各階層から構成されている。中央防災無線，消防防災無線，都道府県防災行政無線，市町村防災行政無線，地域防災無線がある。

中央防災無線は，内閣府を中心に，指定行政機関，地方公共団体や指定公共機関等を結ぶネットワークである。

消防防災無線は，消防庁と全都道府県の間を結ぶ通信網で電話及びファクシミリによる相互通信と，消防庁からの一斉通報に利用されている。

都道府県防災行政無線は，都道府県と市町村，防災関係機関等との間を結ぶ通信網で，防災情報の収集・伝達を行うネットワークである。衛星系を含めるとすべての都道府県に整備されている。

市町村防災行政無線は，市町村が防災情報を収集し，また，住民に対して防災情報を周知するために整備しているネットワークである。

地域防災無線は，交通及び通信手段の途絶した孤立地域からの情報や病院，学校，電気，ガス等の生活関連機関と市町村役場等の間の通信を確保することを目的とした移動系のネットワークである。

戸別受信機（大洗町）

●防災業務関係者

防災業務関係者とは，周辺住民に対する広報・指示伝達，周辺住民の避難誘導，交通整理，放射線モニタリング，医療措置，原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者，及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者をいう。

●防災業務計画

災害対策基本法に基づき，関係省庁，原子力事業者，指定公共機関及び指定地方公共機関で作成する防災のための業務計画をいう。

原子力災害に係わる防災業務計画は，原子力災害対策特別措置法第７条第１項の規定に基づき，原子力事業者は指定公共機関及び指定地方公共機関における原子力災害予防対策，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し，並びに原子力災害の復旧をはかるために必要な業務を定め，原子力災害対策を円滑かつ適切に遂行することを目的として計画されている。

●放射性同位元素（RI）

放射性同位体ともいう。同じ原子番号（陽子の数）を持つ原子間で質量数が異なる原子をお互いに同位体という。同位体には，安定な同位体と不安定な同位体がある。このうち，不安定な同位体はより安定な同位体になろうとして，アルファ線（α線），ベータ線（β線），ガンマ線（γ線）等の放射線を放出する。放射線を放出する同位体を放射性同位体といい，ラジオアイソトープ（ＲＩ）とも呼ばれる。放射性同位体には，トリチウム（水素－３），炭素－１４，カリウム－４０など約２５００種類がある。

●放射性廃棄物の埋設

放射性廃棄物を固化して地中に埋める処分方法を埋設という。放射性物質の濃度が低い「低レベル放射性廃棄物」は，液体廃棄物については蒸発濃縮，可燃性廃棄物については焼却によって容量を減らした後，セメントなどで固めてドラム缶に密閉し，地中に埋設されている。国内の原子力発電所から発生した放射性廃棄物は青森県六ヶ所村にある低レベル放射性廃棄物埋設センターの廃棄物埋設施設に埋められている。

●放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい，放射能をもっている原子（放射性核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。また，個々の核種を限定しない場合は，放射性核種のことを総称して放射性物質ということもある。

放射性物質，放射線及び放射能の関係は，「電灯」が放射性物質に，電灯から出る「光線」が放射線に，そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

●放射性プルーム（放射性雲）

気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を放射性プルームという。

放射性プルームには放射性希ガス，放射性ヨウ素，ウラン，プルトニウムなどが含まれ，外部被ばくや内部被ばくの原因となる。放射性希ガスは，地面に沈着せず，呼吸により体内に取り込まれても体内に留まることはないが，放射性プルームが上空を通過中に，この中の放射性物質から出される放射線を受ける（外部被ばく）。

放射性ヨウ素などは，放射性プルームが通過する間に地表面などに沈着するため，通過後も沈着した放射性ヨウ素などからの外部被ばくがある。

また，放射性プルームの通過中の放射性ヨウ素などを直接吸入すること及び放射性ヨウ素などの沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによっても放射性ヨウ素などを体内に取り込むことになり，体内に取り込んだ放射性物質から放射線を受ける（内部被ばく）。

●放射性輸送物

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令において，輸送のため，放射性同位元素（ラジオアイソトープ）等が輸送容器に収納され，または梱包された状態のものを放射性輸送物と定義している。放射性同位元素は，食品や農業の研究，医療用，産業用等に利用されている。

放射性輸送物は，収納される放射性物質の放射能量に応じてＬ型，Ａ型，Ｂ型等に区分されており，輸送時の安全を確保するために，それぞれ技術基準が定められている。

●放射線

ウランなど，原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子，ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線），加速器などで人工的に作り出されたX線，電子線，中性子線，陽子線，重粒子線などのこと。

●放射線測定器

放射線には，電離作用，蛍光作用などがあり，これらの作用を利用した放射線検出器を使用した測定器を放射線測定器という。

電離箱，GM計数管は，放射線によって空気やその他の気体の中に生じたイオンの量を検出して，その放射線の強度を測る装置である。

シンチレーション検出器は，放射線による蛍光作用を利用して放射線を検出するものである。熱ルミネセンス線量計（TLD）は，ある物質に放射線を照射したあとで熱を加えると，光を発するものがあり，これを放射線の測定に応用したものである。このような現象のことを熱ルミネセンスという。

この他，固体の電離作用を利用する検出器として，半導体

検出器がある。

●放射能
原子核が別の原子核に壊れて変化し，アルファ線，ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。
放射能をもっている物質を放射性物質といい，その量をベクレル（Bq）で表す。

●放出源情報
放出源情報とは，原子力施設の災害時に放出される放射性物質の種類と放出量または放出率，放出の継続時間とその経過状況の予測，放出位置と放出口高さなどに関する情報である。

【ま行】
●慢性被ばく
長期間にわたって放射線を被ばくすること。被ばく線量が同じである場合は，急性被ばくによる影響（障害）の方が，慢性被ばくによる影響（障害）よりも通例大きくなる。

●ミュオン（ミュー粒子）
宇宙線の中で発見された素粒子で，電子と同じ負の電荷と１/２のスピンを持っており，質量は電子の約２００倍である。また，平均寿命は2.2×10±６秒で，電子，ミューニュートリノ及び反電子ミューニュートリノに崩壊する。

●MOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）
二酸化ウランに再処理施設で回収されたプルトニウム酸化物を添加・混合して，原子炉用の燃料として成型加工した燃料をMOX燃料（Mixed-Oxide：ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料という。また，単にプルトニウム燃料という。

●MOX燃料加工
MOX（Mixed-Oxide：ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料を製造することをMOX燃料加工，またはプルトニウム燃料加工という。原料である二酸化プルトニウムと二酸化ウランを受入れ，混合して成型し，高温でペレットに焼き固める。ペレットは被覆管に入れ燃料棒とし，それを束ねて燃料集合体に組み立てる。MOX燃料加工工程は，ウラン燃料加工工程と基本的に同じであるが，プルトニウムを取扱うため，ペレットを被覆管に封入するまでの工程は，グローブボックスの中で行われる。
高速増殖炉（もんじゅ，常陽）の燃料及び軽水炉におけるプルサーマル燃料はMOX燃料である。現在，MOX燃料を加工する施設として，茨城県東海村に日本原子力研究開発機構のプルトニウム燃料施設がある。また，日本原燃（株）が青森県に建設を計画している。

●モニタリング車
空間放射線量率の連続測定記録装置，大気中の放射性ヨウ素及び粒子状放射性物質を連続採取し測定する装置，風向風速の連続測定記録装置等を搭載した特殊車両である。
環境モニタリング専用の特別な機能を持たせた特殊車両であり，一般に比較的大型で行動範囲の制約も受けるが，その特殊機能を生かし，定点における半固定的な連続測定を実施することができるほか，場合によっては移動式野外観測室的な役割を果たすこともできる。

●モニタリングポスト
放射線を定期的に，または連続的に監視測定することをモニタリングといい，原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。
環境の放射線量率の測定は，通常，ガンマ線を対象に行われ，検出器としてガンマ線に感度のよい，蛍光作用を利用した「シンチレーション検出器」や電離作用を利用した「電離箱式検出器」がよく用いられる。これらの測定器は，平常時の放射線レベルから緊急事態全般に渡る広範囲の放射線の変動を欠かすことなく連続測定監視できるようになっている。一部の地域では，中性子線の検出もできるようになっている。

【や行】
●予測線量
予測線量とは，放射性物質又は放射線の放出量予測，気象情報予測等をもとに，何の防護対策も講じない場合に，その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は，状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

●預託実効線量
放射性物質の体内への摂取に伴う被ばく（内部被ばく）の線量評価に用いられる線量としては，預託等価線量及び預託実効線量がある。
預託等価線量H_T（τ）は，放射性物質の体内への摂取後に，体内に残留している放射性物質から個々の組織又は臓器Ｔが受ける等価線量率を時間積分した線量である。τは摂取後の年で表した積分時間であり，放射線業務従事者については，積分時間は50年とされている。預託等価線量の単位はシーベルトである。
預託実効線量E（τ）は臓器又は組織の預託等価線量とその臓器又は組織の組織荷重係数との積の全身の総和である。

【ら行】
●リニアック（線形加速器）
荷電粒子を一直線上で加速する加速器をリニアック又はライナックと呼ばれる。
基本的な構造は多数の導体筒を並べ，隣り合った導体筒が異符号に帯電するように高周波電圧を印加し，それぞれの筒の間（ギャップ）の電場で粒子に力が働く。筒の長さと印加する高周波の周波数を調整することで筒の中を通る粒子がギャップを通過するたびに加速される。ただし，この方式でエネルギーの大きなものを作ろうとすると加速器の長さを長くしなければならない。

●臨界
核燃料物質は，核分裂性物質の量，形状，中性子に対する条件が整うと，核分裂の連鎖反応が起こる。この核分裂による連鎖反応が継続している状態を臨界状態にあるという。
核燃料物質は中性子が当たると核分裂を起こす性質があり，核分裂に伴って２～３個の新たな中性子が発生する。この中性子が別の核燃料物質に当たり，次々に核分裂を起こすが，臨界状態では核分裂によって発生する中性子数と核燃料物質等に吸収されたりして消失する中性子数が均衡状態となる。
原子炉では，制御棒等によって中性子数を制御しているが，制御棒を徐々に引き抜いて行き連鎖反応が維持される状態を

臨界に達したという。

一方，核燃料施設では，臨界が起こらないように，核燃料物質の取扱い量を制限したり容器等の形状を工夫し臨界管理を行っている。

●臨界管理

濃縮ウランやプルトニウムなど，核燃料物質は，質量，容積，濃度などが一定の条件を超えると核分裂の連鎖反応が起こり臨界となる。このため，これらの物質を取扱う核燃料加工施設や再処理施設などにおいては，臨界にならないように質量の制限，形状の制限などを行っている。このように安全上の配慮をして核燃料物質を管理することを臨界管理，または臨界安全管理という。

実際の管理に当たっては核分裂性物質が臨界量に達しないようにする質量管理，核分裂性物質の濃度が一定値を超えないようにする濃度管理，核分裂性物質を入れる槽や容器の形状を制限して臨界に至らないようにする形状管理，槽や容器の中に中性子吸収材を配置した中性子吸収材による管理がある。

●臨界事故

核燃料物質を取扱う施設において，臨界管理に失敗し，予期しない臨界が発生した場合を臨界事故という。

例えば，誤操作などにより，形状管理されていない槽などに臨界量を超える核燃料物質を追加した場合などに臨界事故が発生する。臨界状態になるとガンマ線，中性子線及び熱が発生し，作業者に過大な放射線被ばくを与えることがある。JCO臨界事故はこの例に当たる。

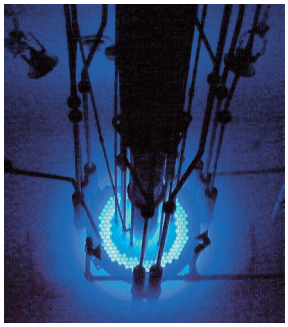

ＮＳＲＲにおける反応度（臨界）事故
模擬実験時のチェレンコフ光
（機構原科研）

●励起作用

放射線が物質中で散乱，吸収される過程で，その有するエネルギーの一部が物質を構成する原子の軌道電子に与えられ，軌道電子が基底状態からエネルギー準位の高い状態に移ることを励起作用という。

●劣化ウラン

劣化ウランとは，ウラン-235の割合が天然ウラン（0.71%）よりも少ないウランのことをいう。

軽水炉のウラン燃料には，ウラン-235の割合をおよそ３～４%に高めた濃縮ウランを使用するが，天然ウランを濃縮ウランにする一方でウラン-235の割合が天然ウランよりも少ない0.2～0.3%程度のウランが発生する。これが劣化ウランである。劣化ウランは，将来，高速増殖炉の燃料として使用できるので，日本では保管されている。海外では，金属ウランは比重が大きいことを利用して，重量バランス材等に使用されている。

●連鎖反応

ウランやプルトニウムなどの核分裂性物質は，中性子を吸収すると核分裂を起こす性質を持っている。一つの原子核が分裂するとき中性子が２～３個飛び出し，この新たな中性子が他のウランの原子核に当たることで，次々と核分裂を引き起こす。このことを連鎖反応という。

原子力発電とは，この連鎖反応を制御しながら，核分裂に伴い発生する多くのエネルギーを熱として取出し，その熱で蒸気を発生させて発電する仕組みである。

●六フッ化ウラン

六フッ化ウラン（UF_6）は，ウランとフッ素の化合物であり，常温，大気圧で白色の固体であるが，約60℃で気体になる。また，空気中に漏洩すると空気中の水分と反応し，腐食性の強いフッ化水素を発生し，人体にフッ化水素が触れると化学的な火傷を負うことがある。

軽水炉の燃料には濃縮ウランを使用するが，濃縮するためにウランを気体にする必要があり，天然ウランのイエローケーキは転換施設において六フッ化ウランに転換される。濃縮された後はウラン燃料加工のために二酸化ウランに再転換される。

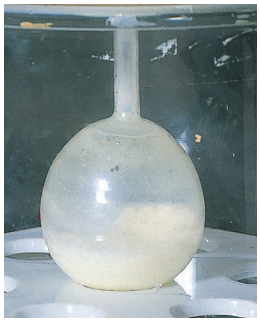

六フッ化ウラン（機構）

●炉心シュラウド

炉心シュラウドは，沸騰水型原子炉（BWR）の炉心支持構造物の一つで，炉心部を構成する燃料集合体や制御棒を内部に収容する直径４～５m，高さ７～８m，厚さ３～５cmのステンレス鋼製の円筒である。

炉心内の上向きの原子炉冷却材流と，その外側の環状部を下向きに流れる再循環流とを分離するとともに，炉心や気水分離器，蒸気乾燥器などの原子炉圧力容器内の構造物及び機器を機械的に支える役割を果している。

●炉心溶融

原子炉冷却材の冷却能力の異常な減少，あるいは炉心の異常な出力上昇により，燃料体が過熱し，かなりの部分の燃料集合体または炉心構造物が溶融することを炉心溶融という。

または，炉心損傷により生じた破片状の燃料が，原子炉冷却材の冷却能力の喪失により溶融することをいう。

出典：　原子力防災基礎用語集（財団法人原子力安全技術センター作成），他

水戸市地域防災計画修正年度

１	昭和４２年３月	
２	昭和４３年３月	
３	昭和４４年３月	
４	昭和４５年３月	
５	昭和４６年３月	
６	昭和４７年３月	
７	昭和４８年３月	
８	昭和４９年３月	
９	昭和５０年３月	
１０	昭和５１年３月	
１１	昭和５２年３月	
１２	昭和５３年３月	
１３	昭和５４年３月	
１４	昭和５５年３月	
１５	昭和５６年３月	
１６	昭和５７年３月	
１７	昭和５８年３月	
１８	昭和５９年３月	
１９	昭和６０年３月	
２０	昭和６１年３月	
２１	昭和６２年３月	
２２	昭和６３年３月	
２３	平成 元 年３月	
２４	平成 ２ 年３月	
２５	平成 ３ 年３月	
２６	平成 ４ 年３月	
２７	平成 ６ 年３月	
２８	平成 ８ 年３月	（震災対策編の改定）
２９	平成１１年３月	
３０	平成１２年３月	
３１	平成１４年３月	
３２	平成１５年３月	
３３	平成１６年３月	
３４	平成２２年３月	（風水害対策計画編の改定）
３５	平成２３年３月	（震災対策計画編の改定）
３６	平成２５年３月	（原子力災害対策計画編の改定） （地震・津波対策計画編の改定）
３７	平成２８年７月	（原子力災害対策計画編の改定） （地震・津波対策計画編の改定） （風水害対策計画編の改定）
３８	令和 ３ 年８月	（原子力災害対策計画編の改定） （地震・津波対策計画編の改定） （風水害対策計画編の改定）

水戸市地域防災計画
編集発行：水戸市防災会議
事 務 局：水戸市市民協働部防災・危機管理課
電　　話：029-232-9152
作　　成：昭和４１年４月